

# 大田区災害時物流最適化計画

令和8年3月

大田区

<b>第1章 総論</b>	<b>1</b>
<b>第1節 本計画の目的・範囲等</b>	<b>1</b>
<b>第2節 本計画の位置付け</b>	<b>1</b>
<b>第3節 前提条件の整理</b>	<b>2</b>
第1項 前提とする災害及びその被害	2
第2項 本計画の前提とする避難者数	3
<b>第2章 防災備蓄物資・救援物資の基本方針</b>	<b>4</b>
<b>第1節 フェーズ区分と物資供給対象者</b>	<b>4</b>
<b>第2節 防災備蓄の整備方針</b>	<b>4</b>
<b>第3節 防災備蓄の種別・品目・数量の適正化</b>	<b>5</b>
第1項 備蓄物資の区分	5
第2項 防災備蓄の整備品目と全体像	6
第3項 防災備蓄の目標数量	8
<b>第3章 防災備蓄物資の配置・配分計画</b>	<b>9</b>
<b>第1節 備蓄物資・倉庫の適正配置に向けた基本方針</b>	<b>9</b>
<b>第2節 エリア分けの検討と想定避難者数分布の評価</b>	<b>10</b>
第1項 エリア分けの検討	10
第2項 想定避難者数分布の評価	11
<b>第3節 備蓄倉庫の機能と位置付け</b>	<b>12</b>
第1項 備蓄倉庫の機能と位置付け	12
第2項 大田区における備蓄倉庫の指定	15
<b>第4節 備蓄・資機材の配置方針</b>	<b>18</b>
第1項 備蓄・資機材の配置方針	18
第2項 各区分の倉庫への備蓄・資機材の配置数量（備蓄・資機材の備蓄ユニットの整理）	21
<b>第5節 備蓄物資の配置・配分計画</b>	<b>28</b>
<b>第4章 防災備蓄物資の配送体制</b>	<b>36</b>
<b>第1節 備蓄物資の供給・配送に関わる役割分担</b>	<b>36</b>
第1項 区備蓄物資の供給・配送における役割分担	36
第2項 都備蓄物資の供給・配送における役割分担	37
<b>第2節 備蓄物資の配送に関わるルートの検討・検証</b>	<b>38</b>
第1項 備蓄物資の地上配送に関わるルートの検討	38
第2項 水路・空路を活用した備蓄物資の配送	41

<b>第5章 平時の防災備蓄物資の維持管理の適正化</b> .....	<b>45</b>
<b>第1節 防災備蓄物資の保管方法の標準化</b> .....	<b>45</b>
第1項 基本的な備蓄品の保管方法 .....	45
第2項 基本的な倉庫レイアウト・設備 .....	48
<b>第2節 防災備蓄物資・倉庫の点検</b> .....	<b>49</b>
<b>第3節 在庫管理のDX化に向けて</b> .....	<b>49</b>
<b>第4節 防災備蓄物資の更新と利活用</b> .....	<b>50</b>
<b>第5節 備蓄倉庫の管理運用の外部委託等について</b> .....	<b>50</b>
<b>第6章 災害発生後の救援物資の配送及び受援</b> .....	<b>51</b>
<b>第1節 災害時物資配送体制の整理</b> .....	<b>51</b>
第1項 災害時物資配送のフェーズ区分とフェーズごとの供給対象者及び物資供給方針 .....	51
第2項 災害時物資配送の全体像 .....	52
第3項 国・都及び広域応援団体・民間事業者等との連携・連絡体制 .....	53
第4項 被災者への物資供給方法の明確化 .....	59
第5項 支援物資受援体制と役割 .....	60
<b>第2節 災害時物資配送及び地域内輸送拠点運営方針・手順の整理</b> .....	<b>63</b>
第1項 地域内輸送拠点運営上の基本的ルール .....	63
第2項 拠点レイアウトの基本方針 .....	64
第3項 支援物資の流れ・対応主体・実施すべき行動 .....	66
<b>第3節 復興フェーズでの物資供給支援方針</b> .....	<b>96</b>
<b>第7章 災害時物流最適化計画の運用と見直し</b> .....	<b>97</b>
<b>第1節 PDCAによる計画の定期的な見直し</b> .....	<b>97</b>
<b>第2節 災害時物資配送に係る教育・訓練計画</b> .....	<b>97</b>

# 第1章 総論

## 第1節 本計画の目的・範囲等

令和4年5月に発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」において、大田区では発災4日目に最大約20万人の避難所避難者が発生すると想定された。これに対し、大田区では、これまで避難所1か所あたり約1,500人分の備蓄を進める他、災害後の居住継続を効果的に実現させるために、大田区開発指導要綱を改正し、平成29年4月1日から50戸以上の住戸を有する集団住宅を対象に「防災備蓄倉庫」の設置の義務付けを行ってきた。

一方、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、備蓄に関する様々な問題が発生した。例えば、分散備蓄を行っていなかったため、備蓄拠点と指定避難所の往復に時間を要したこと<sup>1</sup>、特に女性用品や乳幼児用品、携帯トイレ・仮設トイレ、パーティションやテント等の備蓄が不足する避難所があったことが報告されており<sup>2</sup>、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化を検討することが今後の必要な対応として挙げられている<sup>1</sup>。

本計画では、このような背景を踏まえ、都や区の備蓄物資や、災害発生後の救援物資をできる限り速やかに避難所や避難者に配布するため、備蓄の適切な配置を検討し、更新を含めた適切な維持管理を進めると共に、災害発生後の受援を含めた体制を進めることを目的とするものである。

## 第2節 本計画の位置付け

大田区災害時物流最適化計画の位置付けを図1-1に示す。

本計画は「大田区地域防災計画」などの防災に関する大田区の基本計画の下位に位置すると共に、国や東京都の災害時物流・応援受援に関わる計画や、避難所運営や帰宅困難者対策など、災害対応における個別計画に基づく計画として位置付けるものとする。

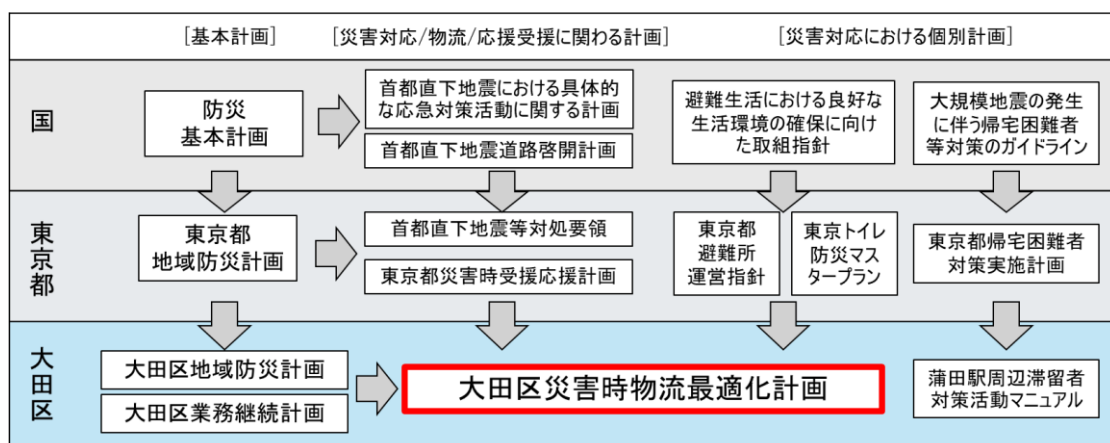


図1-1 本計画の位置付け

<sup>1</sup> 富山県「令和6年能登半島地震 災害対応検証報告書」（令和6年12月）

<sup>2</sup> 中央防災会議 防災対策実行会議 「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月）

### 第3節 前提条件の整理

---

#### 第1項 前提とする災害及びその被害

大田区地域防災計画に基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」（以下「東京都想定」）を本計画の前提とする。対象とする地震は、短期的に発生の蓋然性があり、被害の大きい「都心南部直下地震」を前提とする。

同地震において想定される主な事象・被害を以下に示す。

表 1-1 本計画の前提とする都心南部直下地震による被害の概要

○震 源	東京都 23 区南部
○規 模	M 7.3
○震源の深さ	約 49km
○気象条件	季節・時刻 冬の夕方 18 時 風速 8 m/s
○人的被害	死者 726 人 負傷者 7,815 人
○建物被害	全壊 8,538 棟 半壊 15,291 棟
○ライフライン	停電率 24.6% 通信不通率 13.3% 上水道断水率 54.2% 下水道管きよ被害率 7.3% ガス供給停止率 95.2%
○その他	帰宅困難者 123,906 人 避難者 313,000 人（うち避難所避難者 208,667 人） 閉じ込めにつながり得るエレベータ 1,508 台

## 第2項 本計画の前提とする避難者数

東京都想定を踏まえ、本計画では以下の考え方で避難者数を想定する。

- ・発災当初期（発災直後～1週間）においては、発災1日目において想定される最大避難所避難者数 約 157,000 人、及び発災4日目に想定される最大避難所避難者数 約 209,000 人とし、区内の指定避難所及び補完避難所において避難者を受け入れる。この間、居住スペースは、大田区の有する公的スペースの制約等により、スフィア基準不適合の避難所環境となることが想定されるが、トイレや飲料水・生活用水は、最大想定避難所避難者約 209,000 人にスフィア基準を満たすよう必要な物品を整備する。
- ・移行期（発災1週間～2週間）においては、応急危険度判定などによって自宅の安全の確保確認を速やかに行うことで、在宅避難へと誘導する。在宅避難者の著しい増加に伴い、指定避難所に「在宅避難者支援拠点（仮称）」の開設を準備する。
- ・スフィア期（発災2週間～）においては、主に建物被害を受け在宅避難が困難な避難者を避難所で受け入れ、スペースを含めたスフィア基準を満たす避難所体制を確立する。

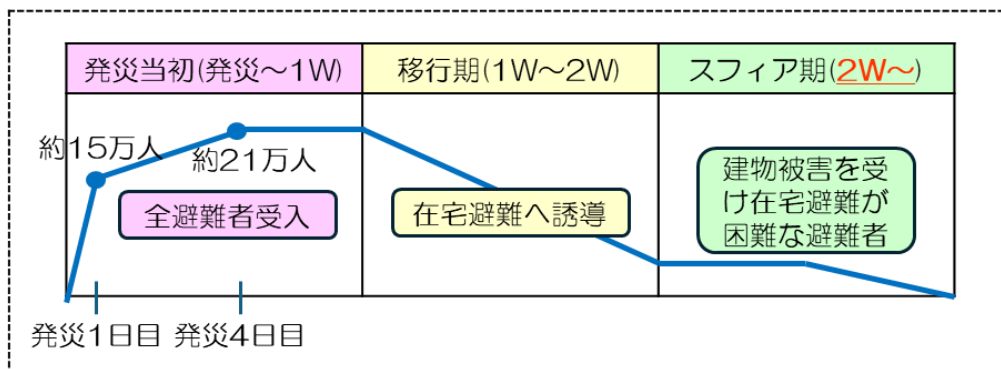


図1-2 本計画の前提とする避難者数の推移イメージ

## 第2章 防災備蓄物資・救援物資の基本方針

### 第1節 フェーズ区分と物資供給対象者

本計画では、以下に示す通り、発災後の経過時期に応じてフェーズⅠからフェーズⅤの5つのフェーズに分けて整理する。

表 2-1 フェーズ区分と供給対象者及び物資供給方針

フェーズ	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
主体	発災当日～3日目 (初動期)	発災3日目～7日目 (応急対策期)	発災7日目～2週間 (移行期)	発災2週間～1ヶ月 (復旧期)	発災1か月～ (復興期)
区	<b>都や区備蓄物資の提供</b> →備蓄倉庫から避難所への物資輸送等 <b>家庭内備蓄の活用促進</b> →家庭内備蓄活用・たすけあい活動促進の広報等 <b>プッシュ型物資支援に向けた準備・体制確立</b> →地域内輸送拠点の開設及び輸送体制等の確立	<b>プッシュ型物資支援の実施</b> →地域内輸送拠点に輸送された物資を避難所等に輸送 →物資ニーズの把握・整理等に向けた準備	<b>プル型物資支援への移行</b> →輸送体制の見直し・調整・再構築 →拠点内レイアウトの再検討・再配置 →継続的な支援物資受援、避難所等に輸送 →物資ニーズの把握・整理等	<b>プル型物資支援の実施</b> →物資ニーズの把握・整理 →物資の調達及び都・協定事業者等への要請 →支援物資受援、避難所等に輸送	<b>避難者の自立に向けた準備・体制確立</b> →物資ニーズの把握・整理 →物資供給者の整理 →避難所・物資拠点の集約
都					
国		プッシュ型支援		プル型支援	
協定事業者					
広域応援協定団体					
物資供給対象者と対象物資	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
避難者 (建物被害あり)	食糧・生活必需品	食糧・生活必需品	食糧・生活必需品	食糧・生活必需品・避難所の良好な生活環境確保に必要な物品	市場での調達が困難かつ避難所生活に必要な物品※
避難者 (建物被害なし)	(原則)家庭内備蓄	(原則)家庭内備蓄	食糧・生活必需品(段階的に縮小)	原則なし	原則なし
帰宅困難者	食糧・生活必需品	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし

### 第2節 防災備蓄の整備方針

自助（各家庭における備蓄）、共助（マンション、自治会・町会、企業、事業所等における備蓄）、公助（大田区、東京都による公的備蓄）それぞれについて、以下の方針で備蓄を行う。

#### ①自助による備蓄

- 自助による備蓄については、東京都地域防災計画において、「在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）」が自助による都民の防災力向上として掲げられている他、大田区地域防災計画においても、「災害時に自力で生活できるように、最低3日分、できれば

1週間分の食料や物品は用意しておく」ことを自助の備えの促進として挙げており、この方針に基づいて各家庭における備蓄を推進する。

## ②共助による備蓄

- ・共助による備蓄のうち事業者については、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)において「従業員の三日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない」とされている他、大田区地域防災計画においても「従業員が施設内に留まれるように、最低限3日分、できれば1週間分の飲料水や食料の備蓄に努める」ことを求めており、この方針に基づいて事業者における備蓄を推進する。

## ③公助による備蓄

- ・公的備蓄については「震災対策における都・区間の役割分担(昭和53年)」に基づき、食料は区が1日分を目標に備蓄し、都がそれ以降の分について備蓄、調達する。また、生活必需品は、主に都が備蓄・調達することになっているが、発災当初の道路の状況等によっては、都からの搬送が遅れることが予想されるため、区は生活必需品についても備蓄に努める。
- ・大田区による公的備蓄については以下の考え方に基づく。
  - ・東京都地域防災計画では「必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)等を基準とする」としている。
  - ・大田区では、3日目までの最大避難所避難者数として想定されている157,000人に加えて、一定の避難所外避難者分を考慮し、約209,000人分の(=発災4日目の最大避難所避難者数に相当)備蓄を目標とする。
- ・上記の公的備蓄は主に建物に被害を受けた避難所避難者を対象とする。建物被害を受けず、断水等により避難所に避難する避難者については、ニーズに応じて必要な物資の提供を行うが、持参した家庭内備蓄でできるだけ対応することを原則とし、建物に被害を受けた避難者に集中的に配分する。

## 第3節 防災備蓄の種別・品目・数量の適正化

---

### 第1項 備蓄物資の区分

大田区における備蓄の区分を表2-2に示す。このうち、本計画では主に一般備蓄を対象とする。特別備蓄については備蓄倉庫の配置を本計画において規定するものの、詳細については別途各災対部の計画に準ずるものとする。

表 2-2 大田区における防災備蓄の区分

備蓄区分		備考
一般備蓄	避難者配布用備蓄	
	避難所配備備蓄・資機材	
	その他備蓄	
特別備蓄	帰宅困難者用備蓄	蒲田駅周辺は災対区民部が担当し、それ以外は災対総務部が担当
	給水関係資機材	災対都市基盤整備部 担当
	医薬品・医療資機材	災対健康政策部 担当
	妊産婦避難所活動資機材	災対健康政策部 担当

## 第 2 項 防災備蓄の整備品目と全体像

### (1) 備蓄品カテゴリーと主な備蓄品目

大田区における備蓄品のカテゴリーと主な備蓄品目を以下の表 2-3 に示す。

表 2-3 大田区における備蓄品のカテゴリーと主な備蓄品目

備蓄品カテゴリー	主な備蓄品目
01_食料・飲料	クラッカー、シチュー、レトルト食品、おかゆ、粉ミルク、アルファ化米（都寄託品）
02_要配慮者用品	紙おむつ、ほ乳瓶、おんぶひも、乳児用肌着、乳児用バスタオル、生理用品、女性用ウェットティッシュなど
03_寝具	毛布、断熱シート、エアーマット、段ボールベッド
04_トイレ・衛生用品	簡易便器、簡易トイレ袋(凝固・衛生袋セット)、仮設便所、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、手指消毒剤など
05_医薬品	救急箱、医薬品、救急医療資材など
06_台所・食器・調理用品	かまど、やかん、鍋、カセットガスコンロ、給食カップ、給水カップなど
07_避難所備品・応急用品	投光器、懐中電灯、ソーラー発電システム、車いす、ラジオ、乾電池、拡声器、手指消毒剤など
08_給水・排水・消火用品	応急給水資機材、給水用ホース、消防用ホース、ポリタンク、ポリバケツ、イーjeeプール(簡易水槽)、簡易水質検査キットなど
09_発電機・燃料	発電機(ガス式)、発電機(ガソリン式)、カセットガス、ガソリン缶詰、ガソリン携行缶など
10_災害対応資機材	各種救助用資機材、担架、リヤカー、テント、ブルーシートなど
11_その他	その他、区保有の物品など

(2) 備蓄品配布・活用の全体像

発災後の備蓄品・資機材の配布と活用の全体像を表 2-4 に示す。

表 2-4 発災後の備蓄品・資機材の配布と活用の全体像

備蓄品カテゴリー		発災直後～1日目	2～3日目	4日目以降
01_食料・飲料	避難者	朝食：クラッカー1袋 昼食：クラッカー1袋、 野菜シチュー 夕食：レトルト食品	アルファ米（都備蓄物資） 炊飯袋を用いた炊飯	国・都からの救援物資
	幼児・高齢者等	おかゆ		
	乳児	粉ミルク及び粉ミルク調理用の飲料水		
02_要配慮者用品		備蓄品の紙おむつ、ほ乳瓶、乳児用肌着、乳児用バスタオル、生理用品などを活用		国・都からの救援物資
03_寝具		避難所等に備蓄している毛布、断熱シート、エアーマット、段ボールベッド（要配慮者向け）等を活用		左記に加え 国・都からの救援物資
04_トイレ・衛生用品		簡易便器及び簡易トイレ袋、自動式ラップトイレ（1週間程度を想定）		
		-	マンホールトイレ+便槽型トイレ	
05_医薬品		区備蓄医薬品	東京都への要請 地区薬剤師会、医薬品卸売 販売業者等から調達	左記に加え 国・都からの救援物資
06_台所・食器・調理用品		カセットガスコンロ等による調理 給食カップ、給水コップの活用		国・都からの救援物資、 かまどによる炊き出しなど
07_避難所備品・応急用品		投光器、懐中電灯などによる照明の確保 ソーラー発電システムによる電力の確保 感染症対策用のパーティションの設置		国・都からの救援物資
08_給水・排水・消火用品		避難所内の受水槽や応 急給水栓を用いた給水	災害時給水ステーション・ 災害用給水所（深井戸）の 利用、給水車での給水活動	国・都からの救援物資 ※ 給水所等も引き続き利 用
09_発電機・燃料		避難所に備蓄している発電機（ガス式・ガソリン式）の使用		左記に加え 国・都からの救援物資
10_災害対応資機材		救助用資機材を用いた災害対応の実施 担架、リヤカーなどによる搬送 テント、ブルーシートの活用 など		左記に加え 国・都からの救援物資
11_感染症対策用品		マスク、消毒液、アイソレーションガウンなど		左記に加え 国・都からの救援物資
12_その他				

また、発災2週間後頃を目途に移行するスフィア期（「第1章第3節第2項 本計画の前提とする避難者数」参照）においては、以下表 2-5 に示す資機材を用いる。

表 2-5 スフィア基準対応用資機材

備蓄品カテゴリー	スフィア期(おおよそ2週間後以降)
03_寝具	簡易ベッドの設置
04_トイレ・衛生用品	シャワーの設置
07_避難所備品・応急用品	プライバシー保護用パーティションの設置

### 第3項 防災備蓄の目標数量

発災直後から使用される緊急性が高い以下の品目は、大田区地域防災計画ならびに他計画の事例を参考に、表 2-6 に示す通り、想定避難者数に応じて目標数量を設定する。

表 2-6 備蓄品目ごとの目標数量の考え方

カテゴリー	品目	配布数量の考え方
01_食料・飲料	クラッカー	最大想定避難者数×1人2食×1日分
	レトルト	3歳～79歳の避難者に対し、最大想定避難者数×1食×1日分
	シチュー	3歳～79歳の避難者に対し、最大想定避難者数×1食×1日分
	おかゆ	1～2歳及び80歳以上の最大想定避難者数×3食×1日分
	粉ミルク	0歳の最大想定避難者に対し、175g / 日で3日分
	保存水	0歳の最大想定避難者に対し、1.25リットル / 人で3日分
02_要配慮者用品	ほ乳瓶	0歳避難者に対し、1日2個×3日分
	おむつ	0～3歳の避難者に対し、1日あたり8枚/人×3日分
	生理用品	10歳から55歳女性避難者に対し、8枚/日×3日分×1/2
03_寝具	毛布	避難者1人あたり1枚
04_トイレ・衛生用品	簡易便器・仮設便所・自動ラップ式トイレ	50人に1台(令和8年度内に整備見込み)
	凝固・衛生袋セット	1人1日5枚×3日分
	携帯トイレ	

## 第3章 防災備蓄物資の配置・配分計画

### 第1節 備蓄物資・倉庫の適正配置に向けた基本方針

過去の災害で得られた教訓を基に、以下の基本方針で備蓄物資・倉庫の適正配置を行う。

#### [備蓄物資・倉庫の適正配置に向けた基本方針]

##### 1. 備蓄の使用時期を考慮し、集中備蓄と分散備蓄を適切に組み合わせた配置を行う。

- ・発災直後に必要とされる備蓄物資はできるだけ避難所ないしは避難所に近い倉庫で備蓄する一方、発災翌日以降に用いる備蓄物資・資機材等は、区全体あるいは各エリアにおいて集中的に保管する。
- ・その際、備蓄倉庫を4つに区分（避難所備蓄倉庫、地区備蓄倉庫、中核備蓄倉庫、広域備蓄倉庫）し、各倉庫の役割に応じた備蓄を行う。

##### 2. 分散備蓄については、被害想定 of 想定避難者数分布に対して偏りがないように配置を行う。

- ・想定される避難所別避難者数の分布と、倉庫の備蓄可能面積、そして両者の位置関係を条件として、避難所と備蓄倉庫のペアリングを行い、想定される避難者数に対して必要とされる数量を満たしつつ、できるだけ空間的な偏りがないように備蓄の配置・配分を行う。

##### 3. 発災後の状況に応じて、各エリア内で備蓄物資の柔軟な分配・調整を可能とする。

- ・大田区内を7つのエリアに分けた上で、各エリアに中核備蓄倉庫を指定し、中核備蓄倉庫に一定の予備の備蓄を行うことで、都の被害想定をベースとしつつも冗長性を高め、発災後の状況に応じた柔軟な分配・調整を行うことをめざす。

##### 4. 大田区の地理的特徴や災害直後の道路状況を考慮した輸送手段・経路を事前に検討する。

- ・災害発生直後の交通状況や大田区内の道路ネットワークを考慮した輸送手段・経路を検討する。
- ・リヤカー等を用いた徒歩による移動経路と、車両を用いた移動経路の両者を検討することで、冗長性を高めた輸送経路を検討する。
- ・また、大田区が北西部に丘陵地帯を有することを考慮し、傾斜が伴う輸送については、優先的に車両の配置を行う。

## 第2節 エリア分けの検討と想定避難者数分布の評価

### 第1項 エリア分けの検討

本計画では、地理的・社会的な特徴及び緊急輸送道路等の条件を踏まえ、区内 18 特別出張所の管轄地域を組み合わせる形で、以下の7つのエリアに分けて備蓄品の整理及び検討を行う。

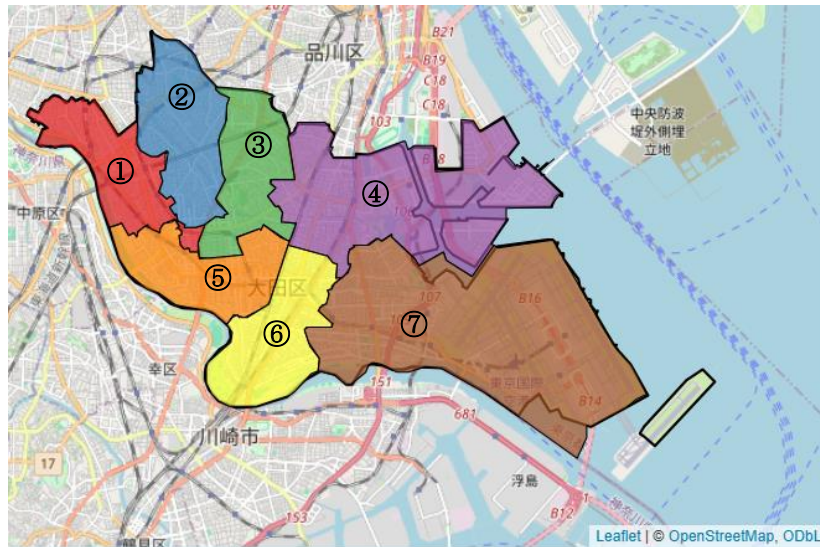


図 3-1 本計画におけるエリア区分

表 3-1 エリア区分と該当出張所名

エリア名	該当出張所
① 西部丘陵地域	田園調布、嶺町、鶴の木特別出張所
② 中部丘陵地域	久が原、雪谷、千束特別出張所
③ 池上・馬込地域	池上、馬込特別出張所
④ 大森地域	入新井、大森西、新井宿特別出張所
⑤ 蒲田西・矢口地域	蒲田西、矢口特別出張所
⑥ 蒲田東・六郷地域	蒲田東、六郷特別出張所
⑦ 糎谷・羽田地域	大森東、糎谷、羽田特別出張所

## 第2項 想定避難者数分布の評価

図 3-2 に示す東京都地震被害想定における 250m メッシュ別の建物被害棟数及び想定避難者数を基に、大田区地域防災計画で指定されている町丁目別の避難先避難所（大田区地域防災計画 資料編 9-2 避難場所と避難所の地区割当て）ごとに集計することで、図 3-3 に示す避難所別の想定避難者数を算出した。以降の備蓄の配置検討に際しては、図 3-3 の避難所別避難者数を前提条件とする。

また、この避難所別避難者数を前項のエリア別に集計した結果を表 3-2 に示す。

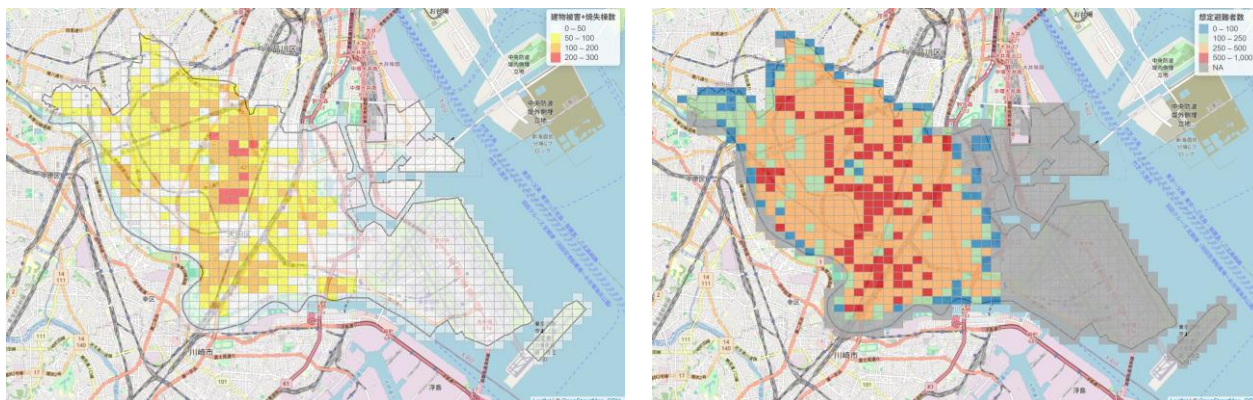


図 3-2 東京都地震被害想定における 250m メッシュ別の建物被害棟数（左）と想定避難者数（右）の分布

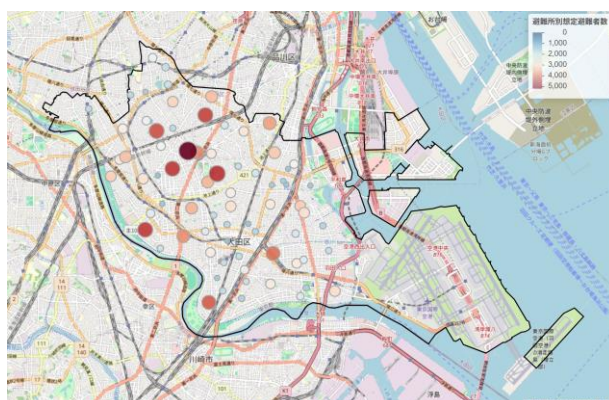


図 3-3 東京都地震被害想定データに基づく避難所別の想定避難者数（円の大きさは避難者数を示す）

表 3-2 エリア区別の合計想定避難者数

エリア名	想定避難者数の合計
① 西部丘陵地域	21,100 人
② 中部丘陵地域	34,000 人
③ 池上・馬込地域	34,400 人
④ 大森地域	30,000 人
⑤ 蒲田西・矢口地域	28,400 人
⑥ 蒲田東・六郷地域	32,100 人
⑦ 糀谷・羽田地域	28,700 人

### 第3節 備蓄倉庫の機能と位置付け

#### 第1項 備蓄倉庫の機能と位置付け

災害発生後、備蓄物資を必要な時期に必要な場所へと配送すると共に、都の被害想定をベースとしつつも発災後の状況に応じた柔軟な調整を可能とするため、備蓄倉庫を5つに分類する。

表 3-3 倉庫区分とその概要

倉庫区分	主たる機能	必要な設備	物資供給の目標	配送対応者
A) 避難所 備蓄倉庫	・約 1,500 人分の避難者の食料・日用品や、避難所に必要な資機材を備蓄	特になし	発災直後～	学校防災拠点本部員や避難所運営者等
B) 地区 備蓄倉庫	1) 近隣の避難所備蓄倉庫で保管しきれない分を備蓄 2) 近隣の補完避難所に設置する資機材を備蓄	リヤカー、台車など	発災半日後～	
C) 中核 備蓄倉庫	1) 各エリアの予備備蓄の保管 2) エリア内外の A) B) の備蓄倉庫で保管しきれない分を備蓄 3) 災害対応資機材を保管 (*地区備蓄倉庫の機能も果たす)	ハンドリフト、リヤカー、台車など	発災当日	災対総務部が中心となり、物流事業者の支援を受けて実施
D) 広域 備蓄倉庫	・上記記載以外の主に発災翌日以降に使用する備蓄や資機材保管	フォークリフト・バース	発災翌日以降	
E) 特別 備蓄倉庫	・帰宅困難者用備蓄、都寄託品、医療資機材などの特別備蓄を保管	特になし	-	各担当部にて実施

(\*）特別備蓄倉庫は他の倉庫区分を兼ねる場合もある

#### A) 避難所備蓄倉庫

- ・区内 91 の指定避難所に付設された倉庫であり、発災直後から配布・活用できるよう、約 1,500 人分の避難者の食料・日用品や、投光器・発電機などの避難所に必要な資機材を備蓄。
- ・学校防災拠点本部員や避難所運営者等によって、発災直後から配布・活用する。

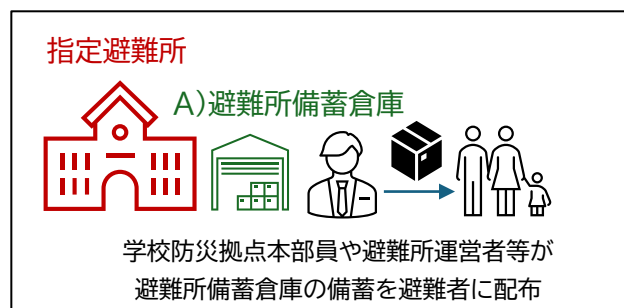


図 3-4 避難所備蓄倉庫の備蓄配布イメージ

## B) 地区備蓄倉庫

- ・ 1) 避難所備蓄倉庫で保管しきれない避難者配布用備蓄（食料・日用品など）を備蓄する他、2) 近隣の補完避難所に設置する避難所用資機材を備蓄。
- ・ A) の避難所備蓄が不足する場合、発災半日後以降を目標として、学校防災拠点本部員や避難所運営者等が中心となって避難者配布用備蓄を地区備蓄倉庫に取りに行き、指定避難所へ輸送（図 3-5）。
- ・ 指定避難所の収容人数のキャパシティを超える場合、補完避難所を開設し、避難者配布用の備蓄や補完避難所用資機材を地区備蓄倉庫から運ぶ。この時点で、地区備蓄倉庫から指定避難所に備蓄を輸送している場合、避難者が備蓄を持って移動することも想定する（図 3-6）。
- ・ 地区備蓄倉庫にある備蓄物資の輸送に際しては、できるだけ車両の活用を検討するが、車両の確保が困難な場合や、道路閉塞等によって車両による移動が困難な場合はリヤカーや台車を利用する。また、発災後の状況に応じ、補完的手段として避難所運営者等の車両の活用を検討する。

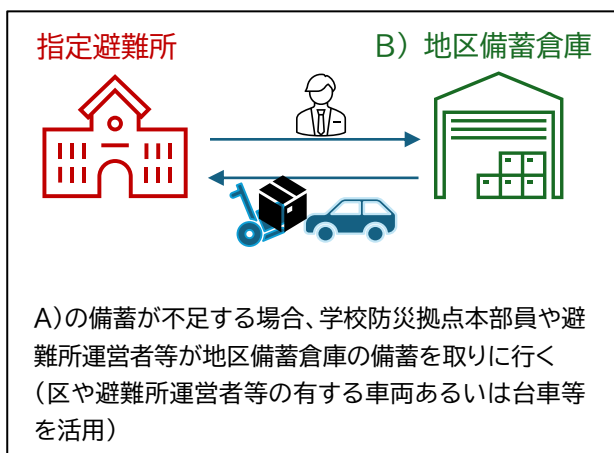


図 3-5 地区備蓄倉庫の備蓄輸送イメージ

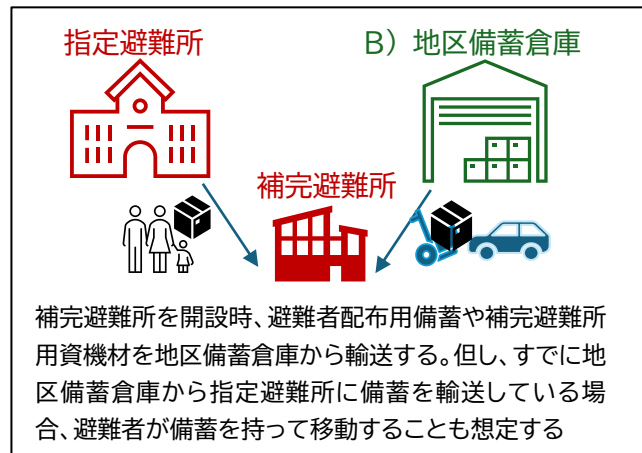


図 3-6 補完避難所開設時の備蓄輸送イメージ

## C) 中核備蓄倉庫

- ・ 各エリアに 1～2 か所の中核備蓄倉庫を設置し、発災後の状況に即した柔軟な調整・分配を行う機能を果たす。具体的には、B) 地区備蓄倉庫の機能も果たしつつ、1) 各エリアの予備備蓄、2) エリア内の A) ,B) の備蓄倉庫で保管しきれない備蓄、3) 災害対応資機材を保管する。
- ・ 1) , 2) の備蓄については、事前の想定をベースとしつつ、実際の被災状況を踏まえ、災対総務部の判断に基づき、物流事業者の協力を得て、指定避難所や補完避難所に車両で輸送する。
- ・ 円滑な運び出しのために、ハンドリフト、リヤカー、台車などを配備する。

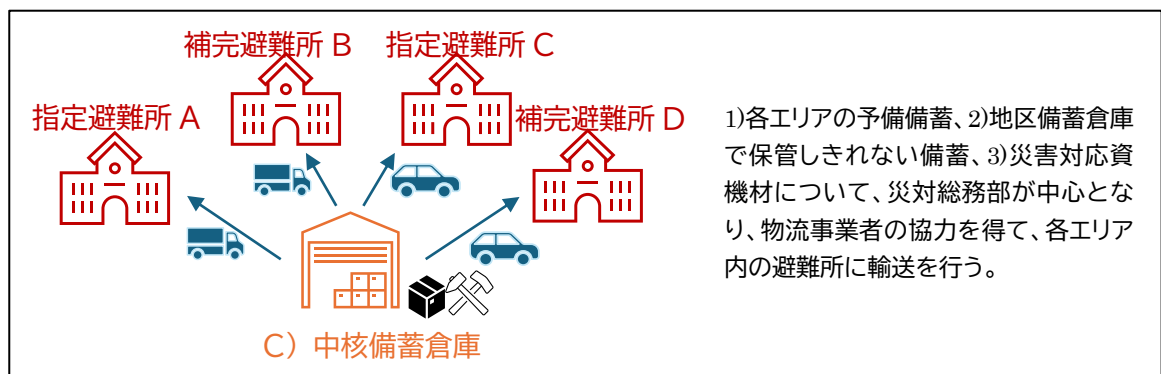


図 3-7 中核備蓄倉庫からの備蓄輸送イメージ

#### D) 広域備蓄倉庫

- ・上記以外の、主に発災翌日以降に使用する備蓄や資機材を保管し、発災翌日以降、物流業者の協力を得て区内全域の避難所に輸送を行う。備蓄の供出後は、地域内輸送拠点としての機能を果たす。
- ・大量の備蓄や資機材を受け入れ、運び出すことが想定されることから、複数のバースやフォークリフトを有する倉庫を広域備蓄倉庫として指定する。
- ・なお、広域備蓄倉庫（地域内輸送拠点）からは備蓄物資ならびに支援物資を区内全域の避難所に配送することを基本とする（図 3-8）が、道路状況等の要因によって各避難所への配送が滞る場合は、C) 中核備蓄倉庫でエリア内の支援物資を受け入れ、その後、中核備蓄倉庫から配送する、或いは各避難所から中核備蓄倉庫に取りに来るものとする（図 3-9）。（※ラストワンマイル配送のバックアップ）

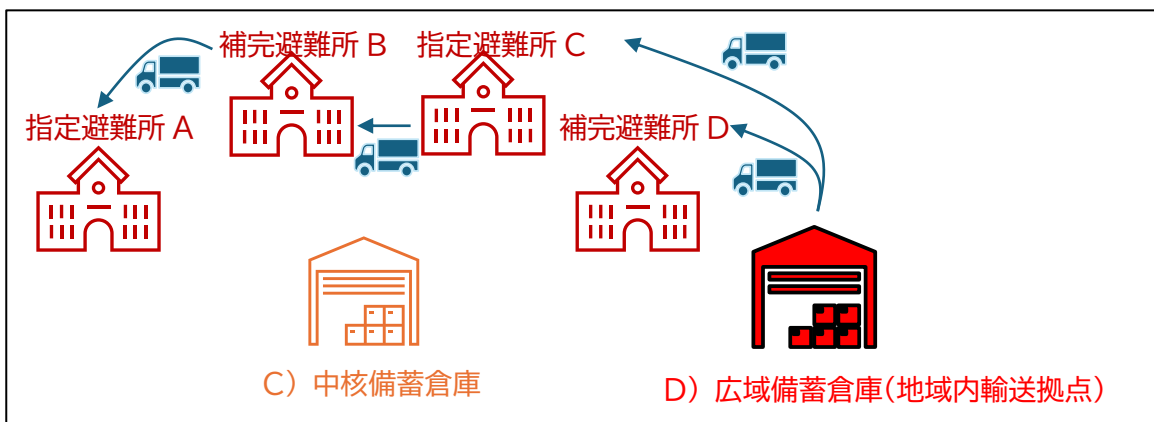


図 3-8 広域備蓄倉庫（地域内輸送拠点）からの備蓄物資・支援物資の配送イメージ

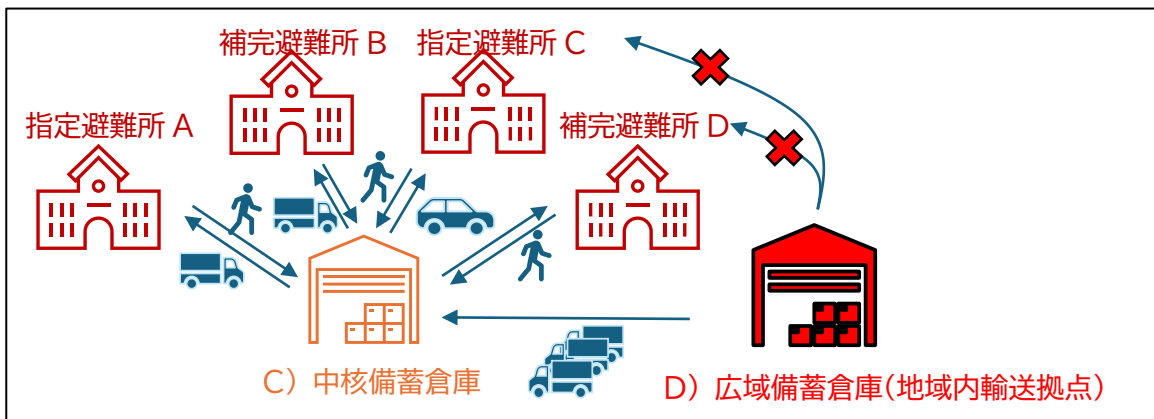


図 3-9 各避難所への配送が滞った場合の中核備蓄倉庫を活用したバックアップイメージ

## 第2項 大田区における備蓄倉庫の指定

### (1) 中核備蓄倉庫と広域備蓄倉庫

前項の考え方にに基づき、備蓄倉庫の備蓄可能面積や緊急輸送道路等との位置関係を加味した上で、中核備蓄倉庫と広域備蓄倉庫を以下の通り設定した。

表 3-4 中核備蓄倉庫と広域備蓄倉庫の指定

倉庫区分／エリア名		備蓄倉庫名
C) 中核備蓄倉庫	① 西部丘陵地域	田園調布南地区備蓄倉庫
	② 中部丘陵地域	北千束地区備蓄倉庫 東調布地区備蓄倉庫
	③ 池上・馬込地域	新井宿地区備蓄倉庫(*1)
	④ 大森地域	平和島公園地区備蓄倉庫
	⑤ 蒲田西・矢口地域	多摩川地区備蓄倉庫
	⑥ 蒲田東・六郷地域	六郷複合施設地区備蓄倉庫
	⑦ 糎谷・羽田地域	萩中地区備蓄倉庫
D) 広域備蓄倉庫	京浜島地区備蓄倉庫	

\*1 ・新井宿地区備蓄倉庫は位置的には④大森地域に位置するが、③池上馬込地域において適切な中核備蓄倉庫がないため、同地域の中核拠点として指定。

備蓄倉庫の分布を図 3-10 に、避難所備蓄倉庫を除いた備蓄倉庫の一覧を表 3-5 に示す。

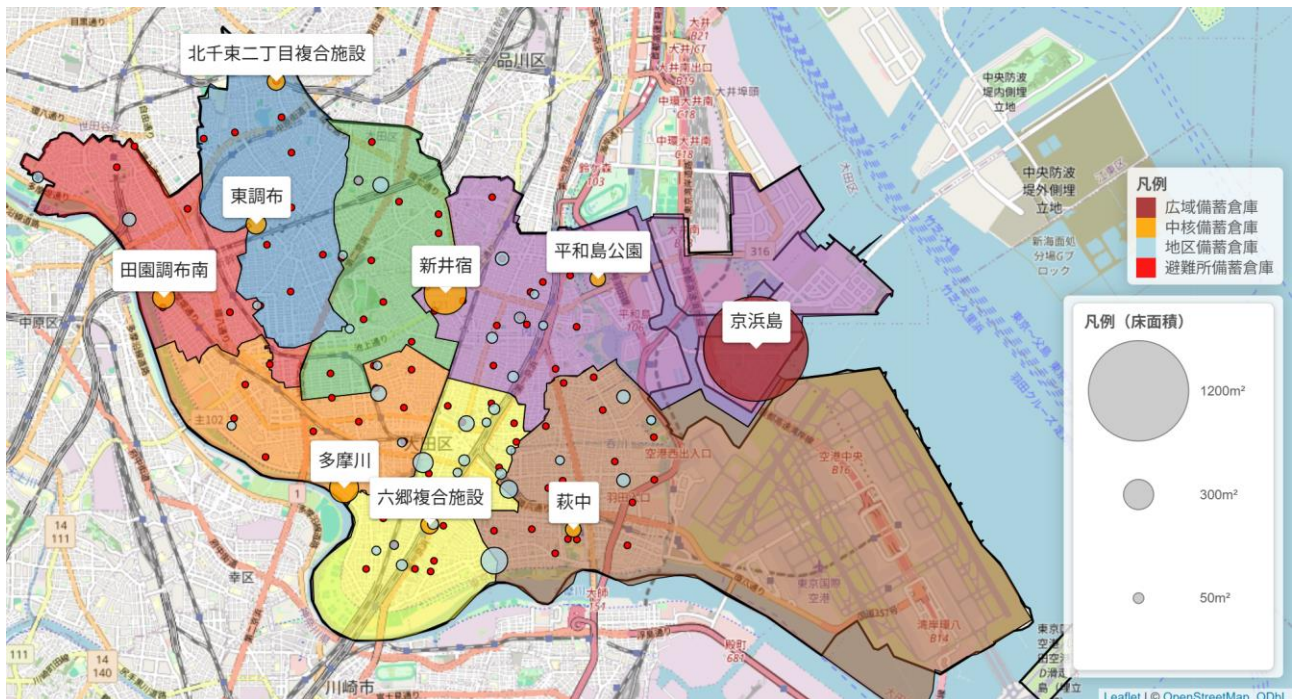


図 3-10 備蓄倉庫の分布（※避難所備蓄倉庫以外は円の大きさが床面積を表す）

表 3-5 エリア別の備蓄倉庫一覧

No	地域区分	区分	名称	所在地	床面積 (m <sup>2</sup> )
1	-	広域備蓄	京浜島	京浜島 3-5-8	1,262
2	西部丘陵地域	中核備蓄	田園調布南	田園調布南 3-8	203
3		地区備蓄	田園調布	田園調布 5-45-10	55
4			南久が原	南久が原 1-3-1	40
5			せせらぎ体育館	田園調布 1-53-12	83
6		中部丘陵地域	中核備蓄	北千束二丁目複合施設	北千束 2丁目 35-8
7	中核備蓄		東調布	南雪谷 5-13-1	176
8	池上馬込地域	中核備蓄	新井宿	中央 4-31-14	455
9		地区備蓄	西馬込	西馬込 2-35-6	36
10			中馬込	中馬込 3-13-1	36
11			池上	池上 4-21-13	37
12			東京メトロ馬込	中馬込 3-23	104
13	大森地域	中核備蓄	平和島公園	平和島 4-2	104
14		地区備蓄	大森北	大森北 6-18-1	36
15			大森西	大森西 2-16-2	55
16			高架下第 1	大森西 2-29-15	38
17			高架下第 2	大森西 5-27-14	56
18			マチノマ大森	大森西 3-1-38	54
19	大森北四丁目複合施設	大森北 4-6-7	90		
20	蒲田西・ 矢口地域	中核備蓄	多摩川	多摩川 2-24-62	285
21		地区備蓄	下丸子	下丸子 2-23-1	34
22			蓮沼	西蒲田 2-3-1	36
23			西蒲田	西蒲田 8-5-1	32
24			西蒲田三丁目複合施設	西蒲田 3-19-4	116
25	蒲田東・ 六郷地域	中核備蓄	六郷複合施設	仲六郷 2-44	140
26		地区備蓄	清水橋	西糀谷 1-1-3	36
27			南六郷	南六郷 1-29-2	244
28			仲六郷	仲六郷 3-11-11	36
29			西六郷	西六郷 1-4-10	36
30			蒲田本町	蒲田本町 1-1-3	166
31			高架下第 3	蒲田 2-23-9	55
32			高架下第 4	蒲田 3-23-21	24
33			高架下第 5	蒲田 4-45-12	54
34			高架下第 6	蒲田本町 2-31-11	24
35			高架下第 7	仲六郷 2-45-18	56
36			高架下第 8	仲六郷 3-28-17	50
37			高架下第 9	南蒲田 1-13-2	49
38			西六郷三丁目	西六郷 3-2-14	35
39			蒲田三丁目	蒲田 3-17-1	121
40	糀谷羽田地域	中核備蓄	萩中	萩中 3-25-26	111
41		地区備蓄	森ヶ崎 1	大森南 5-2-111	37
42			森ヶ崎 2	大森南 5-2-111	25
43			西糀谷	西糀谷 2-14-14	36
44			糀谷駅前	西糀谷 4-29-16	135
45			東糀谷	東糀谷 4-5	80
46			大森南	大森南 4-9	94

(2) 特別備蓄倉庫

特別備蓄については、その使用場所との位置関係や維持管理の簡便さ等を勘案し、以下の通り設定する。

表 3-6 特別備蓄倉庫の指定

備蓄区分	備蓄倉庫	備考
帰宅困難者用備蓄	蒲田本町	区民ホールアプリコ 分
	蒲田三丁目	プラウドシティ蒲田、片柳学園（日本工学院専門学校）分
	糝谷駅前	産業プラザ PiO、産業技術開発センター城南支所 分
	清水橋	大田区総合体育館 分
	京浜島	京浜島勤労者厚生会館
	平和島	京急開発株式会社、株式会社東京流通センター、大田市場、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場 分
	東京メトロ馬込	大田桜台高等学校 分
給水関係資機材	各給水拠点の近くに位置する地区備蓄倉庫	左記に加え、避難所備蓄倉庫内に応急給水用資機材あり
医薬品・医療資機材	蒲田本町地区備蓄倉庫	六郷複合施設の都寄託物品は左記の2倉庫などに順次移動する方向で調整を行う
	仲六郷地区備蓄倉庫	
妊産婦避難所活動資機材	大田文化の森／東邦大学看護学部	

## 第4節 備蓄・資機材の配置方針

### 第1項 備蓄・資機材の配置方針

備蓄物資はその活用時期（緊急性）と重要性に応じて、表3-7に示す7つのパターンで分散備蓄と集中備蓄を組み合わせた形で配置を行う。なお、地区備蓄倉庫には以下の備蓄物資・資機材をユニット化し、配置と運用を行う（第2項で後述）。

- ・パターン1、パターン2の備蓄物資→避難者400人分をユニット化
- ・補完避難所開設時に使用するパターン4の資機材→補完避難所毎にユニット化

表3-7 分散備蓄・集中備蓄を組み合わせた備蓄・資機材の配置方針

備蓄パターン	対象となる備蓄物資	分散 ←====→ 集中			
		A) 避難所備蓄	B) 地区備蓄	C) 中核備蓄 (エリア備蓄)	D) 広域備蓄
パターン1	クラッカー、レトルト、シチュー、おかゆ、毛布、簡易便器	○ (約1,500人×1日分相当)(*)	○ 400人分をユニット化	(予備)	(予備)
パターン2	凝固・衛生袋セット/携帯トイレ	○ (約1,500人×1日分相当)(*)	○	○	(予備)
パターン3	粉ミルク、保存水、ほ乳瓶、おむつ、生理用品	○ (約1,500人×3日分相当)(*)	-	○	(予備)
パターン4	投光器、カセットコンロ、やかん、鍋、発電機等	○	○ 補完避難所毎にユニット化	-	(予備)
パターン5	段ボールベッド、アクションポンプ、トイレトペーパー等	○	-	○	(予備)
パターン6	炊飯袋	-	-	○	(予備)
パターン7	その他	○	-	-	○

(\* 大田区人口の年齢割合を基に、避難者1,500人あたりの該当者を想定した換算値)

各備蓄パターンの考え方・補足を以降に示す。

[パターン1：クラッカー、レトルト、シチュー、おかゆ、毛布、簡易便器など]

想定避難者数×1日分(毛布は1人1枚、簡易便器は50人に1人)を目標数量とするこれらの品目は発災当日にその多くを使う想定のため、避難所備蓄及び地区備蓄による分散備蓄を主とする。具体を以下に示す。

- ① 指定避難所 91 か所に約 1,500 人分の避難者配布用備蓄（食料、毛布、生活必需品など）を配置。  
（※避難所備蓄 1,500 人分は目安であり品目によってその数量は異なる）
- ② 都被害想定における想定避難者数に対して備蓄不足が見込まれる分を近隣の地区備蓄倉庫（一部、中核備蓄倉庫に配置）に配置。（③の約 5 %分の備蓄は除く）
- ③ エリア備蓄として、全体の約 5 %にあたる約 10,000 人分の備蓄を中核備蓄倉庫に配置。

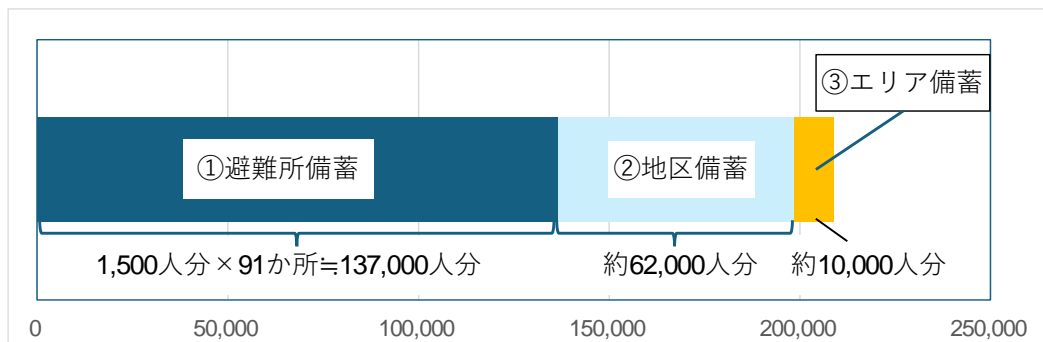


図 3-11 パターン1の備蓄の配置内訳

(※避難所備蓄 1,500 人分は目安であり品目によってその数量は異なる)

[パターン2：凝固・衛生袋セット／携帯トイレ]

想定避難者数×3日分を目標数量とする凝固・衛生袋セット及び携帯トイレは、避難所に一定量を備蓄すると共に、地区備蓄と中核備蓄（エリア備蓄）によって不足分をカバーする。具体を以下に示す。

- ① 指定避難所 91 か所に約 1,500 人分の 1 日分を配置。
- ② 都被害想定における想定避難者数に対して見込まれる不足分、及び翌日以降の分を近隣の地区備蓄倉庫（一部、中核備蓄倉庫に配置）に配置。
- ③ 翌日以降の分を各エリアの中核備蓄倉庫に配置。

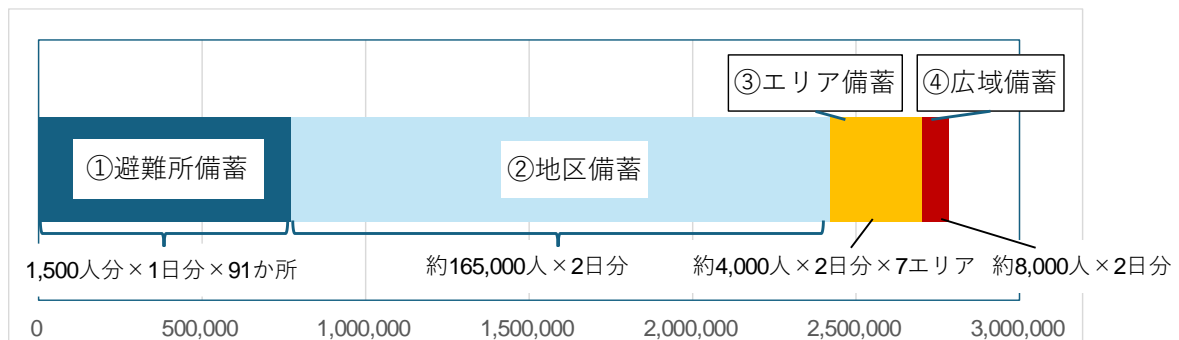


図 3-12 パターン2の備蓄の配置内訳

[パターン3：粉ミルク、保存水、ほ乳瓶、おむつ、生理用品]

想定避難者数×3日分を目標数量とする上記の品目は、避難所に一定量を備蓄すると共に、中核備蓄（エリア備蓄）によって不足分をカバーする。具体を以下に示す。

- ① 指定避難所 91 か所に約 1,500 人分の 3 日分を配置。
- ② 都被害想定における想定避難者数に対して備蓄不足が見込まれる分を中核備蓄倉庫に配置。

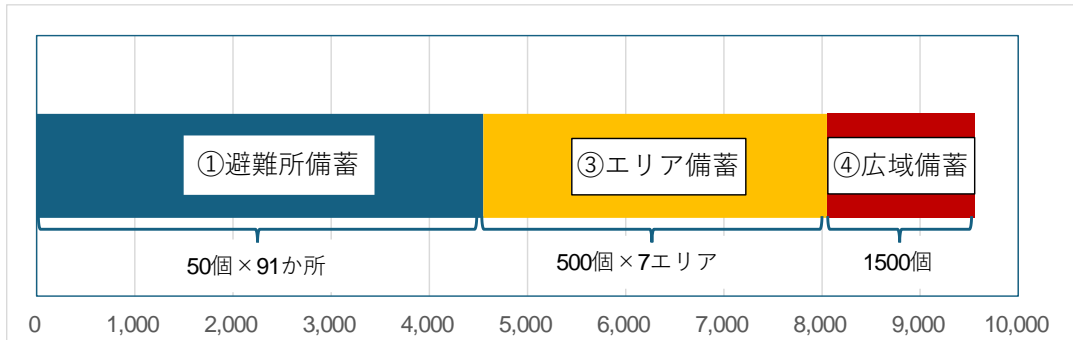


図 3-13 パターン3の備蓄の配置内訳(ほ乳瓶の場合)

[パターン4]

指定避難所、補完避難所用の資機材について、以下の方針で配置を行う。

- ① 指定避難所用の資機材を各指定避難所に配置。
- ② 補完避難所用の資機材を近隣に位置する地区備蓄倉庫（一部、中核備蓄倉庫）に配置。

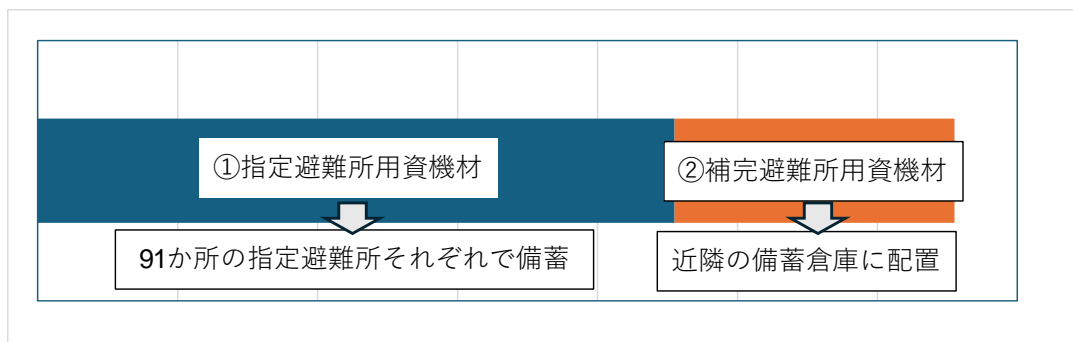


図 3-14 パターン4の備蓄の配置の考え方

[パターン5～7]

上記以外の資機材については、指定避難所に一定量を備蓄すると共に、その緊急性・重要性を基に中核備蓄倉庫あるいは広域備蓄倉庫に配備を行う。

但し、炊飯袋（パターン6）については、発災翌日以降に生米を炊飯する用途で使用する可能性があることから、中核備蓄倉庫に配備する。

第2項 各区分の倉庫への備蓄・資機材の配置数量（備蓄・資機材の備蓄ユニットの整理）

(1) 指定避難所に配置する備蓄・資機材

大田区では指定避難所において、表3-8に示す備蓄・資機材を配置している。

表3-8 指定避難所の配備備蓄・資機材(1/3)

カテゴリー	品名	数量	備考
01_食料・飲料 塗りつぶしは、特定原材料等アレルギー物質27品目不使用。	クラッカー	3,430食	(朝・昼食用) 1箱70食 49箱
	レトルト食品(きのこご飯)	510食	(夕食用) 1箱30食 17箱
	レトルト食品(カレーご飯)	510食	(夕食用) 1箱30食 17箱
	レトルト食品(ケチャップライス)	510食	(夕食用) 1箱30食 17箱
	レトルト食品(中華丼)	510食	(夕食用) 1箱30食 17箱
	だしがゆ(鮭・あずき・トマト)	600食	(同上) 1箱40食 各5箱
	災害用備蓄食料(シチュー)	1,320食	1箱6缶入(1缶20食分) 11箱
	レトルトシチュー	30食	1箱30袋入 1箱
	粉ミルク	24缶	(0歳児用) 1箱12缶入(1缶300g) 2箱
	保存水(粉ミルク用)	72ℓ	1.5ℓ又は500ml ペットボトル
02_要配慮者用品	紙おむつ(大人用)	11箱	1箱14枚×4パック
	紙おむつ(乳児・幼児用)	6箱	S: 1箱84枚×3パック、M: 1箱64枚×4パック、L: 2箱44枚×3パック、BIG: 1箱38枚×3パック、S・M混合: 1箱S84枚、M64枚入
	生理用品	9箱	1箱30枚×36袋入
	ウェットタオルワイド	4箱	1箱30枚×18袋入 新生児のおしり拭き用
	バスタオル	1箱	(乳児用) 50枚入
	乳児用肌着	1箱	(乳児用) ロンパース白 70cm 50枚入
	哺乳ビン	50本	ビンのほか哺乳ビン用乳首50個
	おんぶひも	1個	背負式避難具
	ファミリールーム	2台	授乳・更衣室用。ワンタッチ設置型
	災害活動用多目的テント(プライベートルーム)	2台	
	コミュニケーションボード	10枚	4ヶ国語対応イラスト入コミュニケーションツール
	災害用バンダナ	50枚	4ヶ国語対応
	筆談ボード	1台	ペン付
多言語表示シート	1セット	日本語・英語・中国語・ハングル語1冊、ネパール語1冊	
03_寝具	毛布	1,500枚	10枚入 150箱
	エアーマット	2箱	1箱50枚入 寸法800×2,000×20mm
	ジョイントマット	18箱	32枚セット 体育館で使用
	断熱シート	18箱	1箱2巻入 寸法幅1m×長60m
	段ボールベッド	10台	(要配慮者用) ニュー簡太くんII

表 3-8 指定避難所の配備備蓄・資機材 (2/3)

カテゴリー	品名	数量	備考
04_トイレ・衛生用品	簡易便器	17 台	ニード製 11 台、サニタクリーン製 6 台 (トイレ個室で使用)
	凝固・衛生袋セット	35 箱	ニード製 (1 箱 200 回分) 既設洋式トイレ・簡易便器で使用
	折畳式簡易便器用紙オムツ	1,500 枚	(簡易便器用吸収シート) 1 箱 100 枚入 15 箱
	ゴミ収集袋 45L	3,000 枚	(簡易便器用) 1 箱 300 枚入 10 箱
	脱臭剤	30 個	(簡易便器用) 1 箱 5 本入 6 箱
	自動ラップ式トイレ	2 式	バッテリー、手すり、テント、消耗品各 2 式
	汚物保管圧縮袋	370 枚	ケンユウ製 (脱気用ダブルアクションポンプ 6 台付)、汚物ごみ用
	トイレ用目隠しテント	1 ~ 4 張	(トイレ機能付マンホール用) 最終汚水マス改良校のみに配備
	マンホール開閉用手鍵	1 本	(仮設便所用)
	下水道直結式トイレ	2 台	貯留式兼用型 貯留式: 800 回程度使用可能
	ベンクイック (H型・S型)	3 台	仮設便所 (H型: 洋式 1 台 S型: 和式 2 台)
	塩素系汚水処理剤	5 箱	(ベンクイック用) 1 箱 5 錠入 固液分離機に入れて使用
	(オストメイト専用トイレ)	(1 式)	※ 1 医療救護所開設予定校
	トイレトペーパー	396 個	1 箱 100 ロール入×3 箱、1 箱 48 ロール入×2 箱
	衛生ウェットティッシュ	3 箱	1 箱 100 袋入、女性のデリケートゾーンケア用
手指消毒剤	1 箱	1 本 500cc 10 本	
05_医薬品	救急箱	1 箱	
06_台所・食器・調理用品	給食カップ	1,600 個	スチロール製どんぶり
	給水コップ	1,500 個	スチロール製コップ
	カセットガスコンロ	14 台	(粉ミルク用 うち 2 台)
	炊出かまど	1 式	日赤の炊出かまどを含め 37 校に導入中
	なべ	12 個	蓋付き両手なべ
	やかん	11 個	5 ㍓ 2 個: ミルク用、8 ㍓ 9 個: アルファ米用
	おたま	12 個	お玉杓子
07_避難所備品・応急用品	LED照明お灯さん	100 台	アルカリ単三電池で稼働。居室照明用
	LEDソーラーランタン	20 台	太陽光で充電。夜間通路照明用
	ブルーシート	30 枚	3.6m×5.4m 体育館で使用
	(カーペット)	5 箱	※ 1 医療救護所開設校のみ 1 箱 10 枚入
	ソーラー式蓄電池	1 台	AC電源からも充電可能。LEDライト付
	非常用ポータブル蓄電池	1 式	情報通信機器等への充電用。蓄電池 (本体) 1 台、充電用ソーラーパネル 1 枚
	拡声器	2 台	TOA ER-1115 乾電池付き 1 台、ナショナル製 1 台
	安全キャンドル	6 個	1 個につきローソク 4 本付

表 3-8 指定避難所の配備備蓄・資機材 (3/3)

カテゴリー	品名	数量	備考
07_避難所備品・応急用品	リヤカー	1台	
	車いす	2台	
	空気入れ	1台	車いす用
	担架	2架	※1医療救護所開設予定校は7架
	キャスター付担架	1台	アシストストレッチャー
	ラジオ	1台	単一電池で稼働。情報収集用
	乾電池 (マカホン単一)	20個	拡声器・ラジオ用
	乾電池 (アルカリ単三)	1,688個	LED照明用、携帯型戸別受信機用
	コードリール	3巻	20m 1巻、30m 2巻
	ペット対応物品	1式	ポール5本、リード10本
	避難所開設キット	1箱	学校防災活動拠点校に配備
	ジャンパー	25枚	(避難所従事者用)
	文房具等 (青色コンテナ)	1式	(避難所従事者用)
	腕章	25枚	(避難所従事者用)
	NTT 特設電話	1式	(避難者安否確認用)
	携帯型戸別受信機	1台	
ごみ袋	150枚	(簡易便器以外の用途用) 1枚90ℓ	
08_給水・排水・消火用品	応急給水資機材	1式	避難所周辺の路上の消火栓を利用、消火用資機材同梱
	イージープール	1個	
	ポリタンク	40個	給水用 10ℓ
	ポリタンク	6個	20ℓ
	ポリバケツ	8個	1個16ℓ 蓋付き
	給水用ホース	1個	リール式
09_発電機・燃料	発電機	3台	ガソリン式2台、ガス式1台
	投光器	3台	LED1台 (別途ランプあり)、マルライト <sup>®</sup> 1台、LED看板1台
	ガソリン缶詰	20缶	1缶1ℓ
	ガソリン携行缶	1個	協定先からの供給用。20ℓ貯蔵可能
	カセットガス	183本	炊事用87本、粉ミルク用12本、発電機用84本
10_災害対応資機材	救助用資機材	2式	カナテコ <sup>®</sup> ハール、平ハール、穴換ノギリ、トラロープ <sup>®</sup> 、丸型ショベル
	ジャッキ	2個	
	大ハンマー	3個	
	バラシバー	2個	
	レスキューアックス	3個	
	丸型ショベル	5個	
	救助ロープ	2巻	20メートル

(2) 地区備蓄倉庫に配置する備蓄・資機材ユニット

① 避難者配布用備蓄ユニット

「第2章第3節第3項 防災備蓄の目標数量」に基づく、避難者400人に対して必要な品目別数量と、必要な箱数を表3-9に示す。

前項の通り、これら避難者400人分の備蓄物資を1ユニットとして以降の地区備蓄倉庫における備蓄の配置計画及び運用を行う。

表3-9 避難者配布用備蓄のユニット内訳

備蓄品目	規格	1箱あたりの数量	必要数量	1ユニットあたりの箱数
クラッカー	1箱26枚×70食(35食×2缶)入	70食	800食	12箱
レトルト	1箱30食入	30食	364食	12箱
シチュー	650g(20食)×6缶入り	120食	364食	3箱
おかゆ	1箱40袋入り	40食	36食	1箱
簡易便器	1箱5台	5台	5.2台	1箱
凝固・衛生袋セット	1箱200回分	200枚	6000枚	30箱
毛布	1箱10枚	10枚	400枚	40箱

各避難所の想定避難者数に対し、避難所備蓄(1,500人分)を除いた上で、第4節第1項の配置方針に記載したエリア備蓄5%分を差し引いた人数を基に、必要な配布備蓄ユニット数を評価した結果を表3-10に示す。

表 3-10 指定避難所別 避難者配布用備蓄の必要ユニット数（避難所備蓄分を除く）（1/2）

地域区分	施設名	必要 ユニット数	地域区分	施設名	必要 ユニット数
西部丘陵 地域	東調布第一小学校	3	大森地域	大森第一小学校	4
	田園調布小学校	1		開桜小学校	0
	調布大塚小学校	3		大森第三小学校	3
	東調布第三小学校	4		大森第五小学校	0
	嶺町小学校	4		大森東小学校	0
	千鳥小学校	0		入新井第五小学校	2
	東調布中学校	4		入新井第一小学校	4
	田園調布中学校	0		山王小学校	5
	大森第七中学校	0		入新井第二小学校	1
中部丘陵 地域	久原小学校	7		入新井第四小学校	0
	松仙小学校	2		大森第二中学校	0
	池雪小学校	1		大森第八中学校	0
	小池小学校	4		大森第三中学校	1
	雪谷小学校	2		こらぼ大森	0
	洗足池小学校	0	蒲田西 矢口地域	矢口小学校	5
	赤松小学校	1		矢口西小学校	2
	清水窪小学校	2		多摩川小学校	1
	雪谷中学校	6		相生小学校	1
	大森第十中学校	9		矢口東小学校	2
	大森第六中学校	1		おなづか小学校	3
石川台中学校	1	道塚小学校		3	
池上馬込 地域	馬込小学校	1		矢口中学校	7
	馬込第二小学校	0		蓮沼中学校	0
	馬込第三小学校	4		安方中学校	0
	梅田小学校	3	ふれあいはずぬま	1	
	池上小学校	5			
	池上第二小学校	3			
	徳持小学校	5			
	馬込中学校	5			
	馬込東中学校	3			
	貝塚中学校	7			
大森第四中学校	7				

表 3-10 指定避難所別 避難者配布用備蓄の必要ユニット数（避難所備蓄分を除く）(2/2)

地域区分	施設名	必要 ユニット数	地域区分	施設名	必要 ユニット数
蒲田東 - 六郷地域	六郷小学校	0	糎谷羽田 地域	大森第四小学校	1
	西六郷小学校	0		中富小学校	0
	高畑小学校	6		糎谷小学校	3
	仲六郷小学校	2		東糎谷小学校	1
	志茂田小学校	1		北糎谷小学校	1
	東六郷小学校	1		羽田小学校	4
	南六郷小学校	0		都南小学校	2
	蒲田小学校	1		萩中小学校	0
	南蒲小学校	6		中萩中小学校	0
	新宿小学校	1		出雲小学校	3
	東蒲小学校	0		大森第一中学校	0
	六郷中学校	1		大森東中学校	3
	南六郷中学校	0		羽田中学校	0
	東蒲中学校	0		糎谷中学校	2
	蒲田中学校	0		出雲中学校	0
	北蒲広場	0		コミュニティセンター羽田旭	0

②補完避難所用備蓄

補完避難所には避難所開設用の資機材等は設置されていないため、表 3-11 に示す資機材を配置する。  
これら補完避難所 1 か所あたりに必要な資機材を 1 ユニットとして以降の配置計画及び運用を行う。

表 3-11 補完避難所に配備する資機材

備蓄品目カテゴリー	備蓄品目	数量	単位
06_台所・食器・調理用品	カセットガスコンロ	5	個
	やかん	5	個
	鍋	5	個
	おたま	1	個
07_避難所備品・応急用品	投光器	1	台
	LED ソーラーランタン	5	台
	LED 懐中電灯(お灯さん)	5	台
	安全キャンドル	12	本
08_給水・排水・消火用品	ポリタンク	10	個
	ポリバケツ	5	個
09_発電機・燃料	発電機	1	台

(3) 中核備蓄用エリア備蓄

中核備蓄倉庫には、前項の考え方に基づき表 3-12 に示す備蓄・資機材を配置する。

表 3-12 中核備蓄倉庫に配備するエリア備蓄

備蓄品目カテゴリー	備蓄品目	箱数
01_食料・飲料	粉ミルク	4箱（1箱 3600g 入り）
	保存水	2箱（1箱 500ml×24 本入り）
02_要配慮者用品	ほ乳瓶	10箱（1箱 50 個入り）
	おむつ	40箱（S,M：2箱ずつ、L：4箱、Big：12箱、大人用 M-L：20箱）
	生理用品	15箱（1箱 1080 枚入り）
03_寝具	段ボールベッド	50箱（1箱 1 個入り）
	ジョイントベッド	8箱（1箱 32 枚入り）
04_トイレ・衛生用品	凝固・衛生袋セット／携帯トイレ	200箱（1箱 200 枚入り）
	汚物圧縮保管袋	30箱（1箱 60 枚入り）
	アクションポンプ	1箱（1箱 6 個入り）
	トイレットペーパー	2箱（1箱 48 ロール入り）
07_避難所備品・応急用品	安全キャンドル	1箱（1箱 12 本入り）
	コードリール	6箱（1箱 1 台入り）

## 第5節 備蓄物資の配置・配分計画

各備蓄倉庫の備蓄可能面積と、各指定避難所で必要となる避難者配布用備蓄ユニット数、そして備蓄倉庫・指定避難所・補完避難所の相互の位置関係を基に、備蓄倉庫と避難所とのペアリングを行い、備蓄ユニットの配置を計画した。ペアリングの結果を図3-15、図3-16に示す。

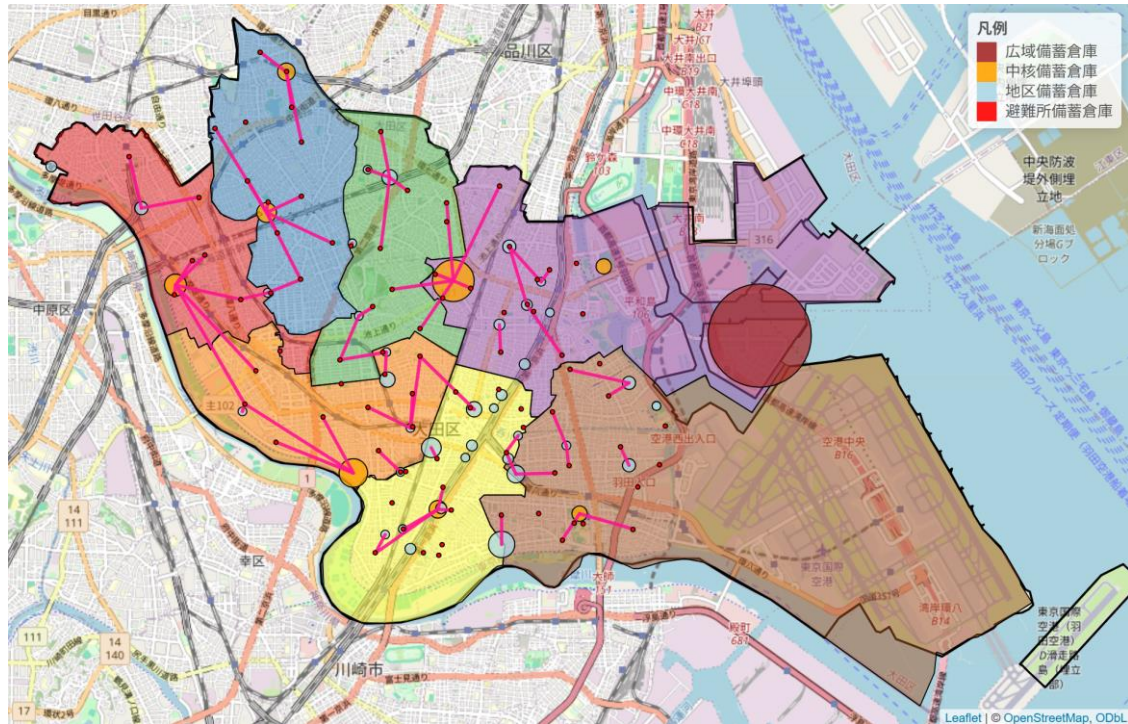


図3-15 避難者配布用備蓄ユニットのペアリング

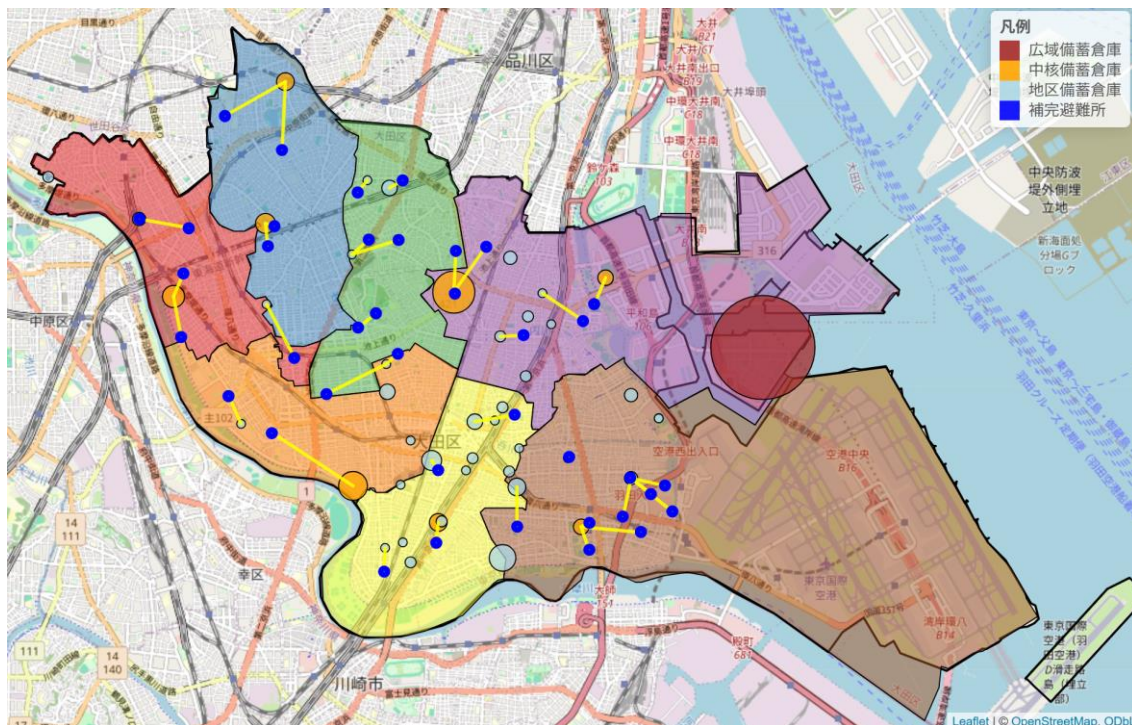


図3-16 補完避難所用資機材ユニットのペアリング

この結果から、池上馬込地域、中部丘陵地域については、想定避難者数や避難所数に対して備蓄倉庫並びにスペースが不足しており、近隣の地域にある備蓄倉庫に保管せざるを得ない状況が示されている。

これらの備蓄倉庫－避難所のペアについては、移送距離が長くなるため、災害時に優先的に車両を投入することが求められるが、中長期的には当該地域において備蓄倉庫を拡充する、あるいは避難所備蓄倉庫における分散備蓄をより増やすことが求められる。

この結果に基づき、各備蓄倉庫に配置する避難者配布用備蓄ユニットの配置計画（各中核備蓄倉庫に置くエリア予備備蓄含む）と、補完避難所用資機材用ユニットの配置計画を、表3-13、表3-14に示す。

なお、補完避難所で用いる避難者配布用備蓄（食料・毛布など）は、表内の同じ備蓄倉庫内の避難所用ユニットや、中核備蓄倉庫にあるエリア予備備蓄から用いるものとする。

表3-13 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画（1/5）

地域 区分	備蓄倉庫名 称	倉庫 種別	倉庫ユニット数		避難者用備蓄のユニット配置			補完避難所用資機材の ユニット配置
			配置可	配置済	指定避難所	必要	配置	
西部 丘陵 地域	田園調布南	中核 備蓄	26	18	東調布第一小学校	3	3	都立田園調布高等学校 東京高等学校
					東調布第三小学校	3	2	
					嶺町小学校	4	4	
					東調布中学校	4	4	
					矢口西小学校	2	2	
					矢口中学校	7	1	
					千鳥小学校	0	0	
					田園調布中学校	0	0	
					大森第七中学校	0	0	
					エリア予備備蓄	-	2	
	南久が原	地区 備蓄	6	5	東調布第三小学校	3	1	東京朝鮮第六幼初級学 校
久原小学校					7	4		
せせらぎ体 育館	地区 備蓄	13	4	田園調布小学校	1	1	嶺町文化センター	
				調布大塚小学校	3	3	田園調布せせらぎ館	

表 3-13 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画 (2/5)

地域区分	備蓄倉庫名称	倉庫種別	倉庫ユニット数		避難者用備蓄のユニット配置			補完避難所用資機材のユニット配置	
			配置可	配置済	指定避難所	必要	配置		
中部丘陵地域	東調布	中核備蓄	24	24	久原小学校	7	3	雪谷文化センター 都立雪谷高等学校	
					松仙小学校	2	2		
					池雪小学校	1	1		
					雪谷小学校	2	2		
					雪谷中学校	6	6		
					大森第十中学校	9	9		
					石川台中学校	1	1		
					エリア予備備蓄		1		
中部丘陵地域	北千束二丁目複合施設	中核備蓄	19	10	小池小学校	4	4	洗足区民センター 石川町文化センター	
					赤松小学校	1	1		
					清水窪小学校	2	2		
					大森第六中学校	1	1		
					洗足池小学校	0	0		
					エリア予備備蓄		1		
池上馬込地域	西馬込	地区備蓄	5	5	馬込中学校	5	5	馬込区民センター ライフコミュニティ西馬込	
	中馬込	地区備蓄	5	5	貝塚中学校	7	5	都立大田桜台高等学校	
	池上	地区備蓄	6	5	池上小学校	4	4	池上文化センター 池上会館	
					徳持小学校	5	1		
	東京メトロ馬込	地区備蓄	14	10	馬込小学校	1	1	馬込文化センター	
					馬込第三小学校	4	4		
					梅田小学校	3	3		
					貝塚中学校	7	2		
	池上馬込地域	新井宿	中核備蓄	30	22	池上第二小学校	3	3	南馬込文化センター 山王会館 新井宿会館
						馬込東中学校	3	3	
						大森第四中学校	7	7	
						山王小学校	5	5	
						入新井第二小学校	1	1	
大森第三中学校						1	1		
馬込第二小学校						0	0		
エリア予備備蓄		2							

表 3-13 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画 (3/5)

地域区分	備蓄倉庫名称	倉庫種別	倉庫ユニット数		避難者用備蓄のユニット配置			補完避難所用資機材のユニット配置
			配置可	配置済	指定避難所	必要	配置	
大森地域	平和島公園	中核備蓄	11	2	開桜小学校	0	0	都立美原高等学校
					大森第五小学校			
					大森東小学校			
					入新井第四小学校			
					大森第二中学校			
					大森第八中学校			
					こらぼ大森			
					エリア予備備蓄		2	
	大森北	地区備蓄	8	5	入新井第五小学校	2	2	大森東地域センター
					入新井第一小学校	4	3	
大森西	地区備蓄	8	4	大森第一小学校	3	3		
				入新井第一小学校	4	1		
マチノマ大森	地区備蓄	8	3	大森第三小学校	3	3	大森学園高等学校	
蒲田西・矢口地域	下丸子	地区備蓄	5	5	矢口中学校	7	5	キャノン株式会社
	蓮沼	地区備蓄	6	6	徳持小学校	5	5	都立大森高等学校
					ふれあいはすぬま	1	1	日体荏原高等学校
	西蒲田	地区備蓄	5	4	相生小学校	1	1	
					矢口東小学校	2	2	
					おなづか小学校	3	1	
	多摩川	中核備蓄	39	9	矢口小学校	5	5	矢口区民センター
					多摩川小学校	1	1	
					矢口中学校	7	1	
					御園中学校	0	0	
蓮沼中学校					0	0		
安方中学校					0	0		
エリア予備備蓄		2						

表 3-13 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画 (4/5)

地域 区分	備蓄倉庫名 称	倉庫 種別	倉庫ユニット数		避難者用備蓄のユニット配置			補完避難所用資機材の ユニット配置
			配置可	配置済	指定避難所	必要	配置	
蒲田 東・ 六郷 地域	清水橋	地区 備蓄	2	2	南蒲小学校	6	2	
	南六郷	地区 備蓄	37	3	出雲小学校	3	3	
	西六郷	地区 備蓄	5	4	志茂田小学校	1	1	
					道塚小学校	3	3	
	蒲田本町	地区 備蓄	13	1	新宿小学校	1	1	都立蒲田高等学校
	六郷複合 施設	中核 備蓄	14	8	高畑小学校	6	3	都立六郷工科高等学校
					仲六郷小学校	2	2	
					東六郷小学校	1	1	
					六郷中学校	1	1	
					六郷小学校	0	0	
					西六郷小学校	0	0	
					南六郷小学校	0	0	
					東蒲小学校	0	0	
志茂田中学校					0	0		
南六郷中学校					0	0		
東蒲中学校	0	0						
				エリア予備備蓄		2		
西六郷三 丁目	地区 備蓄	5	5	高畑小学校	6	5	六郷文化センター	
蒲田三丁 目	地区 備蓄	18	4	おなづか小学校	3	2	大田区総合体育館	
				蒲田小学校	1	1		

表 3-13 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画 (5/5)

地域 区分	備蓄倉庫名 称	倉庫 種別	倉庫ユニット数		避難者用備蓄のユニット配置			補完避難所用資機材の ユニット配置
			配置可	配置済	指定避難所	必要	配置	
糺谷 羽田 地域	西糺谷	地区 備蓄	5	3	北糺谷小学校	1	1	糺谷文化センター
					糺谷中学校	2	2	
	萩中	中核 備蓄	12	6	羽田小学校	3	3	萩中集会所 羽田文化センター 都立つばさ総合高等学 校
					都南小学校	1	1	
					中富小学校	0	0	
					萩中小学校	0	0	
					中萩中小学校	0	0	
					大森第一中学校	0	0	
					羽田中学校	0	0	
					出雲中学校	0	0	
	コミュニティセンター羽田旭	0	0					
				エリア予備備蓄		2		
東糺谷	地区 備蓄	8	1	東糺谷小学校	1	1	東糺谷防災公園 羽田国際中学校・高等 学校 ヤマト運輸株式会社 (クロノゲート) 三井不動産インダスト リアルパーク羽田 ANA Blue Base	
大森南	地区 備蓄	14	4	大森第四小学校	1	1		
				大森東中学校	3	3		
糺谷駅前	地区 備蓄	18	7	南蒲小学校	6	4	萩中文化センター	
				糺谷小学校	3	3		

表 3-14 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画（避難所別）（1/2）

地域区分	避難所名称	必要ユニット数	配置倉庫名称	配置ユニット数
西部丘陵地域	東調布第一小学校	3	田園調布南	3
	田園調布小学校	1	せせらぎ体育館	1
	調布大塚小学校	3	せせらぎ体育館	3
	東調布第三小学校	3	田園調布南	2
			南久が原	1
	嶺町小学校	4	田園調布南	4
	東調布中学校	4	田園調布南	4
中部丘陵地域	久原小学校	7	南久が原	4
			東調布	3
	松仙小学校	2	東調布	2
	池雪小学校	1	東調布	1
	小池小学校	4	北千束二丁目複合施設	4
	雪谷小学校	2	東調布	2
	赤松小学校	1	北千束二丁目複合施設	1
	清水窪小学校	2	北千束二丁目複合施設	2
	雪谷中学校	6	東調布	6
	大森第十中学校	9	東調布	9
	大森第六中学校	1	北千束二丁目複合施設	1
	石川台中学校	1	東調布	1
	池上馬込地域	馬込小学校	1	東京メトロ馬込
馬込第三小学校		4	東京メトロ馬込	4
梅田小学校		3	東京メトロ馬込	3
池上小学校		4	池上	4
池上第二小学校		3	新井宿	3
徳持小学校		5	池上	1
			蓮沼	4
馬込中学校		5	西馬込	5
馬込東中学校		3	新井宿	3
貝塚中学校		7	中馬込	5
			東京メトロ馬込	2
大森第四中学校		7	新井宿	7
大森地域	大森第一小学校	4	大森西	4
	大森第三小学校	3	マチノマ大森	3
	入新井第一小学校	4	大森北	3
			大森西	1

表 3-14 備蓄倉庫と指定避難所・補完避難所の配置ユニット計画（避難所別）（2/2）

地域区分	避難所名称	必要ユニット数	配置倉庫名称	配置ユニット数
大森地域 (続き)	入新井第五小学校	2	大森北	2
	山王小学校	5	新井宿	5
	入新井第二小学校	1	新井宿	1
	大森第三中学校	1	新井宿	1
蒲田西_矢口 地域	矢口小学校	5	多摩川	5
	矢口西小学校	2	田園調布南	2
	多摩川小学校	1	多摩川	1
	相生小学校	1	西蒲田	1
	矢口東小学校	2	西蒲田	2
	おなづか小学校	3	西蒲田	1
			蒲田三丁目	2
	道塚小学校	3	西六郷	3
	矢口中学校	7	田園調布南	1
			多摩川	1
			下丸子	5
ふれあいはすぬま	1	蓮沼	1	
蒲田東_六郷 地域	高畑小学校	6	六郷複合施設	1
			西六郷三丁目	5
	仲六郷小学校	2	六郷複合施設	2
	志茂田小学校	1	西六郷	1
	東六郷小学校	1	六郷複合施設	1
	蒲田小学校	1	蒲田三丁目	1
	南蒲小学校	6	清水橋	2
			糀谷駅前	4
	新宿小学校	1	蒲田本町	1
六郷中学校	1	六郷複合施設	1	
糀谷羽田地域	大森第四小学校	1	大森南	1
	糀谷小学校	3	糀谷駅前	3
	東糀谷小学校	1	東糀谷	1
	北糀谷小学校	1	西糀谷	1
	羽田小学校	3	萩中	3
	都南小学校	1	萩中	1
	出雲小学校	3	南六郷	3
	大森東中学校	3	大森南	3
	糀谷中学校	2	西糀谷	2

## 第4章 防災備蓄物資の配送体制

### 第1節 備蓄物資の供給・配送に関わる役割分担

#### 第1項 区備蓄物資の供給・配送における役割分担

- ・備蓄の輸送は災対総務部が輸送の総括を行う。備蓄倉庫のうち、A) 避難所備蓄倉庫及び B) 地区備蓄倉庫の備蓄物資は学校防災拠点本部員や避難所運営者等が中心となって、避難者の協力を得ながら車両・リヤカーを用いて輸送する。
- ・C) 中核備蓄倉庫、D) 広域備蓄倉庫の備蓄物資については、災対総務部が中心となり、適宜協定事業者等の協力を得ながら配送を行う。
- ・上記の輸送のうち、輸送の距離が長い、あるいは急な傾斜を伴うような場合は、区として優先的に車両を配置する（次節参照）。
- ・その上で、A) 避難所備蓄倉庫の備蓄物資を含め、学校防災拠点本部員や避難所運営者等と、避難所の開設と運営を支援する災対地域未来創造部が中心となって、避難者への備蓄物資の配分を行う。

表 4-1 倉庫区分別の配送対応者

倉庫区分		物資供給の目標	配送対応者
A) 避難所備蓄倉庫		発災直後～	学校防災拠点本部員や避難所運営者等が中心となり、適宜避難者の協力を得ながら実施
B) 地区備蓄倉庫		発災後半日	
C) 中核備蓄倉庫		発災当日	災対総務部が中心となって、物流事業者の協力を受けて実施
D) 広域備蓄倉庫		発災翌日以降	
E) 特別備蓄倉庫	帰宅困難者用備蓄	発災直後～	蒲田駅周辺は災対区民部が担当し、それ以外は災対総務部が担当
	給水関係資機材	発災直後～	災対都市基盤整備部が配送を行う。
	医薬品・医療資機材	発災直後～	災対健康政策部が配送を行う。
	妊産婦避難所活動資機材	発災直後～	災対健康政策部が配送を行う。

## 第2項 都備蓄物資の供給・配送における役割分担

- ・大田区が備蓄する物資、及び東京都が大田区に事前に配備している物資は、大田区が輸送を行う。一方、東京都からの救援物資は、都が地域内輸送拠点まで輸送し、地域内輸送拠点からは区が輸送する。
- ・民間協力団体からの調達物資は、調達団体保有の車両を利用し、区が輸送する。
- ・発災4日目以降のプッシュ型支援対応は、民間物流事業者の協力を積極的に受けるものとする。

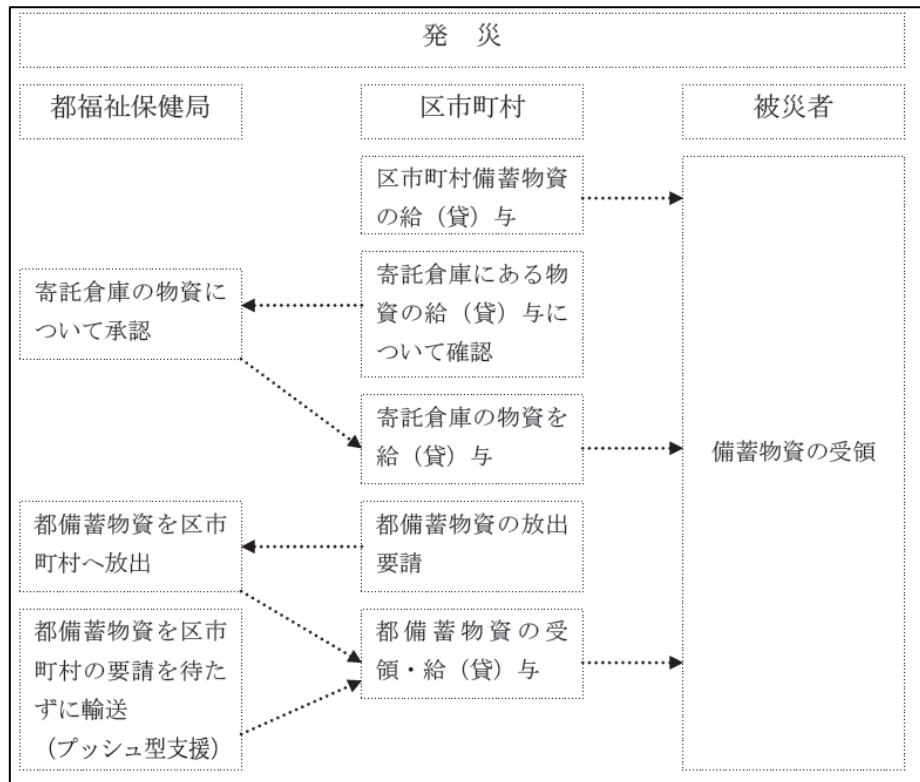


図 4-1 東京都備蓄物資の供給・配送における役割分担 (東京都地域防災計画より抜粋)



また、国土地理院の標高データを基に、上記経路について 20m 毎の傾斜を評価した結果を図 4-3 に示す。図中に赤丸で記載した通り、避難所への輸送経路において一定の傾斜が発生することが見込まれる以下の輸送ルートに対しては、車両を優先的に配置することが求められる。

[輸送に際して車両を優先的に配置するのが望ましい経路]

- ①大森北や新井宿などの備蓄倉庫から山王小学校への輸送
- ②新井宿備蓄倉庫から馬込東中学校への輸送
- ③東京メトロ馬込備蓄倉庫からの輸送
- ④北千束備蓄倉庫からの輸送

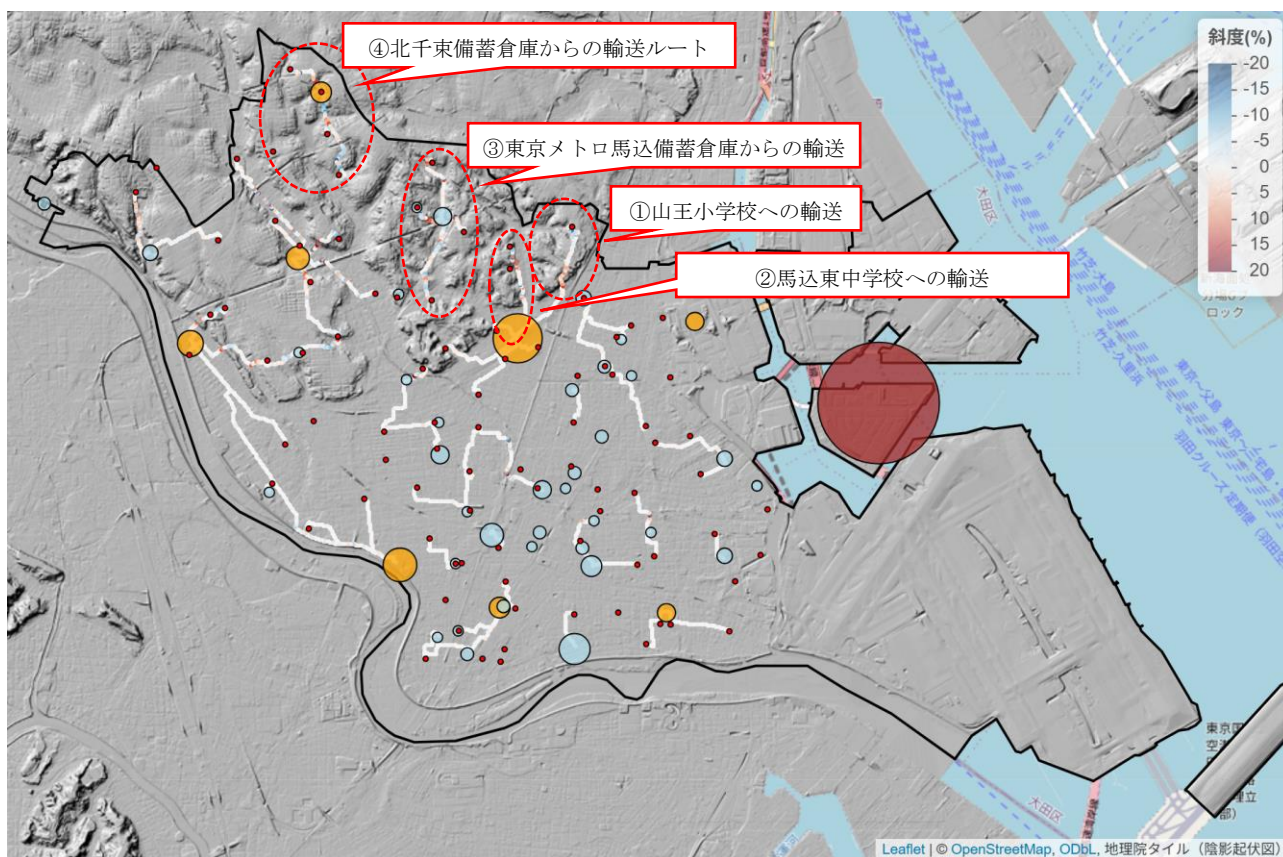


図 4-3 経路における傾斜の評価

(2) 上記以外の車両による輸送ルートを検討

発災翌日以降の輸送については、広域備蓄倉庫や中核備蓄倉庫から各避難所への車両による輸送が想定される。その際、国・都が定める緊急輸送道路及び大田区が定める障害物除去路線の道路啓開が優先されることから、これらの道路を用いた輸送が想定される。

大田区では、指定避難所並びに各種備蓄倉庫においては緊急輸送道路あるいは障害物除去路線のどちらかに面しているが、**表 4-2** に示す通り、補完避難所についてはそのどちらにも面していないものが存在するため、今後、障害物除去路線の見直しを進める必要がある。

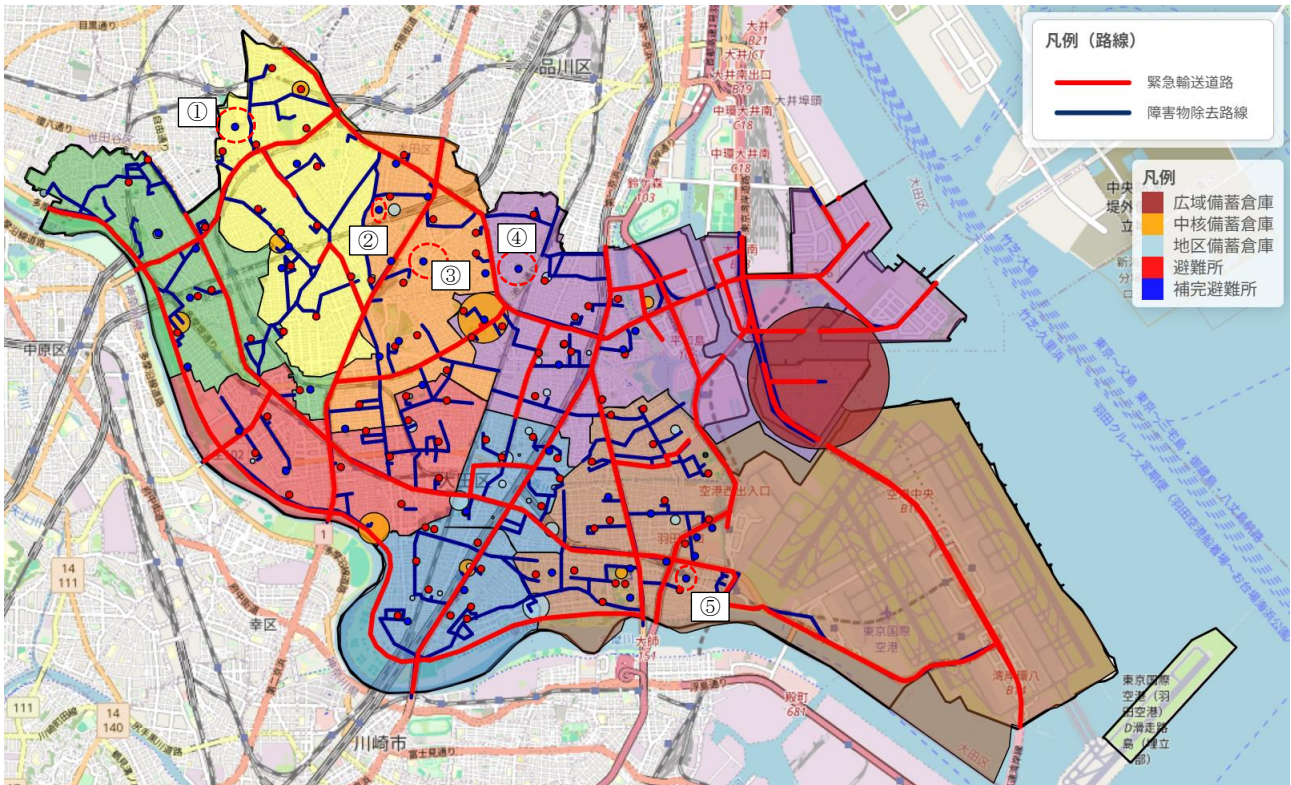


図 4-4 避難所、備蓄倉庫と各種優先道路との位置関係

表 4-2 優先道路に面していない補完避難所一覧

	地域名	補完避難所名
①	中部丘陵地域	石川町文化センター
②	池上馬込地域	都立大田桜台高等学校
③		馬込区民センター
④	大森地域	山王会館
⑤	糺谷羽田地域	羽田文化センター

## 第2項 水路・空路を活用した備蓄物資の配送

「首都直下地震等対処要領（改定版）」（東京都／2023年）においては、道路閉塞等により陸上輸送が困難な場合、又は一度に大量の物資を輸送する場合には、都本部は、河川管理者、港湾管理者又は空港管理者と調整し、水上輸送、海上輸送、航空輸送ルートを設定することとされている。この際、輸送手段においては、トラックや船舶を活用するほか、ヘリコプターや無人航空機などの活用も検討し、救出救助活動に支障が生じない範囲において、国、自衛隊等に対し、物資輸送を要請するとされている。

### （1） 水上輸送について

区内の防災船着場の一覧を表 4-3 に示す。

表 4-3 大田区内の防災船着き場一覧

河川・運河名	接岸可能地点	管理主体
多摩川	多摩川二丁目 16 番地先	国
	羽田二丁目 33 番地地先	国の暫定係留施設
呑川	東糞谷六丁目 1 番地先・ 大森南五丁目 4 番地先（旭橋際）	都の暫定係留施設
	南蒲田一丁目 4 番地先（夫婦橋親水公園）	区
	大森南一丁目 24 番 6 号先（大森南一丁目公園）	区
海老取川	羽田空港一丁目 1 番 2 号（羽田空港天空橋船着場）	区
海老取川運河	羽田空港一丁目（仮称）※計画中	-
平和島運河	ふるさとの浜辺公園 1 番 2 号 （大森ふるさとの浜辺公園船着場）	区
	大森南四丁目 5 番先（大森南四丁目防災船着場）	都
京浜運河	平和島六丁目 4 番 81 号（平和島六丁目船着場）	区





図 4-6 水上輸送のネットワーク計画 (大田区地域防災計画から抜粋)

(2) 空路輸送について

大田区では、以下表に示すヘリポートを整備している。陸上輸送に支障が生じた場合の補完として、東京都と連携し、空路輸送の実施を行う。

表 4-5 災害時臨時離着陸場候補地一覧（ヘリポート）

	施設名	所在地	確保面積(m <sup>2</sup> )	現況	備考
1	大田区立平和島公園運動場	平和島 4-2-2	12,100	グラウンド (公共等)	大森赤十字病院
2	京浜島防災広場運動場	京浜島 2-10	4,500	グラウンド (公共等)	
3	多摩川丸子橋緑地少年野球場	田園調布本町 31 多摩川左岸	900	河川敷 (野球場)	
4	多摩川緑地サッカー場	西六郷 4-38 先 多摩川左岸	7,500	河川敷 (サッカー場)	
5	多摩川緑地野球場（西六郷 4 丁目）	西六郷 4-38 先 多摩川左岸	2,500	河川敷 (野球場)	
6	多摩川ガス橋緑地少年サッカー場（下丸子 3 丁目）	下丸子 3-30 先 多摩川左岸	3,750	河川敷 (サッカー場)	
7	多摩川ガス橋緑地少年野球場（下丸子 2 丁目）	下丸子 2-13 先 多摩川左岸	900	河川敷 (野球場)	
8	荏原病院ヘリポート	東雪谷 4-5-10	289		荏原病院
9	多摩川緑地広場硬式野球場 A 面（旧巨人軍グラウンド）	田園調布 4-44 多摩川左岸	10,000	河川敷 (野球場)	
10	多摩川大師橋緑地野球場	本羽田 2-14 先	2,500	河川敷 (野球場)	
11	区民広場（西六郷 3 丁目）	西六郷 3-13 先 多摩川左岸	45,000	河川敷	池上総合病院
12	大田スタジアム	東海 1-2-10		野球場	東邦大学医療センター大森病院
13	萩中公園野球場	萩中 3-25-46	4,900	野球場	
14	多摩川六郷橋緑地野球場	東六郷 3-25 先 多摩川左岸	2,500	河川敷	
15	多摩川田園調布緑地サッカー場	田園調布 5-54 先 多摩川左岸	6,000	河川敷 (サッカー場)	
16	大田区立東調布公園野球場	南雪谷 5-13-1	6,084	野球場	
17	多摩川大橋緑地	多摩川 2-30 多摩川左岸	1,500	河川敷	
18	東京国際空港	羽田空港 3-3-1		空港	
19	大田桜台高校グラウンド	中馬込 3-11-10		高校グラウンド	
20	東糀谷防災公園	東糀谷 4-5-1	2,500	公園	
21	東京労災病院ヘリポート	大森南 4-13-21			東京労災病院

## 第5章 平時の防災備蓄物資の維持管理の適正化

### 第1節 防災備蓄物資の保管方法の標準化

#### 第1項 基本的な備蓄品の保管方法

現状の備蓄倉庫の課題を踏まえ、大田区における標準的な備蓄保管方法及び留意点を示す。

##### (1) 標準的な備蓄・倉庫の空間配置

[基本的な考え方]

- ・備蓄物品を動かさなくても何がどこにあるかがわかる状態をめざす。
- ・十分な通路スペースを確保し、スムーズに備蓄物品を取り出しやすい状態をめざす。
- ・使用時期や使用・交換頻度を踏まえた備蓄の配置を行う。
- ・セットで用いられるものについて、ヌケモレなくスムーズに使用できる状態をめざす。

表 5-1 課題と改善点

課題	改善策
<p>通路が狭く備蓄品が取り出しにくい倉庫が存在。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数品目を保管する一般的な倉庫の場合は、奥の備蓄物資を取り出しやすいように、ハンドリフトを使う場合は幅 1.5m、そうでなければ人が通れる幅の通路を確保する。</li> <li>・但し、単一品目を保管する規模の小さい倉庫の場合は、手前から取り出すことが想定されるためその限りではない。</li> </ul>
<p>中に入ってどこに何が置いてあるかわからない（一目でわかりにくい）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック番号をつけ、ブロックごとに置いてある備蓄物品の貼り紙をする</li> <li>・配置図を作成する。</li> </ul>
<p>ぱっと見てそれが何かわからないものがあり、混乱時に見落とす可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール等にラベルなどを貼り付ける</li> </ul>
<p>テント、トイレ、給水資機材、投光器と三脚のようにセットで使う資機材について、有事の際に担当者が何を持っていけばよいかわかりにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なものをまとめて保管する。</li> <li>・セット表記をする（1/5, 2/5... など）</li> <li>・持ち運びも考慮した、運びやすい形式での保管を行う</li> </ul>
<p>使用時期が異なる備蓄品が混在し、取り出しにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災初日から使用する可能性が高い食料や毛布、賞味期限があり、入れ替えが発生するものを手前に、翌日以降の配布でも問題ない物品を奥に配置する。</li> </ul>

## (2) 標準的な備蓄の置き方・積み方

[基本的な考え方]

- ・ 備蓄物品を動かさなくても何がどこにあるかがわかり、数量チェックができる状態をめざす。

表 5-2 課題と改善点

課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重い段ボールを上段に置く、取り出しにくく崩れやすい。</li> <li>・ 置き方に統一性がなく、モノの数が数えにくい。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取りやすさ、安定性を考慮し、軽いものを上に、重いものを下に置くことを徹底する。</li> <li>・ 数えやすいように均等に積み上げる他、倉庫内でできるだけ同じ積み方をする。</li> <li>・ パレットやすのこを使用する。</li> </ul> 
<p>積み過ぎて段ボールが潰れ、傾いているものがある他、取り出しにくい。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ラックで150cmを高さの目安とする。</li> <li>・ できるだけピンホール積みを行う。</li> </ul> 
<p>備蓄物品を積み過ぎて破損しているパレットが存在する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性が低いパレットを交換する他、物資の更新に合わせて定期的にパレットも交換する。</li> </ul>
<p>地震時に備蓄物品が崩落する恐れがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレッチラップ/フィルムによる保護を行う。</li> </ul>

### (3) 標準的な備蓄倉庫の設備

[基本的な考え方]

- ・災害時や停電時においても倉庫や倉庫設備が円滑に使用できるよう、定期的な点検を行い、必要に応じて耐震補強や転倒防止対策の実施、代替手段の準備などを行う他、使用方法をマニュアルの整備・設備への掲載等によって周知する。

表 5-3 課題と改善点

課題	改善策
一部建築年が古い倉庫が存在する他、ラック等の転倒が懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄倉庫自体に被害が生じないよう耐震性を確保する。</li> <li>・ラックの転倒等により備蓄物資の搬出に影響が出ないように、転倒防止対策等を施す。</li> </ul>
フォークリフトの充電が切れている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にフォークリフトの充電を行う。</li> </ul>
停電時に電動シャッターが動作するかが不明。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時対応できるよう、非常用発電機の整備、手動開閉手段の確保等を検討する。</li> </ul>
一部の倉庫に設置されているクレーン等の搬入出設備が動作するかが不明。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用可能か確認し、使用可能な場合は使用方法等を整理・周知する。</li> </ul>
倉庫設備の使用方法が周知されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドリフトや電動シャッター等、倉庫内で有事に使用する可能性の高い設備について、使用方法を設備付近に掲載する。</li> </ul>
停電時に備蓄倉庫内での作業が困難となる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な倉庫に非常用発電機を設置する、各備蓄倉庫にLED ヘッドライトを用意する等、夜間発災時の作業に備えた照明の確保を行う。</li> </ul>

### (4) 標準的な備蓄の管理・更新・廃棄

[基本的な考え方]

- ・賞味期限切れ前に備蓄品を有効活用する他、廃棄品を速やかに撤去することによって、備蓄倉庫内に不要・余分なものが極力ない状態をめざす。
- ・定期的な清掃・換気等により、湿気・虫害による備蓄物資の劣化を防ぐ。

表 5-4 課題と改善点

課題	改善策
賞味期限切れの備蓄物品が残置されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な棚卸と台帳管理によって賞味期限切れの備蓄物品を適切に把握する。</li> <li>・賞味期限が切れる前に、有効活用する（第4節にて後述）他、それ以外の廃棄品については、速やかに撤去する。</li> </ul>
湿気による備蓄物資の劣化が懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿気による劣化や虫害を避けるために、床に直置きせず、パレットやすのこを使用する。</li> <li>・備蓄物資の点検、更新時等に定期的な清掃・換気等を行う。</li> </ul>
備蓄品と他部署管理備品が混在している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品と他部署備品とは、置き場ごとに完全に分離し、それぞれ所管課が管理を徹底する。</li> </ul>

## 第2項 基本的な倉庫レイアウト・設備

### (1) 地区備蓄倉庫

地区備蓄倉庫は避難者配布用の備蓄ユニットと、補完避難所用の資機材ユニットが配備される。

その際、以下イメージ図に示す通り、備蓄ユニットと資機材ユニットを分けると共に、前者については避難所別のブロックに分けて配置するものとする。また、それぞれのブロック・ユニットには避難所のラベルを貼るものとする。また、避難所別に取り出しやすいように避難所のブロック間には十分な通路・スペースを設けるものとする。

また、必要な設備としては、地区備蓄倉庫から避難所へと輸送するためのリヤカーや台車などが挙げられる。

### (2) 中核備蓄倉庫

中核備蓄倉庫は、(1)で保管しきれない備蓄ユニット、資機材ユニットの他、エリア備蓄が配備される。前項と同様にそれぞれのブロックを分けてレイアウトすると共に、取り出しやすいようにブロック間には十分な通路・スペースを設けるものとする。

また、中核備蓄倉庫は地区備蓄倉庫よりも扱う備蓄の量が多くなることが想定される他、第3章第3節で前述した通り、道路状況等の要因によって各避難所への配送が滞る場合はエリア内の支援物資を受け入れ、その後、中核備蓄倉庫から配送する、或いは各避難所から中核備蓄倉庫に取りに来るものとする可能性があることから、前項で挙げたリヤカー、台車に加え、ハンドリフトなどの物流設備を設置するものとする。

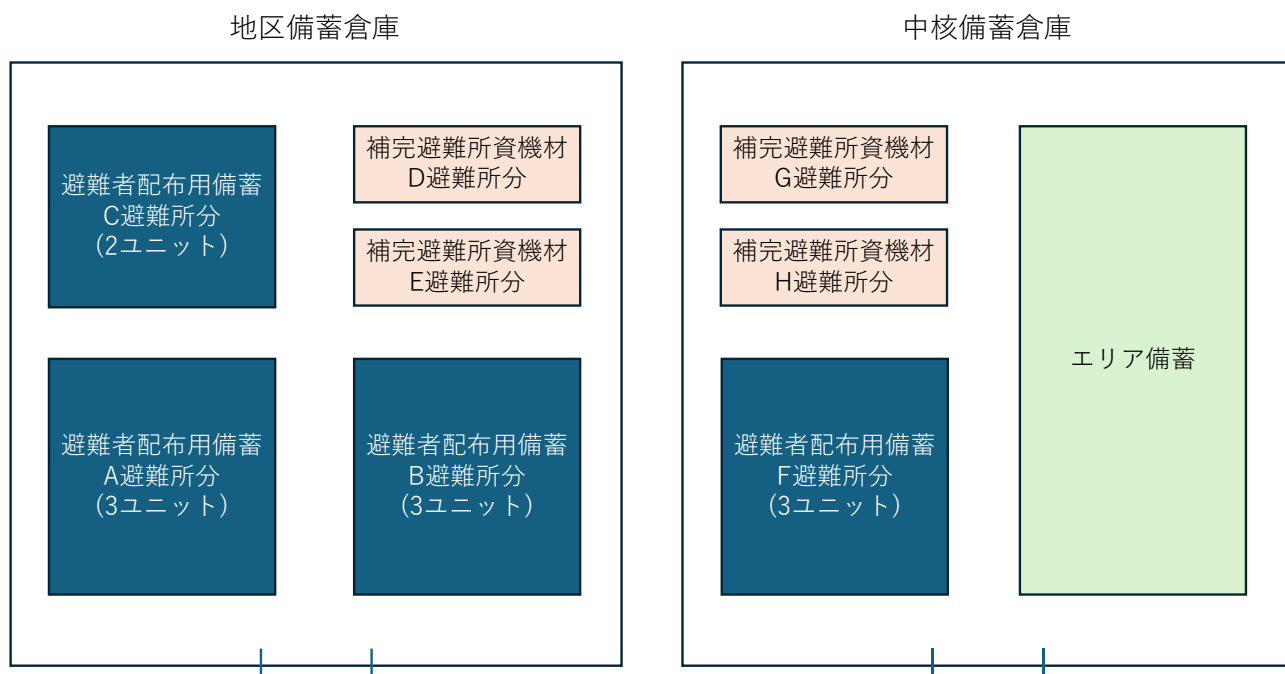


図 5-1 地区備蓄倉庫・中核備蓄倉庫のレイアウトイメージ図

## 第2節 防災備蓄物資・倉庫の点検

---

防災備蓄物資や倉庫について、以下に示す定期的な点検と確認を行い、品質の維持に努める。

### **【定期的な棚卸の実施と備蓄の状態確認】**

- ・年に1回定期的に棚卸を行うと共に、食料や毛布等の備蓄の状態について確認を行い、何らかの理由で劣化が生じている場合は適宜交換を行う。

### **【箱やパレットの点検と確認】**

- ・箱やパレットに破損がないか確認をし、破損がある場合は適宜修繕や交換を行う。

### **【避難所に設置する資機材の点検】**

- ・発電機、給水資機材などの避難所に設置する資機材については、災害発生時に確実に使用できるよう、年に1回点検及びテストを行い、動作状況の確認と共に操作方法の習熟を図る。

### **【倉庫の設備・資機材の点検】**

- ・フォークリフト、手動シャッターなどの倉庫における設備や資機材については、年に1回、点検・テストを行い、動作状況の確認と共に操作方法の習熟を図る。

### **【倉庫の換気】**

- ・平常時使用されていない備蓄倉庫については、備蓄物資の劣化につながらないように、点検時に換気を行う。

## 第3節 在庫管理のDX化に向けて

---

### (1) 備蓄物資データベースの構築

本計画策定に合わせ構築する「大田区備蓄物資データベース」を中心に在庫状況を管理・更新を行う。

同データベースはエクセルベースでありつつ、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム(B-PLO)」や「大田区総合防災情報システム」における備蓄データ更新のためのファイル出力機能を備えており、データベースから出力した在庫情報ファイルを用いて定期的に反映・更新を行う。

### (2) 今後の在庫管理のDX化に向けて

備蓄物品にバーコードやQRコードを貼付し、入出庫をデジタル端末(バーコードリーダー、RFID等)で読み取ることで、リアルタイムで在庫管理データベースを更新する仕組みについて今後検討を行う。

## 第4節 防災備蓄物資の更新と利活用

防災備蓄物資は品目ごとに賞味期限や使用期限が定められているものがあるため、定期的に更新を行う。その際、有効活用の観点から、できるだけ廃棄処分を減らし、防災啓発での活用や配布を行うものとする。以下に各品目の入れ替え・活用方針の基本的な考え方を示す。

表 5-5 防災備蓄物資の入れ替え・活用方針

	品目	賞味・使用期限	入れ替え・活用方針
食料 水	クラッカー	5年	賞味期限1年前まで備蓄し、1年かけて防災啓発で使用する他、生活困窮者向けに支援活動を行っている団体等に寄付
	シチュー	10年	
	レトルト食品	5年	
	おかゆ	5～6年	
	水	6年 or 10年	
	粉ミルク(一般用)	18か月	1年備蓄、6か月ないしは12か月かけて区内保育園等にて給食に活用
	粉ミルク(アレルギー用)	24か月	
生活 必需品	紙おむつ(乳幼児用)	5年	4年備蓄、1年かけて区内保育園及び子ども家庭支援センターにて配布
	紙おむつ(成人介護用)		4年備蓄、1年かけて区内介護事業者等にて活用
	毛布	期限未記載	定期的な点検を基に、劣化が認められた段階で入れ替え・更新を行う。
	災害用トイレ処理セット	15年	15年備蓄終了後、防災啓発で活用
	生理用品	5年	4年備蓄、1年かけて区立小中学校及び子ども家庭支援センターにて配布
医薬品 ・衛生	医薬品	2年	1年備蓄、1年で入れ替え
	ウェットティッシュ	5年	5年備蓄後、区の施設にて活用
	手指消毒剤	2年8か月～3年	3年備蓄後、区の施設にて活用
その他	カセットガス	7年	6年備蓄、1年かけて区の施設で活用
	ガソリン缶詰	3年	2年備蓄、1年かけて区の施設で活用
	乾電池	10年	9年備蓄、1年かけて区の施設で活用

## 第5節 備蓄倉庫の管理運用の外部委託等について

今後、広域備蓄倉庫や中核備蓄倉庫を中心に、備蓄倉庫の管理運用の民間業者への外部委託等を行う際には、前節までに記載した管理が確実に実施できるよう、仕様書等に条件を含めると共に、庁内の管理体制を定めるものとする。

# 第6章 災害発生後の救援物資の配送及び受援

## 第1節 災害時物資配送体制の整理

### 第1項 災害時物資配送のフェーズ区分とフェーズごとの供給対象者及び物資供給方針

災害時支援物資に関する応急対策は、主に初動期・応急対策期・復旧期・復興期に分けられる。大田区においては、応急対策期から復旧期への移行期を設けた全5フェーズの区分で主体及び対策内容を整理することとした。移行期は自宅の建物が無被害もしくはごく軽微な被害に留まる避難者や避難所外避難者が帰宅し、避難生活が長期化する可能性の高い避難者が明確化されるフェーズであり、プル期における支援物資の必要量がより緻密に検討できる時期である。整理したフェーズ区分を表6-1に再掲する。

また、フェーズの過渡期は、一つの目安であり、状況によって変動するものであることに留意し、可能であればフェーズ過渡期の目安に縛られることなく前倒しで対応することで、できる限り被災者のニーズに迅速・的確に対応するものとする。

表6-1 フェーズ区分と供給対象者及び物資供給方針（再掲）

フェーズ		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
主体	物資種別	発災当日～3日目 (初動期)	発災3日目～7日目 (応急対策期)	発災7日目～2週間 (移行期)	発災2週間～1ヶ月 (復旧期)	発災1か月～ (復興期)
区	備蓄物資	<b>都や区備蓄物資の提供</b> ▶備蓄倉庫から避難所への物資輸送等 <b>家庭内備蓄の活用促進</b> ▶家庭内備蓄活用・たすけあい活動促進の広報等 <b>プッシュ型物資支援に向けた準備・体制確立</b> ▶地域内輸送拠点の開設及び輸送体制等の確立	<b>プッシュ型物資支援の実施</b> ▶地域内輸送拠点に輸送された物資を避難所等に輸送 ▶物資ニーズの把握・整理等に向けた準備	<b>プル型物資支援への移行</b> ▶輸送体制の見直し・調整・再構築 ▶拠点内レイアウトの再検討・再配置 ▶継続的な支援物資受援、避難所等に輸送 ▶物資ニーズの把握・整理等	<b>プル型物資支援の実施</b> ▶物資ニーズの把握・整理 ▶物資の調達及び都・協定事業者等への要請 ▶支援物資受援、避難所等に輸送	<b>避難者の自立に向けた準備・体制確立</b> ▶物資ニーズの把握・整理 ▶物資供給者の整理 ▶避難所・物資拠点の集約
	都					
国	支援物資		プッシュ型支援		プル型支援	
協定事業者	調達物資					
広域応援協定団体	支援物資					
物資供給対象者と対象物資		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
避難者 (建物被害あり)	飲食物・生活必需品	飲食物・生活必需品	飲食物・生活必需品	飲食物・生活必需品	飲食物・生活必需品・避難所の良好な生活環境確保に必要な物品	市場での調達が困難かつ避難所生活に必要な物品※
避難者 (建物被害なし)	(原則)家庭内備蓄	(原則)家庭内備蓄	飲食物・生活必需品 (段階的に縮小)	原則なし	原則なし	原則なし
帰宅困難者	飲食物・生活必需品	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし

## 第2項 災害時物資配送の全体像

災害時に物資が避難所に輸送されるまでの情報及び物資の流れの概要は、**図 6-1** のとおり。

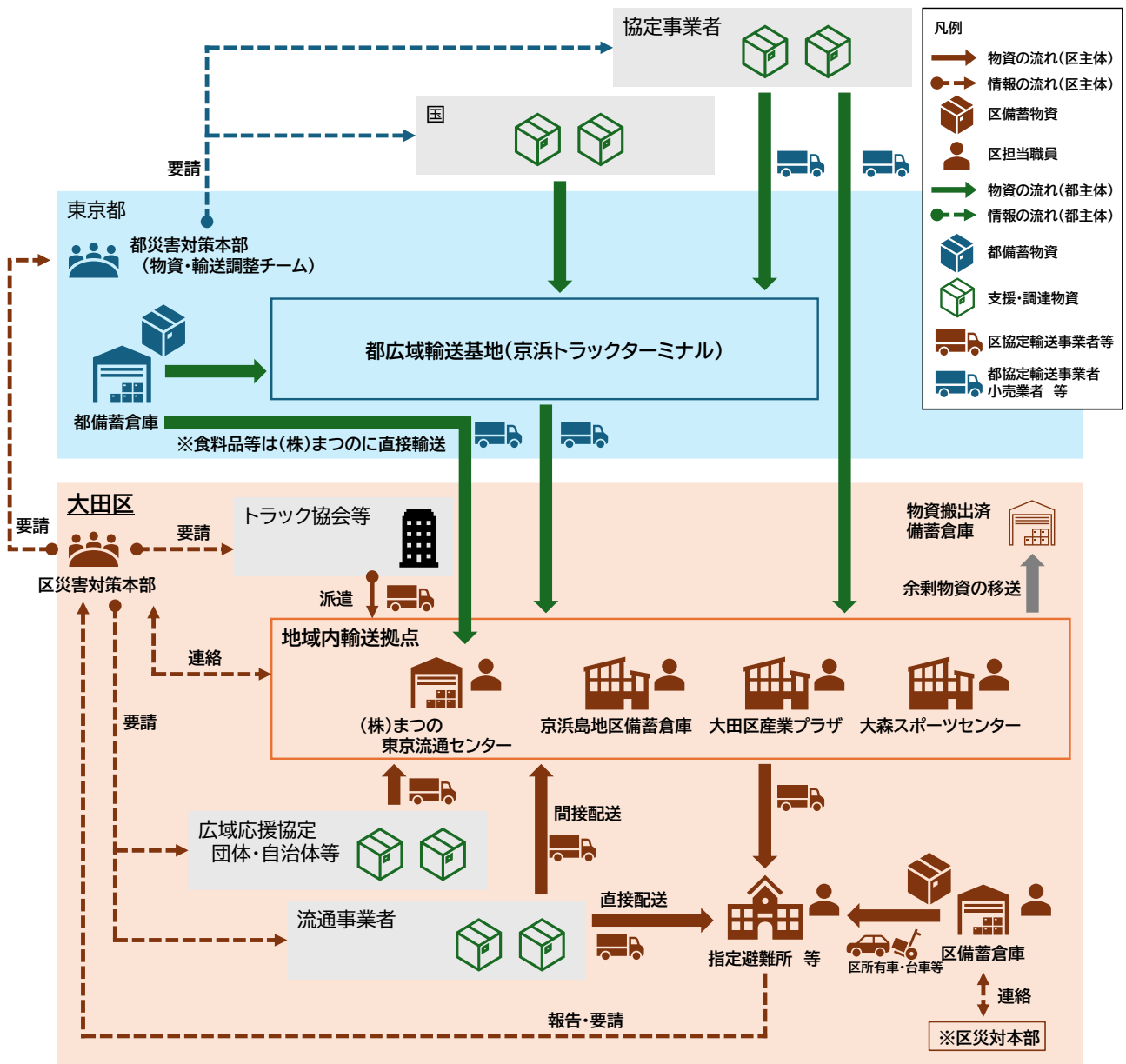


図 6-1 関係機関を含めた物資と情報の流れ

### 第3項 国・都及び広域応援団体・民間事業者等との連携・連絡体制

発災初期において、区は備蓄倉庫の備蓄物資を避難所へ輸送し、食料等の配分を行う。都が備蓄倉庫に配置している都寄託物資については、事前に都の承認を得て、区が輸送し、避難者に給与する。ただし、発災直後等緊急を要すると区が判断した場合は、区による被災者への給与を優先して実施し、事後に都へ報告する。また、区は都備蓄物資、国等の支援物資の受入れを行うため、地域内輸送拠点の開設を行う。

発災3日目からは「東京都災害時受援応援計画<sup>3</sup>」に従い、大田区からの具体的な要請を待たずに東京都から食料・生活必需品等の必要不可欠と見込まれる物資が輸送される。また、国においても、都及び区市町村の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、東京都からの具体的な要請を待たずに、発災4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送される。

発災7日目から14日目を境に、区は具体的な物資の必要量を把握し、東京都を通じて国や協定事業者に対し、要請するプル型支援の仕組みに切り替える。都の物資輸送に関する協定事業者により、都備蓄倉庫や広域輸送基地から、区の地域内輸送拠点に支援物資が輸送され、区地域内輸送拠点にて仕分けを行ったのちに、区の協定事業者により各避難所に輸送される。

以降では、これらの物資輸送の一連の流れにおいて、区が連携すべき国や都及び関係団体・民間事業者等との連携・連絡体制について整理する。

---

<sup>3</sup> 東京都: 東京都災害時受援応援計画, 令和5年11月,  
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1028338.html>

(1) 東京都への支援物資の要請・受入れ報告等に係る連携連絡体制

区は、支援物資について、東京都からの支援物資や東京都を介した国からの支援物資を受入れるとともに、都や国に対して必要な支援物資の要請を行う。

図 6-2～図 6-6 は支援物資受援に関する連携連絡体制を示したものである。なお、関係機関の連絡先等は、連絡先一覧を作成し、年 1 回以上の更新を行い、常に最新のものを用意しておく。

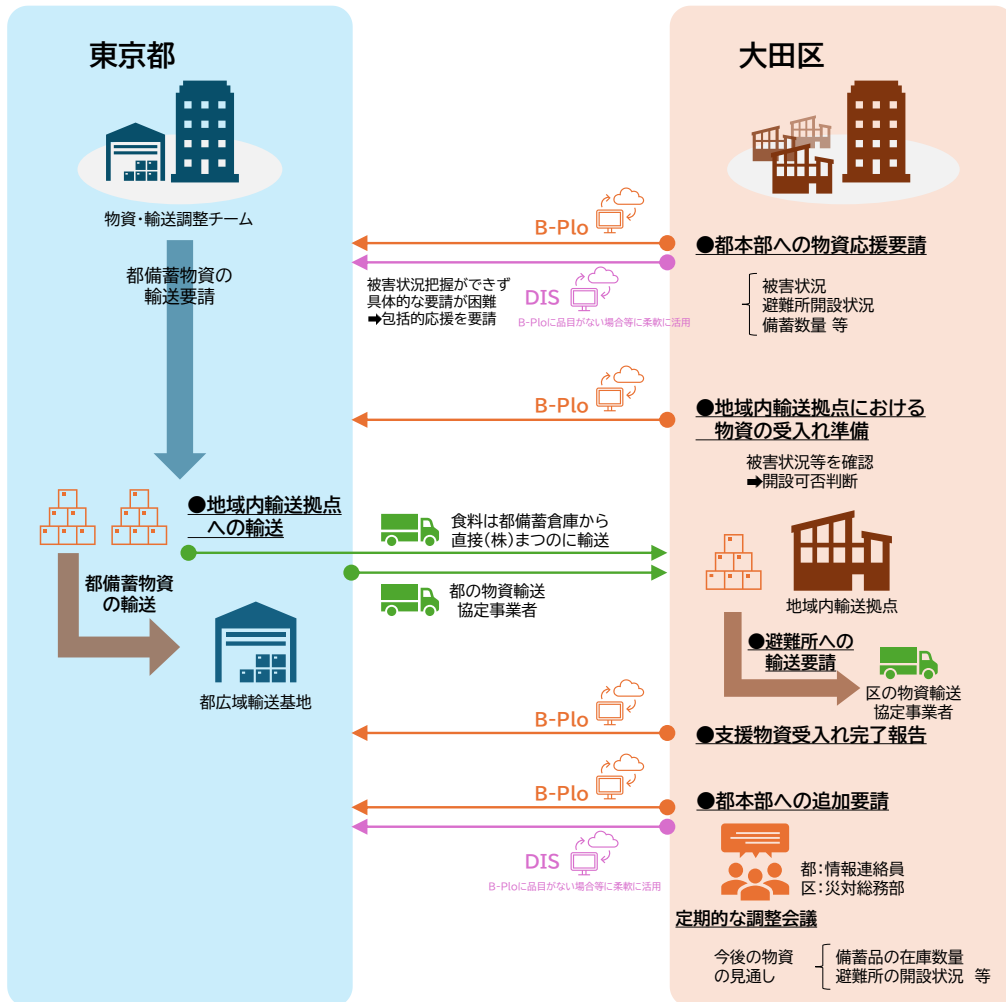


図 6-2 東京都への支援物資の要請・受入れ報告等に係る連携連絡体制

(2) 国からのプッシュ型・プル型支援物資の受入れに係る連携連絡体制

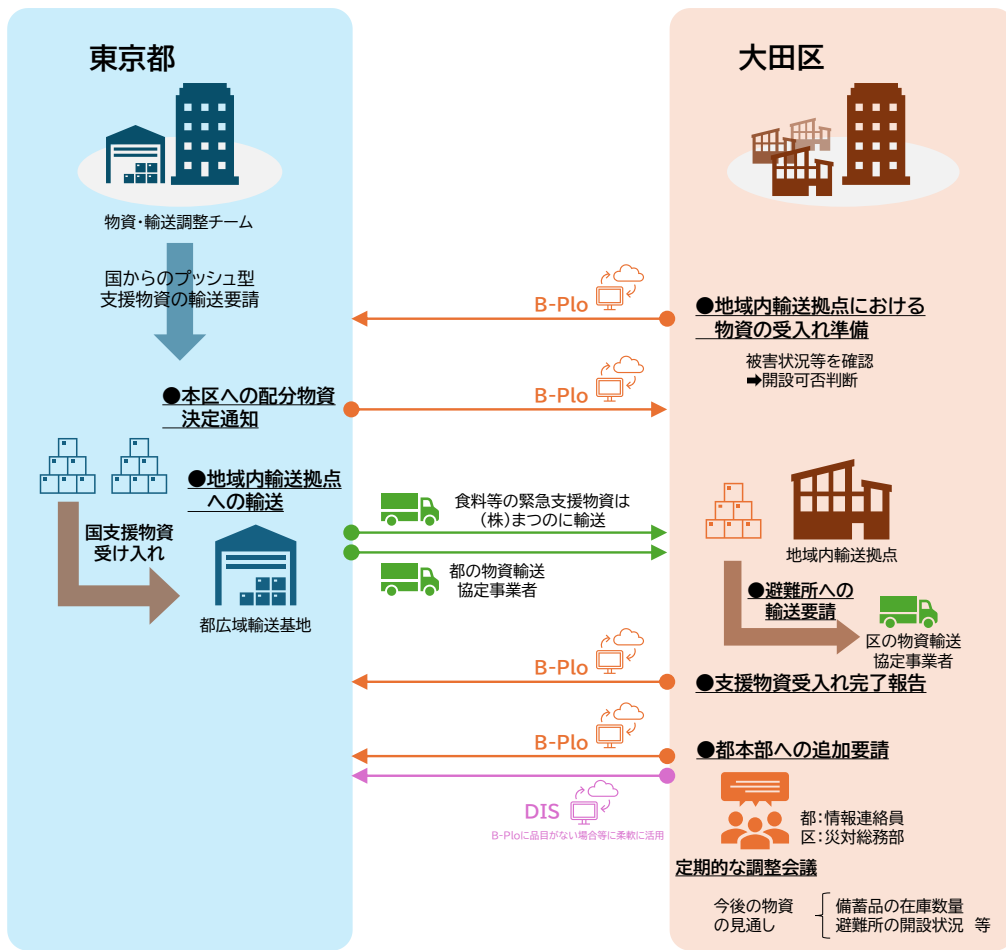


図 6-3 国からのプッシュ型・プル型支援物資の受入れに係る連携連絡体制

(3) プル型支援における協定事業者への調達要請等に係る連携連絡体制

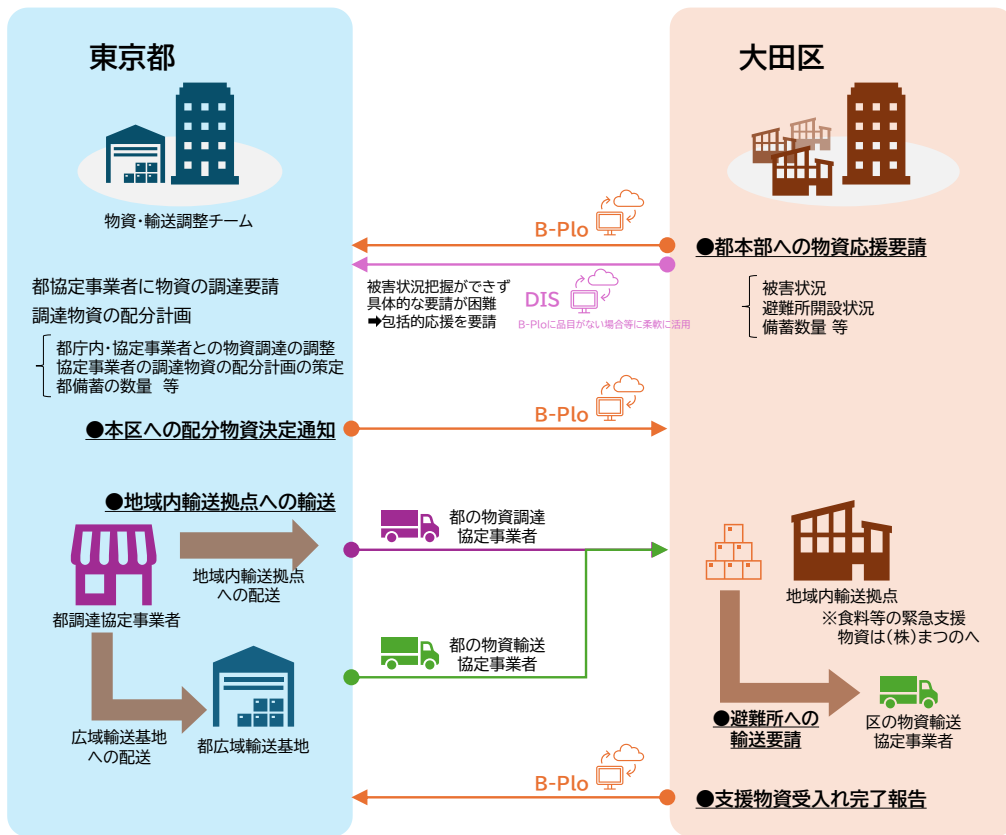


図 6-4 プル型支援における協定事業者への調達要請等に係る連携連絡体制

(4) プル型支援における広域応援協定団体への支援要請・報告等に係る連携連絡体制

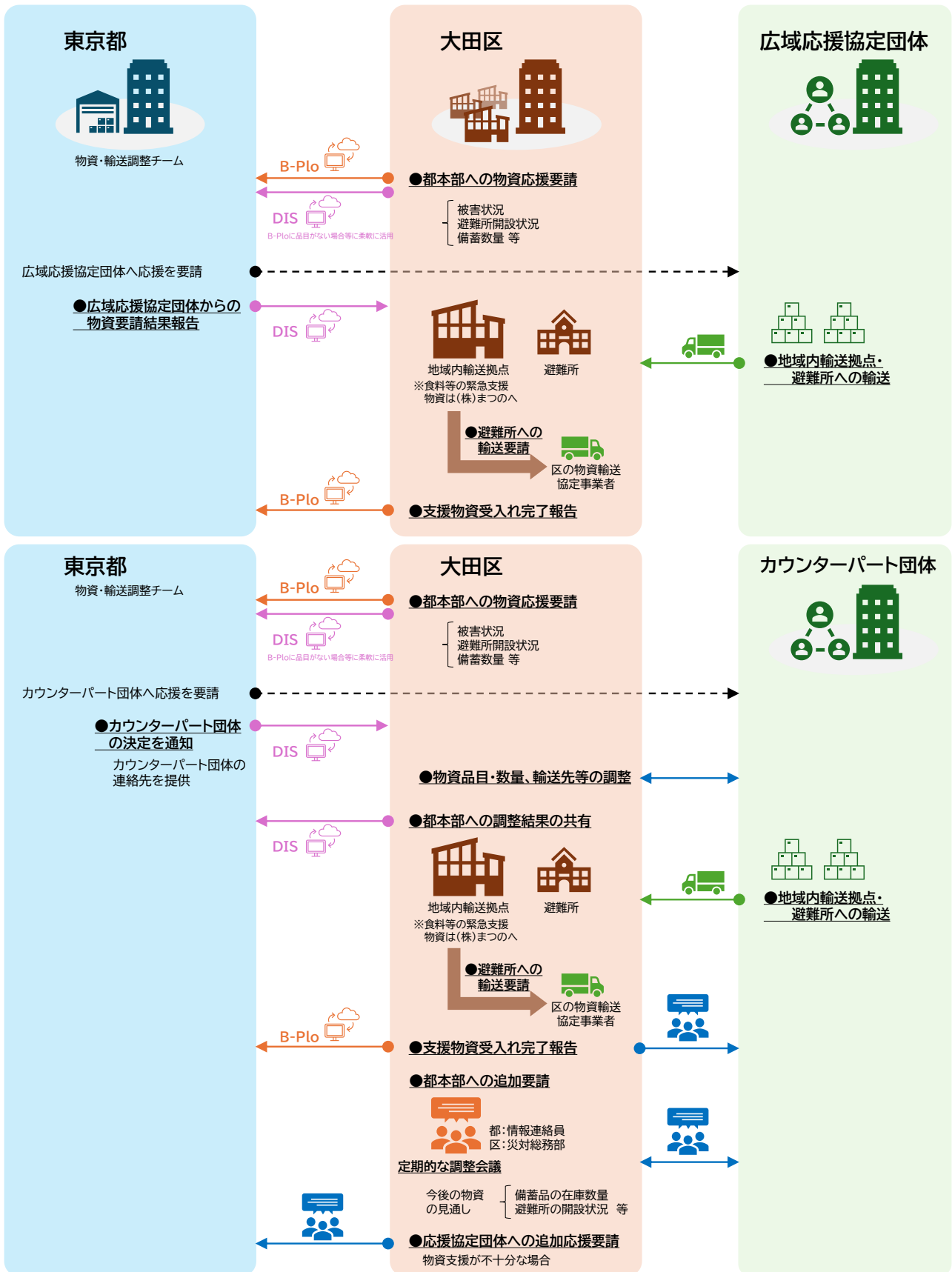


図 6-5 プル型支援における広域応援協定団体への支援要請・報告等に係る連携連絡体制

(5) 企業等・個人からの義援物資に係る連携連絡体制  
 原則として、個人等からの小口・混載の義援物資は受け入れない。

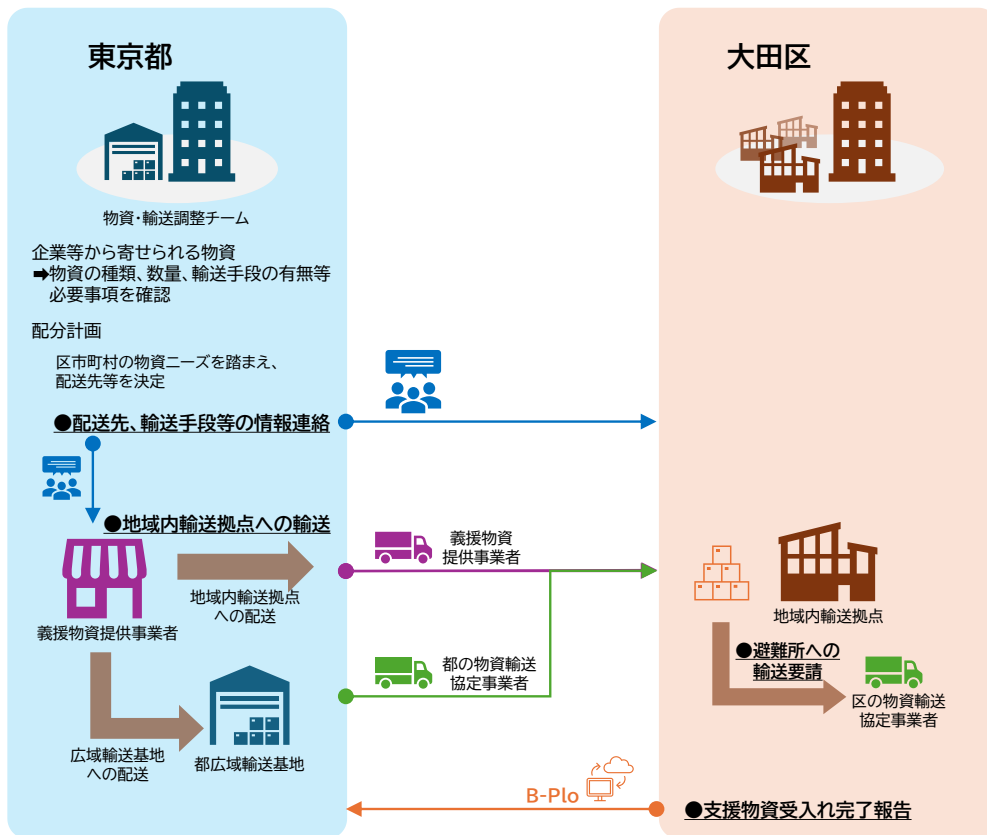


図 6-6 企業等・個人からの義援物資に係る連携連絡体制

#### 第4項 被災者への物資供給方法の明確化

##### (1) 支援物資の必要供給数量と供給状況の把握

支援物資の必要供給数量と供給状況の把握については、以下に列記する方針・方法で行うものとする。

- ・被災者個人及び世帯単位での物資供給は、迅速かつ公平に実施することを旨とする。
- ・被災者名簿を活用して供給物資を記録することで、重複供給・配布漏れを防ぐ。
- ・支援物資が希望者分の必要数を確保できない場合、短期間で必要数を確保できる見込みがあれば、必要数を確保でき次第配布することを原則とする。
- ・確保に時間を要する場合は、避難者の状況に応じて優先度を設定し、優先的に供給する。ただし、希望者には引き換え整理券を発行する等して、物資供給が「早いもの勝ち」になることを防ぐ。
- ・アレルギー、持病等、避難者の特性に応じた物資供給を行う。そのため、避難者名簿には、属性・配慮事項等を整理し、職員及び運営委員会で把握しておくものとする。
- ・生理用品や下着等の女性用品については、女性担当者による配布や女性専用スペース（更衣室等）・女性トイレに常備する等の配慮を行う。
- ・在宅避難者への支援物資の供給は、在宅避難者支援拠点（指定避難所等）で行い、居宅等在宅避難先での物資供給は行わない。在宅避難者支援拠点（指定避難所等）では、在宅避難者のうち、物資供給を必要とする方に対し、物資供給を行う。
- ・供給数量等の把握・管理における ICT 技術の活用については、次項に示す事例を参考に、継続的に検討を行う。

##### (2) 避難所 DX の推進

区は、これまで避難所の受付を紙の様式で行っていたが、令和8年度に大田区防災アプリ等を利用し、受付をデジタル化する。

区内の全学校防災活動拠点（91 か所）で避難所受付をデジタル化することで、スムーズな避難者の受け入れや事務処理の効率化を図る。

避難所 DX により、避難所の混雑状況をリアルタイムで情報公開できるほか、デジタル化した避難者名簿を活用することで、避難者の属性や要配慮事項等を正確に把握し、アレルギーに対応した支援物資の供給や要配慮者への支援などにつなげる。

今後は運用上の課題を洗い出し、避難所運営の実態に即した機能拡張に取り組んでいく。

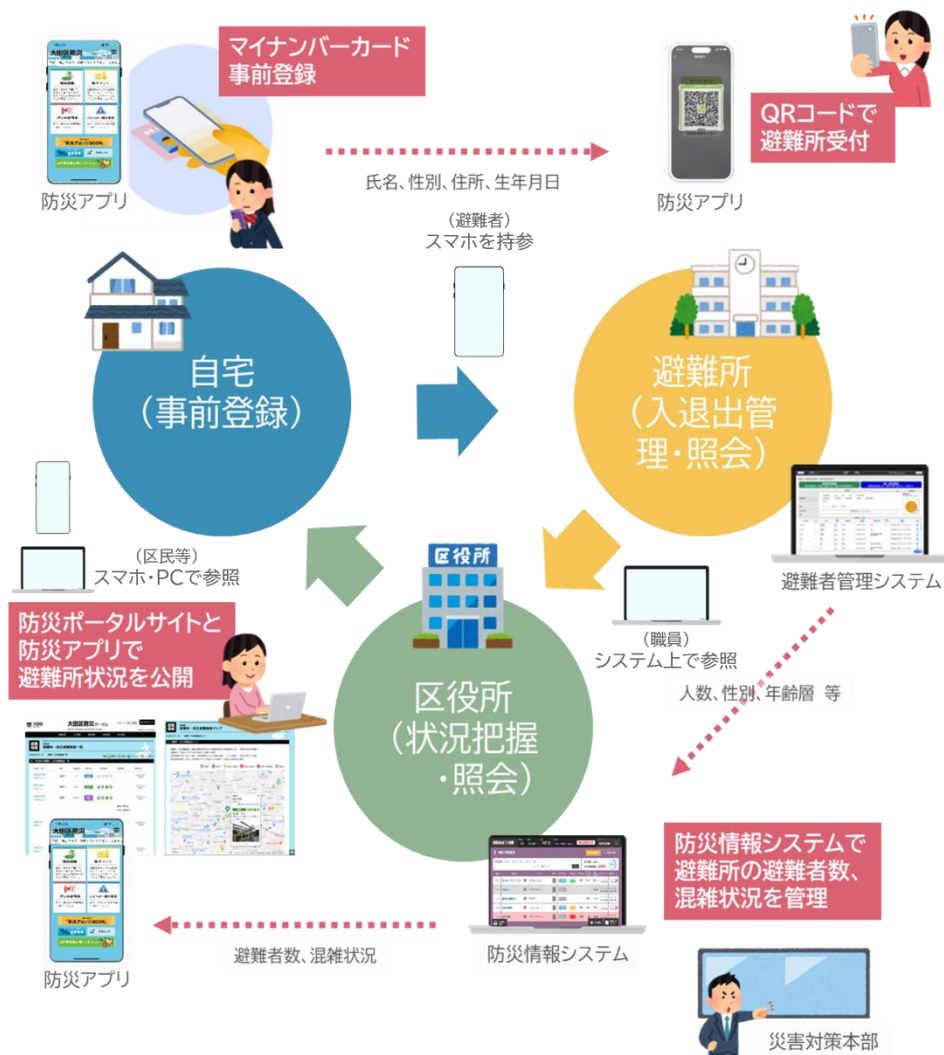


図 6-7 避難所 DX イメージ図

## 第 5 項 支援物資受援体制と役割

### (1) 支援物資の受援体制

地域内輸送拠点での支援物資の受入れ及び地域内輸送拠点から避難所への輸送は、「大田区地域防災計画」に基づく、全区的な体制を構築するとともに、可能な範囲で関係団体、民間事業者等の応援を受けて実施する。災害時支援物資受援に係る体制は表 6-2 のとおり。

表 6-2 応急復旧対策項目ごとの支援物資受援体制

応急・復旧対策	具体的な対策業務	区対応部・課	カウンターパート
避難所における 備蓄物資の受払	避難所の開設・運営支援	災対地域未来創造部	
	避難所備蓄倉庫の物品受払		
物的支援受入れ の実施	物資の受入場所の開設	災対総務部	
	物資の受入場所の運営	災対総務部	
災害対応上、必要 な交通規制の実施	災害対応上、必要な交通規制 の実施	災害対策本部（リエゾン）にて連携	警察署、東京海上保安部
	報道機関への放送要請等		警視庁本部
	運転者に対する広報		現場警察官
	帰宅困難者への情報発信		警視庁本部、警察署、現場警察官
	緊急通行車両の確認手続		警察署長
	海上交通規制		東京海上保安部
道路障害物の 除去・道路啓開	緊急道路障害物除去路線の除 去作業	災対都市基盤整備部  ※協定団体に委託	都第二建設事務所、首都高速、協定団体 (大田建設協会、大田造園協会、大田工 業連合会等)
水上輸送ネット ワークの確保	区の物流拠点への物資輸送	災害対策本部	東京都
	臨海部への物資輸送		
	島部に孤立した人員等の輸送		
	傷病者の拠点病院又は羽田空 港への搬送		
		※災害対策本部－東京都間で調整	
調達、輸送、配車 の実施	人員の輸送	災対総務部、災対地域未来創造部	東急バス、京浜急行バス
	備蓄物資の輸送（食料等）	災対総務部（総務課）  ※災対総務部（総務課）から協定団体に要請	協定団体（トラック協会、まつの、ヤマ ト運輸、福山通運等）
	備蓄物資の輸送 （給水関係資材）	災対産業経済部、災対都市基盤整備部	
	備蓄物資の輸送 （医療救急救助関係資材等）	各所管部	
	都及び他道府県等からの救援 物資の輸送	災対総務部  ※食料：TRC でまつのが受入れ・仕分け、その他物資：その他3か所の拠点で受入れ	防災関係機関、協定団体
	集積地の開放及び受入準備	各受入れ施設の所管部	
	集積地での物資仕分け、管理、 配送	災対総務部、各施設の所管部  ※各施設の所管部が主体となり全庁的に対応	関係機関、物流を専門とする民間企業
	特殊栄養食品ステーションの 運営	災対健康政策部	
	東京都災害対策本部等からの 人員及び救援物資輸送要請		東京海上保安部、関係機関
	車両船舶等 の調達	乗用車の調達	災対総務部（総務課）
貨物自動車		災対総務部（総務課）	城南運送事業協同組合、東京都トラッ ク協会大田支部等の協定団体
船舶		災害対策本部  ※災害対策本部－東京都間で調整	東京都、水運事業者等の協力団体
車両船舶等の 配車計画	配分計画	災対総務部（総務課）	
	配車配船請求	区各部	
車両船舶等の調達	乗用車の調達	災対総務部（総務課）	協定団体や区内事業者

(2) 地域内輸送拠点等の組織体制

地域内輸送拠点における区職員及び協定締結事業者の体制・役割は表 6-3 のとおり。

表 6-3 地域内輸送拠点における受援担当の組織体制

構成主体	作業場所	必要人数	主な役割
災対総務部（総務課） 災対健康政策部（健康づくり課）	(株)まつの	総務課：2名 健康づくり課：1名 （管理栄養士） （JDA-DAT から支援者：1名）	・拠点運営の総合的な指揮、責任者 ・人員の管理・配置 ・余剰物資の移送判断 ・特殊栄養食品ステーションの運営（災対健康政策部）
(株)まつの		物資量に応じて適切な人員を配置	・物資の検品・入出荷数把握 ・在庫管理表の作成・報告 ・配布計画の策定 等
災対総務部（人権・男女平等推進課、監査事務局）が主体	京浜島地区備蓄倉庫	初動対応人員：10名	・拠点運営の総合的な指揮、責任者 ・人員の管理・配置 ・余剰物資の移送判断 ・物資の検品・入出荷数把握 ・在庫管理表の作成・報告 ・配布計画の策定 等
災対総務部（人権・男女平等推進課、監査事務局）が主体	大田区産業プラザ	初動対応人員：10名	・拠点運営の総合的な指揮、責任者 ・人員の管理・配置 ・余剰物資の移送判断 ・物資の検品・入出荷数把握 ・在庫管理表の作成・報告 ・配布計画の策定 等
災対総務部（人権・男女平等推進課、選挙管理委員会事務局、監査事務局）が主体	大森スポーツセンター	初動対応人員：10名	・拠点運営の総合的な指揮、責任者 ・人員の管理・配置 ・余剰物資の移送判断 ・物資の検品・入出荷数把握 ・在庫管理表の作成・報告 ・配布計画の策定 等

(3) 外部機関・地域民間事業者等への協力要請

災害時は、区職員や協定締結事業者だけでは、人手や必要資機材等が不足し、円滑な物資供給体制が保てない可能性がある。そこで、可能な範囲で、民間事業者や他自治体等へ協力を要請し、外部からの応援を得て物資供給を実施する。

ア 他自治体への協力要請

民間事業者、区職員等では物資拠点の運営が担いきれないことが見込まれる場合は、一時的な対応として他自治体からの応援職員の派遣を検討する。（物資拠点での荷役作業等）

イ 地域への協力要請

発災時の状況によっては、関係団体、民間事業者から十分な資機材等を確保できないことも想定されるため、物資拠点の周辺地域の状況を踏まえて、物資の輸送、資機材の提供等について区内の事業者団体等へ協力要請を行うものとする。

## 第2節 災害時物資配送及び地域内輸送拠点運営方針・手順の整理

---

### 第1項 地域内輸送拠点運営上の基本的ルール

災害時の地域内輸送拠点には、国からのプッシュ型支援物資のほか、自治体、企業、海外、個人など様々な団体等からの支援物資等の輸送が想定され、大量、不定形の物資の受入れ等によって物資拠点への物資の滞留、在庫管理の煩雑化などが懸念される。このため、物資の取扱方法を予め整理し、余裕を持った物資拠点のレイアウト配置や物資保管拠点の活用を行うとともに、在庫情報の一元管理や資機材の確保等を図り、円滑な物資拠点運営に努める。

#### (1) 物資の需要に応じた適切な判断

大量・過剰物資や不特定多数から提供された混載・不定形（バラ品）の物資は、地域内輸送拠点の滞留要因となることから、地域内輸送拠点で保管すべき物資は「今、必要な物資」「近い将来、高い確率で需要が予想される物資」に限定するなど、物資の需要に応じた適切な判断を行う。なお、食料等緊急性のある物資については、迅速な仕分け（または荷扱い）の必要性から、(株)まつのへ輸送する。

#### (2) 余裕を持った地域内輸送拠点の運営

常に2割以上の保管スペースを確保し、これ以上の保管が見込まれる場合は速やかに物資搬出済備蓄倉庫に移送する、長期対応を見据え、原則として24時間対応は避けるなど、余裕を持った地域内輸送拠点の運営に努める。

#### (3) 地域内輸送拠点に義援物資が持ち込まれた場合の対応

個人等からの義援物資が直接、地域内輸送拠点に持ち込まれた場合は、上記(1)、(2)に基づき、物資の需要に応じ、物資搬出済備蓄倉庫に移送するなど適切な判断を行うこととする。

#### (4) 輸送に関する情報の一元管理

地域内輸送拠点の安定的な運営に向けて、地域内輸送拠点へのトラックの到着時間、到着物資量・種類等のすべての情報を災対総務部が一元的に管理し、地域内輸送拠点の担当者と適宜、情報を共有するとともに、必要な調整を行う。

#### (5) 物資の在庫情報の一元管理

地域内輸送拠点の管理担当者は、地域内輸送拠点の在庫情報を災対総務部へ定期的に報告し、災対総務部は地域内輸送拠点全体の在庫情報を管理する。

#### (6) 物資拠点作業における資機材の活用

大規模災害時の状況下で、速やかに物資を避難所に輸送するための荷積み・荷下ろし等の作業をすべて人力でカバーすることは難しいため、地域内輸送拠点内の作業においては、フォークリフト等の物流資機材を積極的に活用する。なお、必要な資機材を確保できるよう協定の締結等により、関係団体、民間企業、地域の事業所等の協力体制を構築する。

## 第2項 拠点レイアウトの基本方針

### (1) 地域内輸送拠点の開設

- 民間倉庫、公共施設等で開設の際は、次の手順を参考に地域内輸送拠点の設営を行う。
- 地域内輸送拠点のレイアウトについては、その用途等によって**表 6-6**のようにエリア分けを行う。  
ただし、使用する施設によっては、入荷バースと出荷バースを区分できない等の場合も想定されるため、物流事業者や施設管理者の意見を踏まえ、施設状況に応じたレイアウト配置を行う。
- エリア内はフォークリフトやハンドリフトの使用を前提として、どの物資に対してもフォークリフトで直接搬入出が可能な通路を確保する。
- 過去の災害では、物資拠点到輸送される物資量が物資拠点から避難所への輸送量を大幅に上回り、一定量の物資が滞留（ピーク時には、搬入2対搬出1の割合で滞留）した事例もあることから、ピーク時には、支援物資が滞留することを前提し、余裕を持ったレイアウト配置を行う。

### 【地域内輸送拠点の開設方針】

地域内輸送拠点の設営手順は、以下ア～キの方針に従う。

ア 床の養生（必要に応じブルーシート等を活用）

イ レイアウトの設定

- ・プッシュ型支援の対象品目・想定数量を踏まえた配置を行う。
- ・構内の4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がける
- ・配置は直線、直角（90度）を意識する。
- ・天候のよい日は屋外スペースの有効活用も考慮する。

ウ パレット・フォークリフト等の資機材調達

エ 電気・水道・トイレの確認

オ 仮設事務所の設営（机、椅子、PC、プリンター、コピー機、ホワイトボード、電話・FAX）

カ 休憩スペースの確保（可能であれば）

キ 車両待機スペースの確保

- ・地域内輸送拠点付近の道路で輸送車両による渋滞が発生しないよう、地域内輸送拠点内または近隣に待機スペースを設置する。

表 6-4 プッシュ型支援において想定される標準対象品目

(出典：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年度））

大分類	小分類	分類	品目
食料		掃除洗濯用品	ゴミ袋
育児・介護食品	乳児用粉ミルク		バケツ
	乳児用液体ミルク		掃除用洗剤
	ベビーフード		衣類用洗剤
	介護食品	防寒具・雨具・	
水・飲料		熱中症対策用品	カイロ
衣類関係 (男性用・女性用・子供用)	防寒着	品	レインコート
	衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン)		傘
	下着類		瞬間冷却材
	靴下・ストッキング		冷却シート
台所・食器関係	履物(スリッパ、サンダル、靴)	寝具・タオル関係	タオル
	紙食器		布団
	プラスチック食器		シーツ
	割箸		マットレス
	スプーン		毛布
	フォーク		枕
	カセットコンロ		タオルケット
	カセットボンベ		段ボールベッド
電化製品関係 (避難所で共同使用するものに限る)	乾電池	その他生活雑貨	段ボール間仕切り
	延長コード		パーティション
	懐中電灯		爪切り
	ランタン		マスク
	携帯用充電器(電池式)		手指消毒剤
	洗濯機	ペーパー類・生理用品	うがい薬
	乾燥機		生理用品
	掃除機		ウェットティッシュ
	冷蔵庫		ウェットタオル
	冷暖房器具		ペーパータオル
加湿器	ティッシュペーパー		
生活用品関係	空気清浄機	育児・介護用品関係	トイレットペーパー
	シャンプー		ボディシート
	リンス		紙おむつ(大人用/子供用)
	洗面器		おしりふき
	石鹸		ほ乳瓶消毒ケース
	ボディソープ		ほ乳瓶消毒液
	歯磨き粉		ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む)
	歯ブラシ		給水ポリ袋
トイレ関係	仮設トイレ	応急用品・復旧資機材関係	給水ポリタンク
	携帯トイレ		土のう袋
	簡易トイレ		ブルーシート
	防臭剤		ロープ
	除菌剤		ゴム手袋
	消臭剤		長靴
			防塵マスク
			防塵ゴーグル

### 第3項 支援物資の流れ・対応主体・実施すべき行動

災害時の支援物資受援においては、都の備蓄物資や国からのプッシュ型・プル型支援物資、民間企業からの義援物資等多数の物資が区の地域内輸送拠点に集中することとなる。また、それらの搬入出においては、入庫手続きや配分計画の作成、配送手配、入庫手続き等の対応が必要となり、カウンターパートを含めた関係者での連携が不可欠となる。

本項では、これらの実施すべき行動をフェーズごとの支援物資の流れと対応主体をふまえて整理する。

(1) フェーズ I (初動期) : 備蓄物資の活用

a. 対応時期 (タイムライン) と対応目標

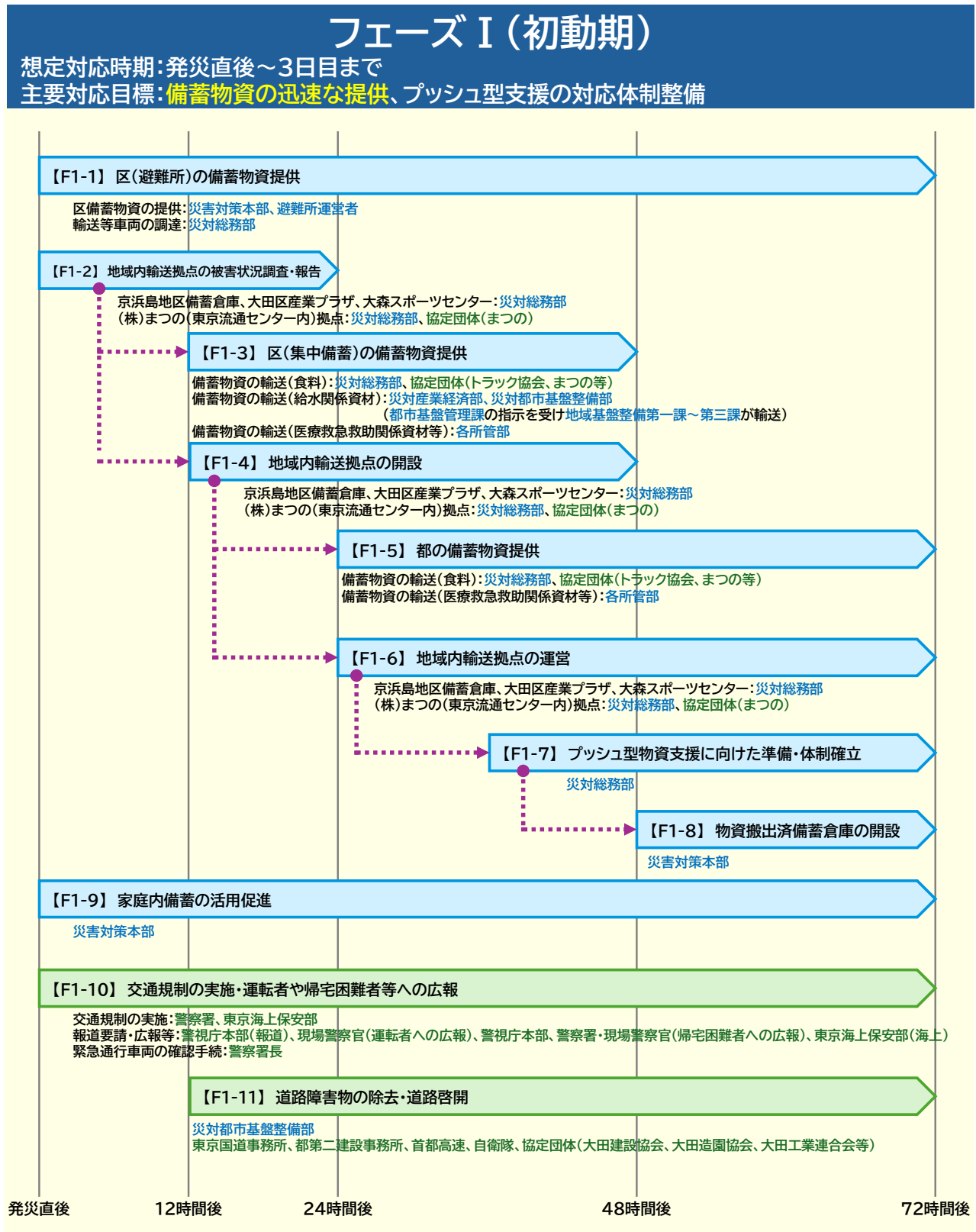


図 6-8 フェーズ I (初動期) のタイムライン

## b. 本フェーズの対応における情報と物資の流れ

発災当日は、区の備蓄物資を避難者に供給する。備蓄倉庫は各指定避難所の備蓄倉庫の他、避難所を補完する地区備蓄倉庫、各エリアにおいて指定された中核備蓄倉庫、区全体をカバーする広域備蓄倉庫に分かれている。各倉庫区分における備蓄物資の配送対応者は以下の通りである。

表 6-5 倉庫区分別の配送対応者（再掲）

倉庫区分	物資供給の目標	配送対応者
A) 避難所備蓄倉庫	発災直後～	学校防災拠点本部員や避難所運営者等が中心となり、適宜避難者の協力を得ながら実施
B) 地区備蓄倉庫	発災後半日	
C) 中核備蓄倉庫	発災当日	災対総務部が中心となって、物流事業者の協力を受けて実施
D) 広域備蓄倉庫	発災翌日以降	

発災2日目からは、東京都の備蓄物資の供給が行われる。区は京浜島地区備蓄倉庫（以下、京浜島倉庫）、大田区産業プラザ PiO（以下、PiO）、大森スポーツセンター（以下、大森 SC）及び協定締結事業者である(株)まつの（東京流通センター内、以下、(株)まつの）の4つの地域内輸送拠点に搬入された都備蓄物資を仕分けて、各避難所へ輸送する。なお、東京都備蓄物資は、原則として、食料品は(株)まつの、それ以外の物資は京浜島倉庫・PiO・大森 SC の3拠点に搬入される。

各避難所への輸送は協定締結事業者の協力を得て行う。また、東京都備蓄物資の供給と並行して、3日目より開始が予定される国によるプッシュ型支援物資や協定事業者からの調達物資等の調整及び受入れを開始する。

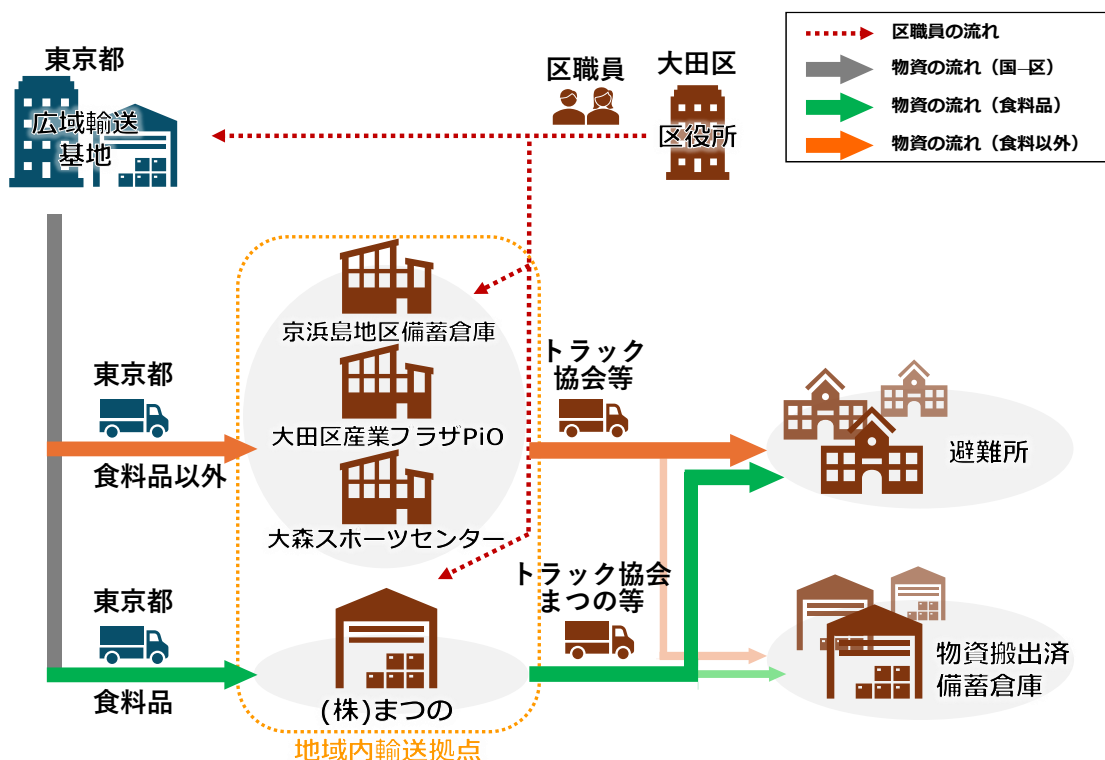


図 6-9 都備蓄物資の供給に係る物資・職員の動き

## c. 各対応目標の概要

文字色凡例 

赤	実施主体	青	報告先	緑	外部機関	紫	システム・様式
---	------	---	-----	---	------	---	---------

### 【F1-1】 区(避難所)の備蓄物資の供給

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、状況に応じて避難所備蓄倉庫に保管されている物資を、避難者に提供する。
- ・ **避難所運営者**は、**区総合防災情報システム**を用いて、避難者等に供給した物資の種別・数量を**災害対策本部**に報告する（1日1回以上）。
- ・ **災対総務部（総務課）**は、地区備蓄倉庫等から避難所への物資輸送に備え、物資輸送に活用できる庁内の車両を確保する。

### 【F1-2】 地域内輸送拠点の被害状況調査・報告

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ **災対総務部（人権・男女平等推進課、監査事務局）**は、職員を各地域内輸送拠点に派遣し、被災状況・拠点としての活用可否を確認して、**災害対策本部**に報告する。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ **災対総務部（総務課）**は、**まつの**と連絡を取り、連携して(株)まつのの被災状況・地域内輸送拠点としての活用可否を確認し、**災害対策本部**に報告する。
- ・ **災害対策本部**は、各地域内輸送拠点の状況を取りまとめるとともに、当面の地域内輸送拠点活用方針を定める。

### 【F1-3】 区(集中備蓄)の備蓄物資提供

- ・ **災対総務部（総務課）**は、**トラック協会**、**まつの**等の協定締結事業者に、広域備蓄倉庫や中核備蓄倉庫から各避難所への備蓄物資の輸送を要請する。
- ・ **協定締結事業者**は、災対総務部（総務課）からの要請に基づき、指定された避難所へ物資を輸送する。
- ・ **災対都市基盤整備部**は、**災対産業経済部**の指示に基づき、応急給水所に応急給水関係資材を輸送する。
- ・ 医療救急救助関係資機材については、**災対健康政策部**が状況に応じて輸送・管理を行う。
- ・ **避難所運営者**は、搬入された物資の荷下ろし、保管および供給を行う。

### 【F1-4】 地域内輸送拠点の開設

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ **災対総務部（人権・男女平等推進課、監査事務局）**は、災害対策本部からの指示を受けて、京浜島倉庫、PiO、大森 SC に職員を派遣して地域内輸送拠点を開設する。拠点設置が完了したら、速やかに**災害対策本部**へ報告する。
- ・ 地域内輸送拠点の開設に当たって、**災対総務部（人権・男女平等推進課、監査事務局）**は、

初動対応人員を派遣し、被災状況や対応状況に応じて随時追加人員を派遣する。派遣した初動対応人員及び追加人員については、**災害対策本部**へ報告する。

<地域内輸送拠点 ((株)まつの) >

- ・ **災対総務部 (総務課)** は、**まつの**と連携して、(株)まつのに職員を派遣して地域内輸送拠点を開設する。拠点設置が完了したら、速やかに**災害対策本部**へ報告する。
- ・ **災害対策本部**は、地域内輸送拠点の開設状況を**新物資システム (以下、B-PLo)**にて**都災害対策本部**へ報告する。

※「d.本フェーズの対応における留意事項」を参照

### 【F1-5】 都の備蓄物資提供

- ・ **区災害対策本部**は、都災害対策本部から、物資配分計画を受領する。
- ・ **災対総務部 (総務課)** は、区災害対策本部を通じて得られた都の物資配分計画を踏まえて、都備蓄物資の各指定避難所への配分計画を作成する。
- ・ **災対総務部 (総務課)** は、**トラック協会**に対して、都備蓄倉庫から(株)まつのに直接輸送される食料等物資の輸送の依頼を行う。

<地域内輸送拠点 ((株)まつの) >

- ・ **トラック協会**は、都から直接(株)まつのに配送される備蓄物資 (食料関係) を搬入する。
- ・ **災対総務部 (総務課)** の**地域内輸送拠点担当職員**は、地域内輸送拠点 ((株)まつの) において、**まつの**と協力して配分計画に従い仕分けを行う
- ・ **災対総務部 (総務課)** は、地域内輸送拠点 ((株)まつの) において、配分計画を確認のうえ、**まつの**と物資輸送について調整を行った上で、**トラック協会等**に対して、**様式**を用いて避難所への輸送の依頼を行う。
- ・ **災対総務部 (総務課)** は、**区総合防災情報システム**を用いて、搬入物資の種別・数量及び、避難所への搬出状況を**災害対策本部**に報告する。

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、**区総合防災情報システム**を用いて、避難所に搬入した物資及び避難者等に供給した物資の種別・数量を**災害対策本部**に報告する。
- ・ **災害対策本部**は、支援物資の受入れ完了を **B-PLo**にて**都災害対策本部**へ報告する。

### 【F1-6】 地域内輸送拠点の運営

<地域内輸送拠点 ((株)まつの) >

- ・ **災対総務部 (人権・男女平等推進課、監査事務局)** は、**まつの**の拠点運営を確認しつつ、配分計画に基づく仕分けの指示、輸送先の指示を行う。
- ・ **災対総務部 (人権・男女平等推進課、監査事務局)** は、物資の搬入出が発生する度に、**区総合防災情報システム**を用いて、搬入出された物資の種別・数量を**災害対策本部**に報告する。

### 【F1-7】 プッシュ型物資支援に向けた準備・体制確立

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（人権・男女平等推進課、監査事務局）は、地域内輸送拠点運営方針に従い、プッシュ型支援開始までに、京浜島倉庫、PiO、大森 SC の運営に係る体制構築やレイアウト、執務スペース等の環境の整備を行う。
- ・ 災害対策本部は、都災害対策本部に対して都備蓄物資の輸送先（食料関係：(株)まつの、食料関係以外：京浜島倉庫、PiO、大森 SC）を相互に確認する。

※「d.本フェーズの対応における留意事項」を参照

### 【F1-8】 物資搬出済備蓄倉庫の把握

- ・ 災害対策本部は、備蓄物資を搬出し終えた備蓄倉庫のうち、一定以上の規模の倉庫で余剰物資の保管に活用可能な倉庫を選定し、物資搬出済備蓄倉庫として指定する。
- ・ 災害対策本部は、地域内輸送拠点ごとに選定した物資保管拠点を割り当て、地域内輸送拠点が物資で圧迫された場合の搬送先として指定し、地域内輸送拠点担当職員に通知する。
- ・ 地域内輸送拠点の災対総務部（総務課、人権・男女平等推進課、監査事務局）は、災害対策本部から受けた物資搬出済備蓄倉庫の情報を物資輸送及び仕分け等の協定締結事業者に共有する。

### 【F1-9】 家庭内備蓄の活用促進

- ・ 災害対策本部は、区防災アプリや避難所掲示物により家庭内備蓄物資の活用を促すとともに、家屋被害のない場合またはごく軽微な場合には在宅避難を心がけるように広報する。

### 【F1-10】 交通規制の実施・運転者や帰宅困難者等への広報

- ・ 警察署は、緊急輸送道路等の緊急交通路において緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限する交通規制を行う。
- ・ 東京海上保安部は、東京湾内の海上交通規制や船舶の安全確保のための措置を実施する。
- ・ 災害対策本部は、警察署や東京海上保安部から交通規制に関する情報を入手し、運転者や帰宅困難者等へ交通規制に関する広報を実施する。

### 【F1-11】 道路障害物の除去・道路啓開

- ・ 災対都市基盤整備部・東京国道事務所・都第二建設事務所・首都高速は、緊急輸送路を確保するため、災害対策本部の指示に基づき、自衛隊等の協力を得て緊急道路障害物除去路線における障害物の除去及び亀裂等の応急補修を優先的に行う。
- ・ 東京海上保安部は、災害時に道路障害物などにより、傷病者や緊急物資の車両による輸送に支障が生じる恐れがある場合、水運事業者などの協力を得て、臨海部や河川に設置した防災船着場を使用した水上輸送ネットワークを活用し、陸上輸送を補完する。

## d. 本フェーズの対応における留意事項

### 【外部機関との連携強化】

発災直後にあたる本フェーズにおいては、迅速な避難者への物資供給に際して、正確な情報共有及び次フェーズへつながる最適な体制構築が必要となる。

通信においては電話回線の輻輳等により外部機関との連絡が取れない状況に陥る可能性も示唆されるため、衛星電話の貸与を検討するほか、連絡が取れない場合の外部機関の初動対応についてあらかじめ協議を行う等、日頃からの顔の見える関係性強化が重要となる。

体制構築においては、事前に対応主体を明確化した上でその役割を関係者全体が把握することや、現地派遣職員について整理し、担当職員が不在の場合の代替者まで検討する等有事の際にすぐに動ける体制を予め検討しておくことが望ましい。

### 【地域内輸送拠点のプッシュ型支援時レイアウト】

プッシュ型支援時の地域内輸送拠点のレイアウトは、第2項「拠点レイアウトの基本方針」に従う。ピッキングエリアを広く確保することで、発災初期の混乱期において、大量に搬入されるプッシュ型支援物資に柔軟に対応できるレイアウト配置を行うことが望ましい。

表 6-6 地域内輸送拠点内のエリア分類（プッシュ型物資支援時）

大分類	中分類	対象・用途	備考
保管 エリア	ピッキング用 エリア	・少量の出荷頻度が高い品目を保管 <b>※都備蓄物資や国からのプッシュ型支援物資を扱う際は本エリアを広く取り、流動性を高めることが重要。</b>	出荷頻度が高い品目が見つけやすい
	一時保管 エリア	・出荷頻度が低い品目を保管 ・「ピッキング用エリア」に保管している物資の補充分を保管	大量の在庫がある品目は、パレット単位で在庫管理
仕分けエリア		・輸送先別に物資を仕分け ・避難所別にパレットを用意し、その上に各避難所へ輸送する物資を積載	パレットに積載する物資は、「ピッキング用エリア」でピッキング

また、エリア配置を行う上での要点は表 6-7、レイアウト・活用等イメージを図 6-10 に示す。

表 6-7 エリア配置のポイント

No	要 点	プッシュ型	プル型
1	物資を奥から詰め込まないように、あらかじめ品目ごとに保管場所を設定する	○	○
2	視認性のよい場所に品目表示板等を設置する	○	○
3	物資の出し入れがしやすいように、スペースに余裕を持たせる	○	○
4	パレットやカゴ台車、フォークリフトが各保管場所まで移動できるよう通路を確保する	○	○
5	奥にある物資についても確認が出来るよう、物資と物資の間にもスペースを確保する	○	○
6	物資の搬入口、搬出口を区別する	○	○
7	避難所等へ送る物資を仕分けするためのスペースを搬出口の近くに確保する	○	○
8	通常使用しているエリアと物資受援に使用しているエリアの動線が交錯しないようにする	○	○
9	荷崩れが起きないように、パレットの積重ねは2段以下とする	○	○
10	物資の滞留を抑制するため、ピッキングエリアを広く確保する	○	-
11	増加した物資品目に対応するため、備蓄用エリアを広く確保する	-	○



・配置は直線・直角を意識する  
・余裕を持ったレイアウト配置を行う

株式会社幸栄 倉庫保管（一部、赤線を加筆）  
<https://koei-co.jp/warehouse/>



屋外スペースの有効活用



物流のプロによる仕分け  
・搬送機器（ロールボックス）の活用  
・保管と荷さばきスペースの確保  
・取り出し頻度別の管理  
・荷札、看板による表示方法の統一

土木計画学・熊本地震調査報告/物流（緊急支援物資供給）の課題（写真提供：東北大学桑原雅夫教授）  
<https://jsce-ip.org/wp-content/uploads/2019/03/06d1263347a8ec6b0ec9e3d5f50956dd.pdf>



屋外でのTC対応（入荷した荷物を在庫として保管せずに、そのままトラックに積み替える）

公益社団法人全日本トラック協会/東日本大震災における緊急支援物資輸送活動の記録[概要版]平成25年9月  
[https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta\\_theme/pdf/publication/gaiyo.pdf](https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/publication/gaiyo.pdf)

図 6-10 地域内輸送拠点のレイアウト・活用等イメージ

## 【地域内輸送拠点の運営方針】

地域内輸送拠点の運営は、以下ア～ウの方針に従う。

ア 在庫の見える化：物資配置図の地域内輸送拠点内への掲示

物資拠点内の品目別数量のレイアウトを示した拠点内地図を物資拠点の入口付近に掲示することで、「どの品目が、どこに、どれだけあるか」を把握しやすくする。

また、天井部分に品目（「衛生用品」「タオル類」等）を表示する、配布用エリアに保管されている品目の中でも特に出荷頻度が高い品目は目印を付けておく等により、搬出効率を高める。



図 6-11 地域内輸送拠点内の物資配置図例

(引用：全体最適による「迅速・円滑な」災害支援物資輸送の実現に向けて 日本通運)

イ 在庫のユニット化：パレット単位でのフィルム包装及びユニット化

備蓄用エリアにおいては、パレット単位でフィルム包装することにより、在庫管理を容易化する。パレット単位でユニット化するためには、1つの箱内に混載しない、同種の品目については箱のサイズを統一する等をあらかじめ定めておくことが必要となる。

また、プッシュ型での物資供給の場合は、食料や飲料水など複数の品目を1人分にセットした形式で提供する場合があります、その場合は、セットであることを箱の表面にラベル等で明記し、セットの内容物が分かるようにしてユニット化する必要があります。



図 6-12 ユニット化しフィルム包装された物資

(引用：全体最適による「迅速・円滑な」災害支援物資輸送の実現に向けて 日本通運)

### ウ 荷積み・荷下ろしの省力化：資機材の確保

フォークリフトのみではトラック内での物資の移動・整理が困難であり、ハンドリフトのみではトラックからの荷下ろしやトラックへの積み込み作業に相当な負荷がかかる等、資機材の特性を理解した上で、必要な資機材の確保計画をあらかじめ立てておく。

<p><b>ローラーコンベア</b> ○トラックからの荷下ろしや搬送を省力化 ×搬送経路分の台数と設置可能場所が必要</p> 	<p><b>樹脂製連結台車</b> ○軽量で持ち運び・保管が容易 ×運べる物資の量が少なく、操作しづらい</p> 
<p><b>ロールボックス</b> ○方面別仕分けに最適 ×床荷重が小さい施設では使用できない</p> 	<p><b>台車（折り畳み式・2段式）</b> ○容易に扱え、少量ピッキングに最適 ×運べる物資の量が少ない</p> 
<p><b>パレット</b> ○大ロット品の保管・移動には必須 ×床荷重が小さい施設では使用できない</p> 	<p><b>6輪台車</b> ○狭い場所でも利用可能 ×高重心で安定が悪い</p> 
<p><b>ハンドリフト</b> ○大量の物資をパレットごと移動できる ×床荷重が小さい施設では使用できない</p> 	<p><b>ブルーシート</b> ○物資の屋外保管時に有効 ×発災後は需要が多く調達難しい</p> 

図 6-13 物流資機材の例と各資機材の特徴

### 【義援物資の取扱い】

義援物資の取扱いについては、以下ア・イの方針に従う。

なお、発災直後は、相当の混乱が予想されるため、受入体制が整備されるまでの期間は原則義援物資の受入れは行わないものとする。体制が整備された後は、被災区市町村の物資のニーズを踏まえ、受入れを検討する。

#### ア 個人等からの義援物資の抑制

原則として、個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないこととし、適切に広報を行う。

#### イ 企業や団体からの大口の義援物資の受入れ

庁内及び避難所におけるニーズを踏まえて、企業や団体からの申し出内容を把握・整理した上で受入れを行う場合は、必要とする物資のみ受け入れることとし、申し出企業や団体に指定する場所までの輸送手段を提供側で確保することを依頼する。

(2) フェーズⅡ（応急対策期）：プッシュ型支援

a. 対応時期（タイムライン）と対応目標

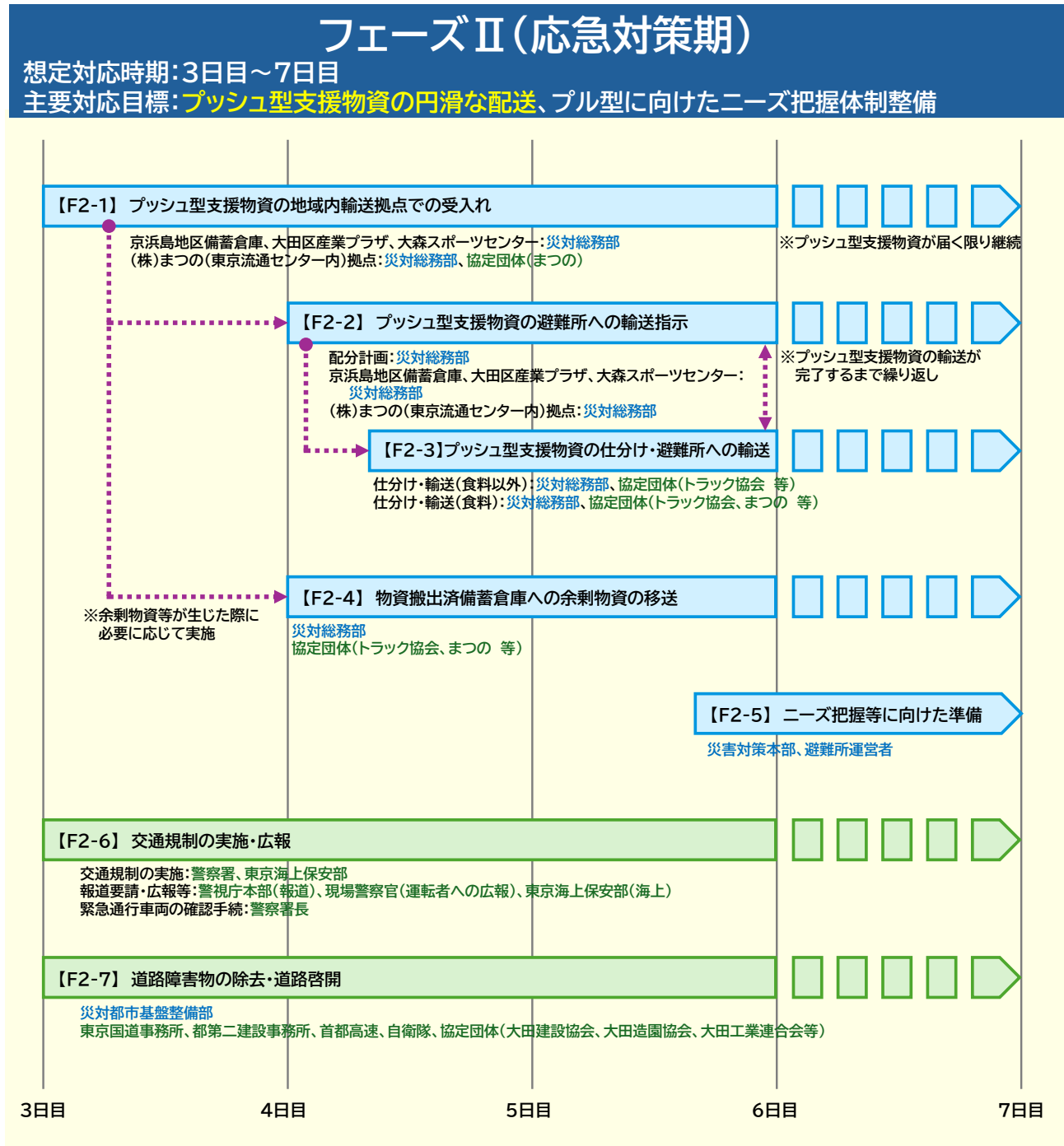


図 6-14 フェーズⅡ（応急対策期）のタイムライン

## b. 本フェーズの対応における情報と物資の流れ

発災3日目から、国は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月改定）」に定める供給計画に基づき、プッシュ型支援を実施する。

国は支援物資を調達し、都の広域輸送基地への輸送を行う。都は広域輸送基地を設置・運営し、広域輸送基地から各自治体の地域内輸送拠点への輸送を行うものとされ、区は地域内輸送拠点を設置・運営し、地域内輸送拠点から避難所等への輸送を行う。なお、地域内輸送拠点のうち京浜島倉庫、PiO、大森SCは区職員主体での運営を行うが、(株)まつのについては、協定締結事業者である(株)まつのが運営を行い、区職員は現地での指示を行うものとする。

表 6-8 プッシュ型支援の品目及び数量  
(首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画より)

品目	数量	品目	数量
食料	29,441,600 食	携帯・簡易トイレ	15,939,328 回
育児用調製粉乳	10.454 kg	トイレットペーパー	1,706,498 巻
乳児・小児用おむつ	1,748,688 枚	生理用品	2,687,804 枚
大人用おむつ	379,222 枚		

※上記は国から都に輸送される想定 of 支援物資品目及び数量であり、大田区はこのうち都が区市町村の状況を鑑みて配分計画を策定した数量を配布される。

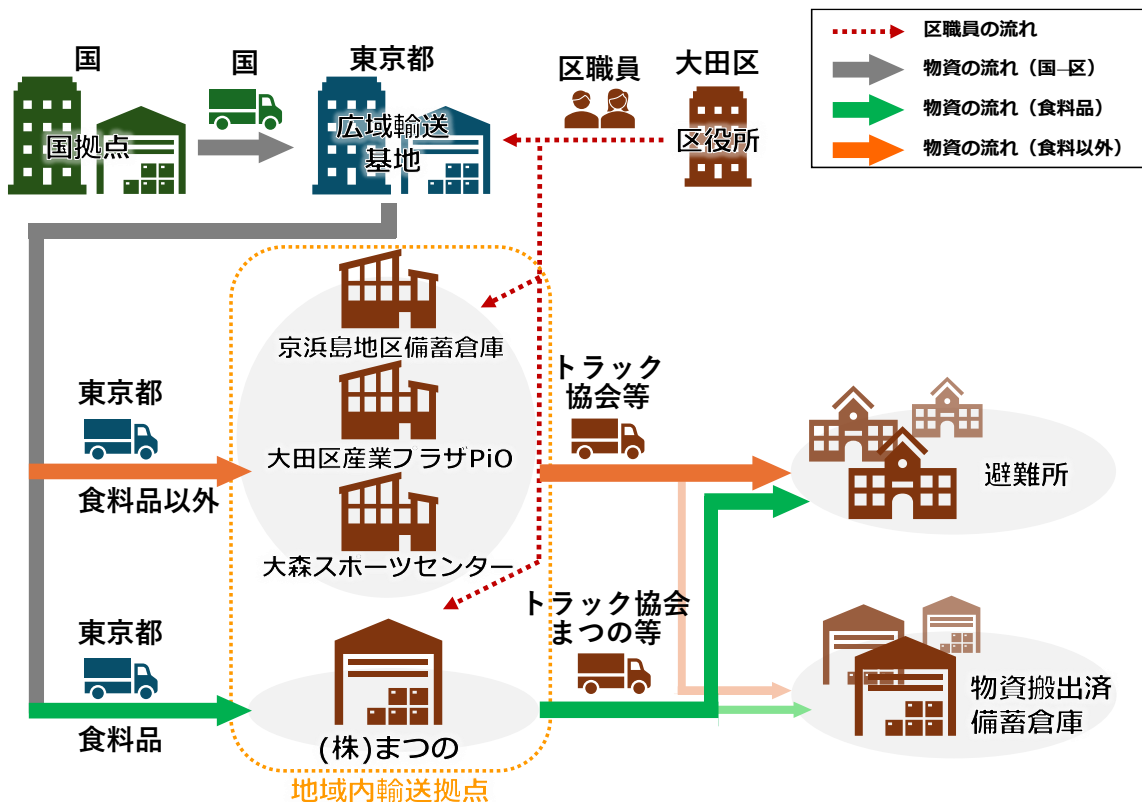


図 6-15 プッシュ型支援物資の供給に係る物資・職員の動き

## c. 各対応目標の概要

文字色凡例	赤	実施主体	青	報告先	緑	外部機関	紫	システム・様式
-------	---	------	---	-----	---	------	---	---------

### 【F2-1】 プッシュ型支援物資の地域内輸送拠点での受入れ

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課）は、災害対策本部の指示に従い、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）の運営・物資受入れを行う。
- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課）は、総合防災情報システムを用いて、物資の受け入れ完了を災害対策本部に報告する。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）は災害対策本部の指示に従い、まつのと協力して、地域内輸送拠点（(株)まつの）の運営・物資受入れを行う。
- ・ 災対総務部（総務課）は、総合防災情報システムを用いて、物資の受け入れ完了を災害対策本部に報告する。
- ・ 災害対策本部は、支援物資の受け入れ完了を B-PLo にて都災害対策本部へ報告する。

### 【F2-2】 プッシュ型支援物資の避難所への輸送指示

- ・ 災害対策本部は、都から B-PLo を用いて通知された都の支援物資配分計画を確認し、災対総務部（総務課）へ大田区に配分された支援物資品目と数量を、総合防災情報システムを用いて共有する。
- ・ 災対総務部（総務課）は、各避難所の避難者数、備蓄物資の不足数量及びその他避難所からの報告等を踏まえて配分計画を作成する。

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（選管事務局、経理管財課）は、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）において、配分計画を確認のうえ、トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等に対して、様式を用いて避難所への輸送の依頼を行う。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）は、地域内輸送拠点（(株)まつの）において、配分計画を確認のうえ、まつのと物資輸送について調整を行った上で、トラック協会等に対して、様式を用いて避難所への輸送の依頼を行う。

### 【F2-3】 プッシュ型支援物資の仕分け・避難所への輸送

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（選管事務局・経理管財課）は、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）において、配分計画に従い仕分けを行う。
- ・ トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等は、災対総務部（選管事務局、経理管財課）からの要請に従い、避難所等へ物資を輸送する。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）は、地域内輸送拠点（(株)まつの）において、まつのと協力して配分計画に従い仕分けを行う。
- ・ トラック協会等は、災対総務部（総務課）からの避難所等への物資輸送の要請に従い、避難所等へ物資を輸送する。まつのも仕分け等の拠点運営に支障のない範囲で、自社保有車両を活用して物資輸送に協力する。

<避難所等>

- ・ 避難所運営者は、避難所避難者と協力して、輸送されたプッシュ型支援物資の受入れを行う。トラックドライバーの負荷軽減のため、ドライバーへの荷下ろし依頼は避ける。
- ・ 避難所運営者は、受入れた物資を避難所避難者と協力して、避難者へ配布する。
- ・ 避難所運営者は、総合防災情報システムを用いて、物資受入れの完了及び避難者へ物資配付完了について、災害対策本部に報告する。
- ・ 災害対策本部は、支援物資の受入れ完了を B-PLo にて都災害対策本部へ報告する。

#### 【F2-4】 物資搬出済備蓄倉庫への余剰物資の移送

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC、(株)まつの）>

- ・ 災対総務部は、地域内輸送拠点において、余剰物資による物資の滞留が発生した際、災害対策本部により指定された物資搬出済備蓄倉庫への余剰物資の移送を検討する。
- ・ 災対総務部は、余剰物資の移送を決定した場合、災害対策本部に対して、移送する物資、移送先の物資搬出済備蓄倉庫について、総合防災情報システムを用いて報告するとともに、該当倉庫への移送について災害対策本部と調整を行う。
- ・ 災対総務部は、トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等に対して、様式を用いて物資搬出済備蓄倉庫への余剰物資の輸送の要請を行う。
- ・ トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等は、要請に従い、物資搬出済備蓄倉庫へ余剰物資を輸送する。
- ・ 災害対策本部は、物資搬出済備蓄倉庫担当職員を指名し、余剰物資の移送先となる物資搬出済備蓄倉庫での余剰物資の受入れ等の運営管理を指示する。

<物資搬出済備蓄倉庫>

- ・ 物資搬出済備蓄倉庫担当職員は、輸送された余剰物資の受入れを行う。なお、トラックドライバーの負荷軽減のため、物資の荷下ろしにおいて、ドライバーへの依頼は避ける。
- ・ 物資搬出済備蓄倉庫担当職員は、総合防災情報システムを用いて、余剰物資受入れの完了及び避難者へ物資配付完了について、災害対策本部に報告する。

#### 【F2-5】 ニーズ把握等に向けた準備

- ・ 災害対策本部は、各避難所運営者に対して避難者ニーズの収集準備を指示する。

<避難所等>

- ・ 避難所運営者は、避難所にある支援物資等の数量を確認するとともに、避難者数や避難者の属性分布等を確認し、必要性の高い品目をピックアップする。

- ・ **災害対策本部**は、都の情報連絡員等と定期調整会議を開催し、進捗状況把握及び今後必要となる支援物資の見通し等について調整を行う。

#### 【F2-6】 交通規制の実施・広報

- ・ **警察署**は、緊急輸送道路等の緊急交通路において緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限する交通規制を行う。
- ・ **東京海上保安部**は、東京湾内の海上交通規制や船舶の安全確保のための措置を実施する。
- ・ **災害対策本部**は、警察署や東京海上保安部から交通規制に関する情報を入手し、運転者や帰宅困難者等に対して、交通規制に関する広報を実施する。

#### 【F2-7】 道路障害物の除去・道路啓開

- ・ **災対都市基盤整備部・東京国道事務所・都第二建設事務所・首都高速**は、緊急輸送路を確保するため、災害対策本部の指示に基づき、自衛隊等の協力を得て緊急道路障害物除去路線における障害物の除去及び亀裂等の応急補修を優先的に行う。
- ・ **東京海上保安部**は、災害時に道路障害物などにより、傷病者や緊急物資の車両による輸送に支障が生じる恐れがある場合、水運事業者などの協力を得て、臨海部や河川に設置した防災船着場を使用した水上輸送ネットワークを活用し、陸上輸送を補完する。

## d. 本フェーズの対応における留意事項

### 【物資の滞留要因を踏まえた適切な在庫管理】

プッシュ型支援のピーク時には、物資拠点に輸送される物資量が避難所への輸送量を大幅に上回り、一定量の物資の滞留が想定されるため、物資の滞留要因を踏まえ、物資搬出済備蓄倉庫を活用しながら、適切な在庫管理を行う。

表 6-9 想定される物資の滞留要因と対応方針

物資の滞留要因	対応方針
<b>ア 大量・過剰物資</b> (ア) 毛布、消毒液、マスク等の災害救助物資 ・毛布は主に発災初期に使用。以降は過剰供給されると保管・輸送能力を逼迫する。 (イ) 災害備蓄品（仮設トイレ等） ・需要期を過ぎると保管スペースをとるため、施設内で滞留する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域内輸送拠点で保管すべき物資は、「今、必要な物資」「近い将来、高い確率で需要が予想される物資」に限定する。</li> <li>● 地域内輸送拠点に滞留するおそれのある物資は、速やかに物資搬出済倉庫に移送し、地域内輸送拠点の保管スペースを確保する。</li> </ul>
<b>イ 個人からの義援物資等、不特定多数から提供された混載・不定形（バラ品）の物資</b> (ア) 混載物資・中身を開けないと内容物の確認ができない物資は在庫管理が困難。 (イ) 不定形な物資は保管・輸送・仕分けが困難。 (ウ) 需要のない物資は、最終的な引き取り手がなく滞留する。	
<b>ウ 海外からの支援物資</b> (ア) 外国語表記のため、受け入れ時に内容を判別できず在庫管理が困難。 (イ) 特殊な荷姿のものもあり、仕分け・荷捌き・運搬が難しい。	
<b>エ 賞味期限が迫っている食品</b> (ア) 賞味期限切れ間近な物資は在庫管理面での負担が生じる。 (イ) 生鮮食料品は、腐敗（健康被害）と廃棄のリスクが高まる。	
<b>オ 不適切な在庫管理</b> (ア) 保管場所が管理されておらず、迅速な荷出しができない。 (イ) 物資の在庫状況が適切に管理されていない。 (ウ) 様々な物資が整理されず、混在した状態で管理されている。	
	<b>【地域内輸送拠点の運営方針】</b> を参照し、適切に在庫管理を行う。

## 【円滑な物資拠点の運営に向けて】

ア 物資の需要に応じた適切な判断（物資搬出済備蓄倉庫の活用）

「(1) 物資の滞留要因を踏まえた適切な在庫管理」を踏まえ、物資の需要に応じた適切な判断を行うことが重要となる。

(ア) 地域内輸送拠点等で保管すべき物資は、「今、必要な物資」「近い将来、高い確率で需要が予想される物資」に限定する。

(イ) 「あれば便利」「とりあえずとっておく」は避け、「すでにいらぬ物資」とともに、速やかに物資搬出済備蓄倉庫に移送し、地域内輸送拠点の保管スペースを確保する。

例：需要期を過ぎた防災用品、配備がほぼ完了した仮設トイレ、賞味期限切れの物資等

イ 余力を残した拠点運営

(ア) 長期対応を見据え、原則として24時間対応は避ける（作業効率の低下を避ける）。

(イ) 常に2割以上の保管スペースを確保し、これ以上の保管が見込まれる場合は速やかに物資搬出済備蓄倉庫に移送する。

(ウ) 物資拠点運營業務の停滞を避ける

・地域内輸送拠点は第三者の立入を制限、非公開とする。

・電話での問い合わせ対応は、地域内輸送拠点では受け付けず、専用の窓口で対応する。

(3) フェーズⅢ（移行期）：プッシュ型支援からプル型支援への移行

a. 対応時期（タイムライン）と対応目標

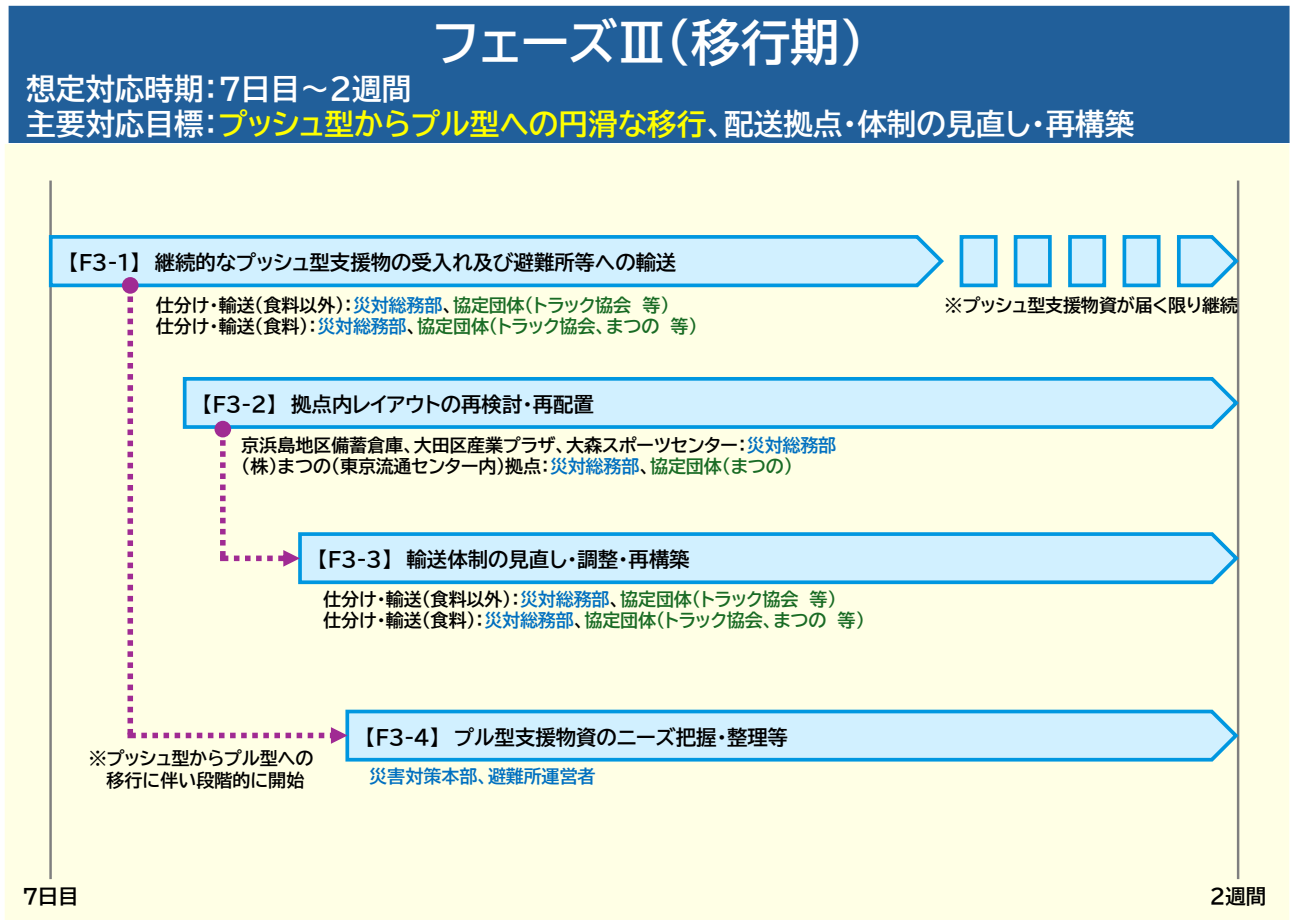


図 6-16 フェーズⅢ（移行期）のタイムライン

b. 本フェーズの対応における情報と物資の流れ

発災後 1 週間程度経過すると、国からの支援はプッシュ型支援から、プル型支援へ移行する。区でも、この移行をスムーズに行う時期として、区から都へ要請する支援要請を整理・集約するとともに、地域内輸送拠点や物資輸送体制の最適化を図る。

一方で、国からのプッシュ型支援による物資の供給も継続している時期であることから、プル型支援への移行により、プッシュ型支援物資輸送の滞留を起こさないように留意する。

## c. 各対応目標の概要

文字色凡例	赤	実施主体	青	報告先	緑	外部機関	紫	システム・様式
-------	---	------	---	-----	---	------	---	---------

### 【F3-1】 継続的なプッシュ型支援物の受入れ及び避難所等への輸送

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課）は、災害対策本部の指示に従い、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）の運営・物資受入れを行う。
- ・ 災対総務部（選管事務局、経理管財課）は、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）において、配分計画に従い仕分けを行う。
- ・ トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等は、災対総務部（選管事務局及び経理管財課）からの要請に従い、避難所等へ物資を輸送する。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）は、地域内輸送拠点（(株)まつの）において、まつのと協力して物資を受入れ、配分計画に従い仕分けを行う。
- ・ トラック協会等は、災対総務部（総務課）からの避難所等への物資輸送の要請に従い、避難所等へ物資を輸送する。まつのも仕分け等の拠点運営に支障のない範囲で、自社保有車両を活用して物資輸送に協力する。

<避難所等>

- ・ 避難所運営者は、避難所避難者と協力して、輸送されたプッシュ型支援物資の受入れを行う。トラックドライバーの負荷軽減のため、ドライバーへの荷下ろしの依頼は避ける。
- ・ 避難所運営者は、受入れた物資を避難所避難者と協力して、避難者へ配布する。
- ・ 避難所運営者は、総合防災情報システムを用いて、物資受入れの完了及び避難者へ物資配付完了について、災害対策本部に報告する。
- ・ 災害対策本部は、支援物資の受入れ完了を B-PLo にて都災害対策本部へ報告する。

### 【F3-2】 拠点内レイアウトの再検討・再配置

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課職員、選管事務局及び経理管財課）は、地域内輸送拠点内のエリア配置例等に従い、プル型支援物資の受入れ、仕分け、搬出に適した地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）のレイアウトを検討し、再配置を行う。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）はまつのと協力して、地域内輸送拠点内のエリア配置例等に従い、プル型支援物資の受入れ、仕分け、搬出に適した拠点（(株)まつの）レイアウトを検討し、再配置を行う。

### 【F3-3】 輸送体制の見直し・調整・再構築

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（選管事務局及び経理管財課）は、トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等と

調整し、プル型支援物資の輸送における体制の最適化を図る。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）はまつのと協力して、トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等との調整を踏まえて、プル型支援物資の輸送における体制の最適化を図る。

#### 【F3-4】プル型支援物資のニーズ把握・整理等

<避難所等>

- ・ 避難所運営者は、避難所にある支援物資等の数量を確認するとともに、避難者数や避難者の属性分布等を確認し、必要性の高い品目をピックアップする。
- ・ 災害対策本部は、各避難所運営者に対して避難者ニーズの収集準備を指示する。

## d. 本フェーズの対応における留意事項

### 【地域内輸送拠点のプル型支援時レイアウト】

プル型支援時の地域内輸送拠点のレイアウトについては、第2項「拠点レイアウトの基本方針」に従う。基本的な方針はプッシュ型支援時とおおむね同じであるが、プル型支援物資については、避難所ごとに必要品目・数量及び必要な時期にばらつきが発生するため、一時保管エリアを広く確保し、支援物資が滞留しない範囲で、避難者ニーズに柔軟に対応できるレイアウト配置を行うことが望ましい。

表 6-10 地域内輸送拠点内のエリア分類（プル型物資支援時）

大分類	中分類	対象・用途	備考
保管 エリア	ピッキング用 エリア	・少量の出荷頻度が高い品目を保管	出荷頻度が高い品目が見つけやすい
	一時保管 エリア	・出荷頻度が低い品目を保管 ・「ピッキング用エリア」に保管している物資の補充分を保管 <b>※国からのプル型支援物資を扱う際は本エリアを広く取り、避難者のニーズに柔軟に調整対応することが重要。</b>	大量の在庫がある品目は、パレット単位で在庫管理
仕分けエリア		・輸送先別に物資を仕分け ・避難所別にパレットを用意し、その上に各避難所へ輸送する物資を積載	パレットに積載する物資は、「ピッキング用エリア」でピッキング

エリア配置を行う上での要点は表 6-11 のとおりである。

表 6-11 エリア配置のポイント（再掲）

No	要 点	プッシュ型	プル型
1	物資を奥から詰め込まないように、あらかじめ品目ごとに保管場所を設定する	○	○
2	視認性のよい場所に品目表示板等を設置する	○	○
3	物資の出し入れがしやすいように、スペースに余裕を持たせる	○	○
4	パレットやカゴ台車、フォークリフトが各保管場所まで移動できるよう通路を確保する	○	○
5	奥にある物資についても確認が出来るよう、物資と物資の間にもスペースを確保する	○	○
6	物資の搬入口、搬出口を区別する	○	○
7	避難所等へ送る物資を仕分けするためのスペースを搬出口の近くに確保する	○	○
8	通常使用しているエリアと物資受援に使用しているエリアの動線が交錯しないようにする	○	○
9	荷崩れが起きないように、パレットの積重ねは2段以下とする	○	○
10	物資の滞留を抑制するため、ピッキングエリアを広く確保する	○	-
11	増加した物資品目に対応するため、備蓄用エリアを広く確保する	-	○

### 【配車計画の作成】

発災初期は、輸送ルートが制限されるため、地域内輸送拠点と各避難所間をピストン輸送する場合が想定されるが、復旧作業により道路状況等が改善するとルート輸送（1台の車両が複数の避難所へ輸送）を定期的に行うことが多くなる。その際は、輸送ルートや輸送時間を設定するなど、安定した輸送に留意する。

### 【物流事業者等との協力体制確保】

- 災害対策本部は、物流事業者、関係団体に対し、地域内輸送拠点の拠点管理担当、拠点作業担当への人員の派遣及び拠点運営用の車両やフォークリフト、パレット等の資機材の確保並びに、輸送用の車両及びドライバーの確保を依頼する。なお、本依頼については、災害協定等を締結する等、発災時に迅速に対応できるよう、事前に調整をしておくことが望ましい。
- 物流事業者、関係団体は、区の要請を踏まえ、可能な範囲で必要な人員の派遣、資機材の確保等の地域内輸送拠点の開設準備の支援を行うとともに、車両及びドライバーを確保し、手配状況を災害対策本部に報告する。

(4) フェーズⅣ（復旧期）：プル型支援

a. 対応時期（タイムライン）と対応目標

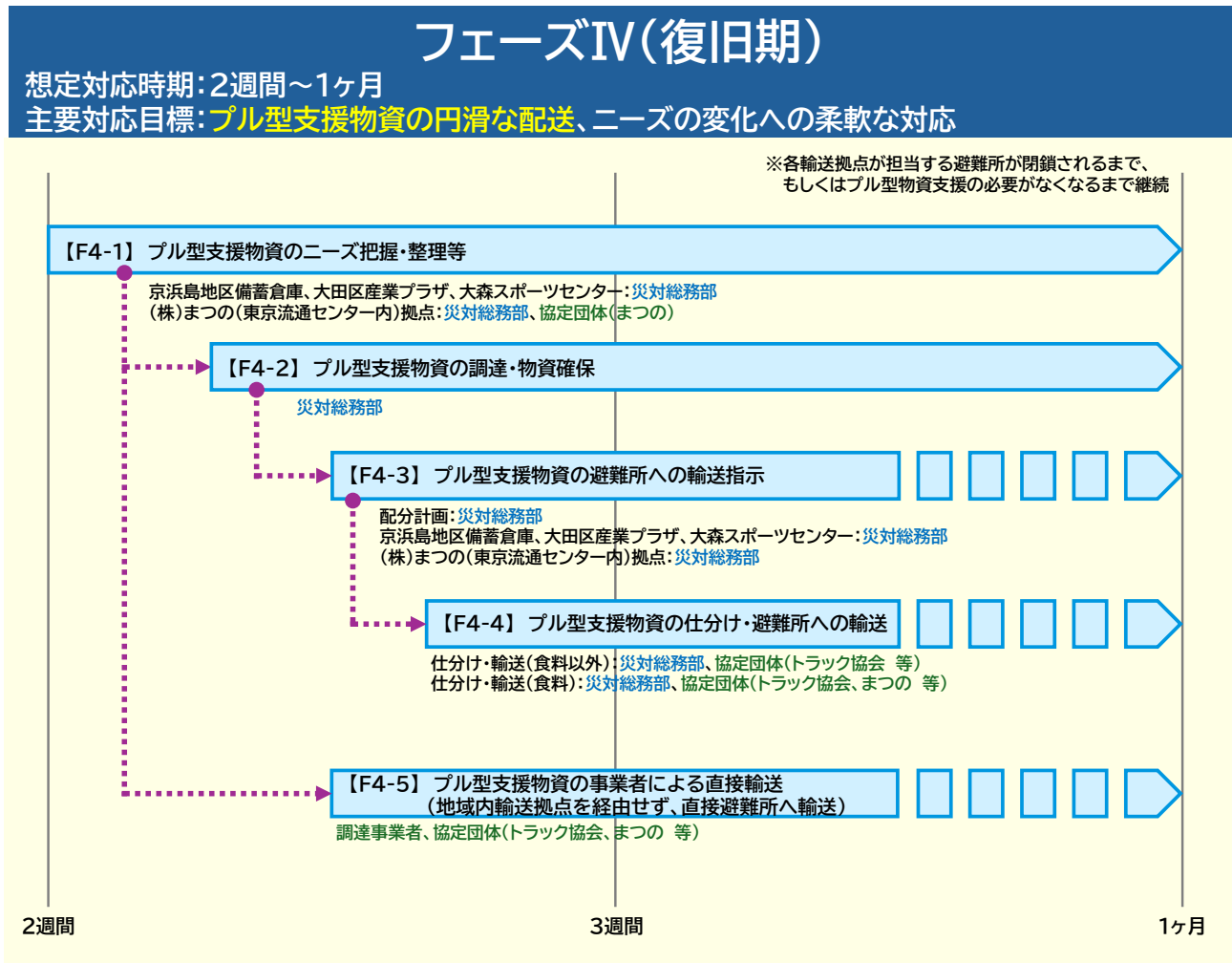


図 6-17 フェーズⅣ（復旧期）のタイムライン

## b. 本フェーズの対応における情報と物資の流れ

発災1～2週間後から、区は避難者ニーズを把握し、ニーズに即した支援物資の要請を行う。

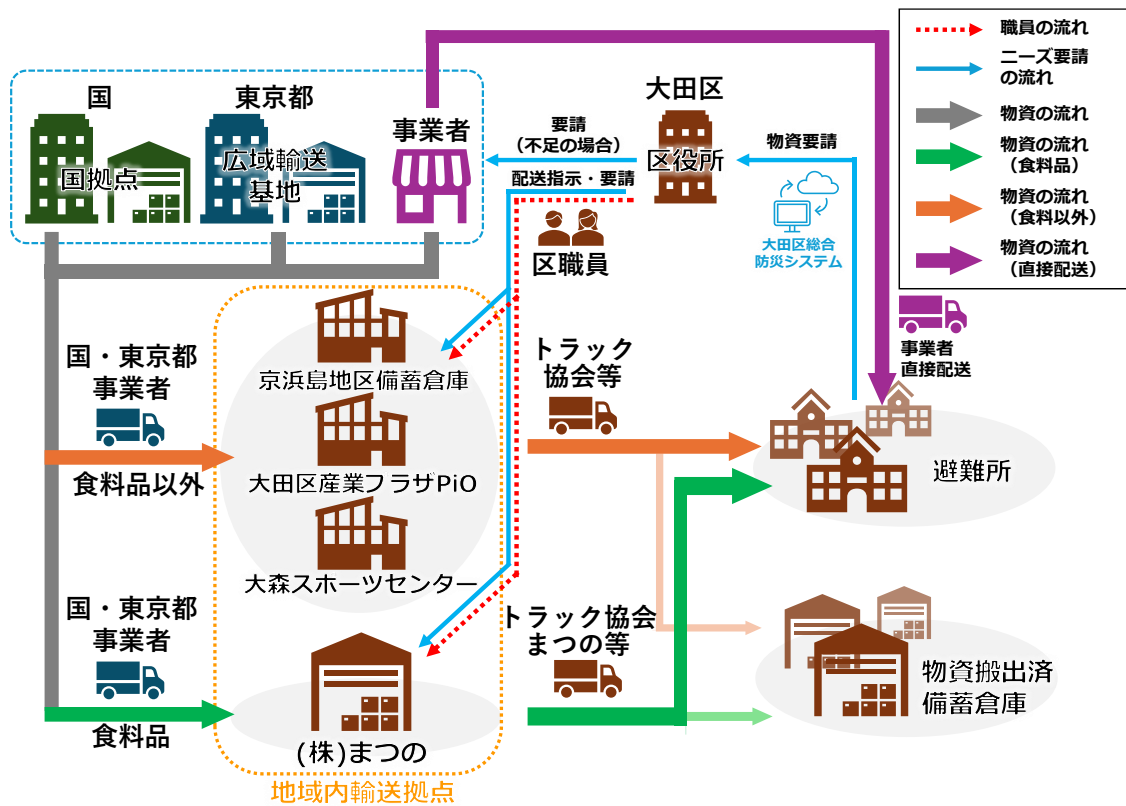


図 6-18 プル型支援物資の供給に係る物資・職員の動き

## c. 各対応目標の概要

文字色凡例

赤	実施主体	青	報告先	緑	外部機関	紫	システム・様式
---	------	---	-----	---	------	---	---------

### 【F4-1】プル型支援物資のニーズ把握・整理等

<避難所等>

- ・ 避難所運営者は、定時に、必要物資品目及び必要数量を総合防災情報システムにて、地域内輸送拠点を運営する災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課及び総務課）職員に要請する。

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC、(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課及び総務課）職員は地域内輸送拠点の日々の在庫状況（在庫管理表）を総合防災情報システムにて定時に災害対策本部へ報告する。

### 【F4-2】プル型支援物資の調達・物資確保

- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課及び総務課）職員は、在庫状況と避難所からの要請を照らし合わせ、地域内輸送拠点の在庫で不足する場合は、必要物資品目及び必要数量を総合防災情報システムにて選管事務局及び経理管財課職員は、に要請する。
- ・ 災対総務部（選管事務局及び経理管財課職員）は、災害対策本部を通じて都災害対策本部または物資調達に係る協定締結事業者に対して、不足する支援物資の調達を要請する。

### 【F4-3】プル型支援物資の避難所への輸送指示

- ・ 災対総務部（総務課）は、各避難所の避難者数、備蓄物資の不足数量及びその他避難所からの報告等を踏まえて配分計画を作成する。

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（選管事務局及び経理管財課）は、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）において、配分計画を確認のうえ、トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等に対して、様式を用いて避難所への輸送の依頼を行う。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ 災対総務部（総務課）は、地域内輸送拠点（(株)まつの）において、配分計画を確認のうえ、まつのと物資輸送について調整を行った上で、トラック協会に対して、避難所への輸送の依頼を行う。
- ・ 災害対策本部は、都に対して B-PLo を用いて物資の調達依頼を行う。
- ・ 災害対策本部は、協定事業者等から物資の調達（地域内輸送拠点への輸送日時等）の見込みを確認後、地域内輸送拠点の災対総務部（選管事務局及び経理管財課、総務課）に共有する。

### 【F4-4】プル型支援物資の仕分け・避難所への輸送

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）>

- ・ 災対総務部（選管事務局・経理管財課）は、地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森 SC）において、配分計画に従い仕分けを行う。

- ・ **トラック協会、ヤマト運輸、福山通運**等は、災対総務部（選管事務局、経理管財課）からの要請に従い、避難所等へ物資を輸送する。

<地域内輸送拠点（(株)まつの）>

- ・ **災対総務部（総務課）**は、地域内輸送拠点（(株)まつの）において、**まつの**と協力して配分計画に従い仕分けを行う。
- ・ **トラック協会**等は、災対総務部（総務課）からの避難所等への物資輸送の要請に従い、避難所等へ物資を輸送する。**まつの**も仕分け等の拠点運営に支障のない範囲で、自社保有車両を活用して物資輸送に協力する。

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、避難所避難者と協力して、輸送されたプル型支援物資の受入れを行う。なお、トラックドライバーの負荷軽減のため、ドライバーへの荷下ろしの依頼は避ける。
- ・ **避難所運営者**は、受入れた物資を避難所避難者と協力して、避難者へ配布する。
- ・ **避難所運営者**は、**総合防災情報システム**を用いて、物資受入れの完了及び避難者へ物資配付完了について、**災害対策本部**に報告する。
- ・ **災害対策本部**は、支援物資の受入れ完了を **B-PLo** にて **都災害対策本部**へ報告する。

**【F4-5】プル型支援物資の事業者による直接輸送(地域内輸送拠点を經由せず、直接避難所へ輸送)**

- ・ **災害対策本部**は、物資調達を要請した**協定事業者**等に対して、指定避難所等に直接輸送するように依頼する。

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、避難所避難者と協力して、輸送された調達物資の受入れを行う。なお、トラックドライバーの負荷軽減のため、トラックドライバーへの荷下ろしの依頼は避ける。
- ・ **避難所運営者**は、受入れた物資を避難所避難者と協力して、避難者へ配布する。
- ・ **避難所運営者**は、**総合防災情報システム**を用いて、物資受入れの完了及び避難者へ物資配付完了について、**災害対策本部**に報告する。

## d. 本フェーズの対応における留意事項

### 【避難所ニーズの把握方法】

各避難所内でのニーズの集約については、避難所運営者が主体となって聞き取り調査等を行い、取りまとめることを基本とする。ニーズ調査においては、地域内輸送拠点の在庫品目の一覧表等により、現在在庫のあるものから優先的にニーズを集約することをめざすが、避難者の状況・属性等に応じた個別ニーズには、可能な範囲で対応する。

また、日配品等の対応等を考慮し、1日1回の定時報告を基本とし、災対総務部（総務課）が、総合防災情報システムを用いて、品目・数量を報告する。

### 【直接輸送・間接輸送の選択】

調達事業者指定避難所等へ直接輸送を依頼するのは、賞味期限が短い物資や小口物資で、かつ輸送先が限られている場合において、事業者（調達元）が輸送手段を有する場合を基本とする。

地域内輸送拠点への輸送（間接輸送）を依頼するのは、大量物資の一括調達等を行う等、地域内輸送拠点で物資の仕分けを行うことが適切である場合を基本とする。

(5) フェーズV（復興期）：

a. 対応時期（タイムライン）と対応目標

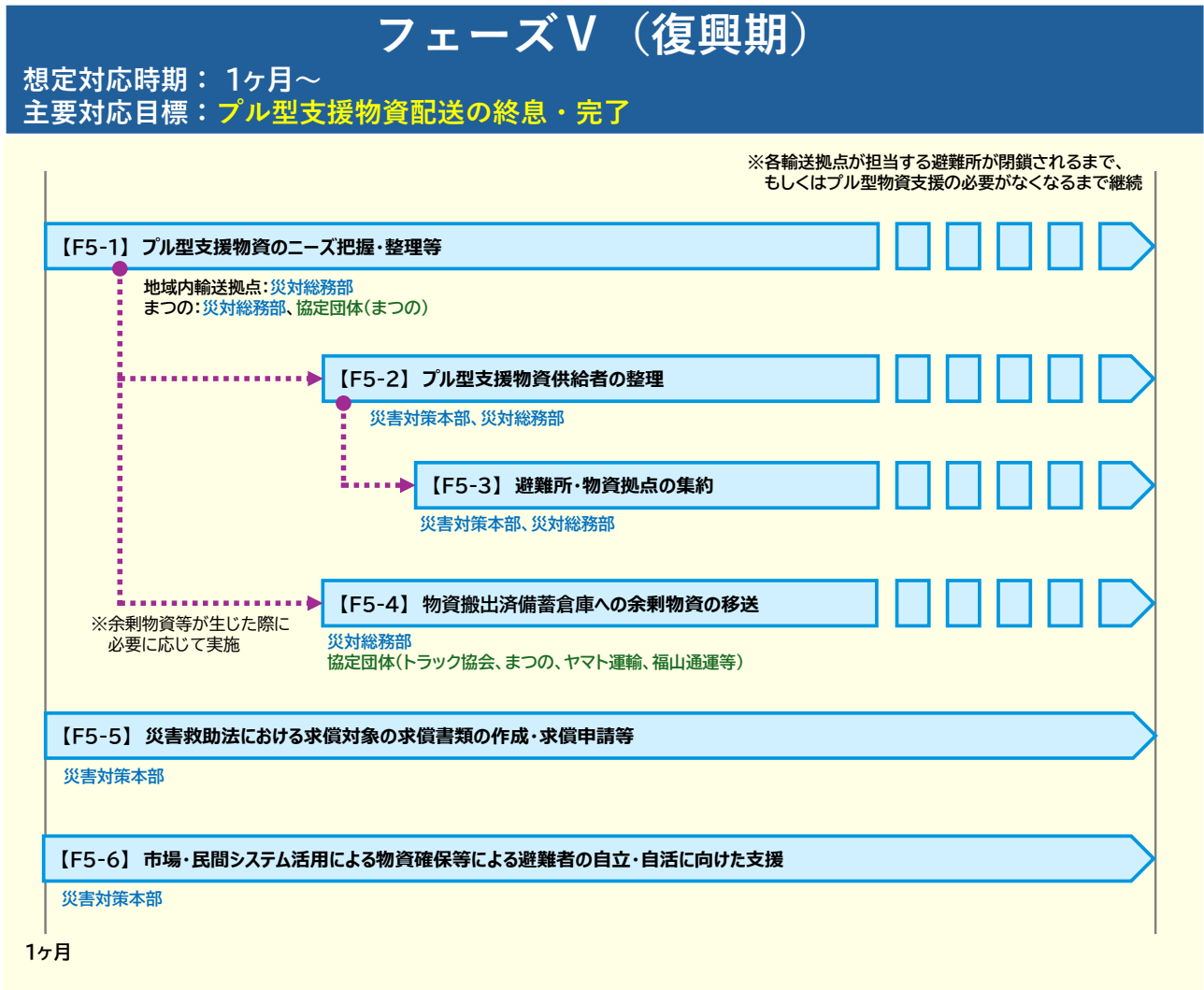


図 6-19 フェーズV（復興期）のタイムライン

## b. 本フェーズの対応における情報と物資の流れ

発災1ヶ月以降は、区は区民の日常生活復帰を支援する目的でプル型支援を継続する。ただし、自宅の被害が軽微な避難者や住宅の補修が完了した避難者等は避難所から自宅に戻り、徐々に日常生活を取り戻しつつある時期であることも踏まえて、避難所や地域内輸送拠点等は集約し、効率的かつ有効な支援を行うことをめざす。

避難所や地域内輸送拠点が集約されるに伴い、情報や物資の流れも明確かつ集約型になるため、これまでの物資供給や情報共有の流れを活用しつつ、手順の集約等により省力化を図る。省力化されたことにより、区職員も次第に通常業務を遂行しつつ、引き続き避難者の支援にあたることに努める。

## c. 各対応目標の概要

文字色凡例

赤	実施主体	青	報告先	緑	外部機関	紫	システム・様式
---	------	---	-----	---	------	---	---------

### 【F5-1】プル型支援物資のニーズ把握・整理等

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、定時に、必要物資品目及び必要数量を**総合防災情報システム**にて、地域内輸送拠点を運営する**災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課及び総務課）職員**に要請する。

<地域内輸送拠点>

- ・ **災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課及び総務課）職員**は地域内輸送拠点の日々の在庫状況（在庫管理表）を**総合防災情報システム**にて定時に**災害対策本部**へ報告する。

### 【F5-2】プル型支援物資供給者の整理

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、自宅が全壊または半壊して、日常生活が困難であり、引き続き支援物資の供給が必要であると判断した避難者を整理して、**総合防災情報システム**にて**災害対策本部**へ報告する。
- ・ **災害対策本部**は、各避難所からの引き続き支援が必要な避難者情報を把握・整理し、今後の物資支援の方針を決定する。

### 【F5-3】避難所・物資拠点の集約

- ・ **災害対策本部**は、今後の物資支援方針に従い、避難者の集約及び地域内輸送拠点の集約を決定し、各**避難所運営者**に通達する。ただし、避難所集約は、避難所の平時利用の再開だけでなく、避難者の日常生活におけるコミュニティ等も考慮して検討する必要がある。

<避難所等>

- ・ **避難所運営者**は、災害対策本部からの通達を受け、避難所避難者に対して、集約後の避難所への移動支援や避難所閉鎖対応を行う。また、避難者の移送、避難所の閉鎖が完了した

ら、総合防災情報システムにて災害対策本部へ報告する。

<地域内輸送拠点>

- ・ 災対総務部（監査事務局、人権・男女平等推進課及び総務課）職員は、災害対策本部からの通達を受け、地域内輸送拠点の集約、使用しない地域内輸送拠点施設の現状復旧・閉鎖等の対応を行う。また、地域内輸送拠点の集約・閉鎖が完了したら、総合防災情報システムにて災害対策本部へ報告する。

#### 【F5-4】物資搬出済備蓄倉庫への余剰物資の移送

<地域内輸送拠点（京浜島倉庫、PiO、大森SC、(株)まつの）>

- ・ 災対総務部は、引き続き、余剰物資の移送を決定した場合、災害対策本部に対して、移送する物資、移送先の物資搬出済備蓄倉庫について、総合防災情報システムを用いて報告するとともに、該当倉庫への移送について災害対策本部と調整を行う。
- ・ 災対総務部は、トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等に対して、様式を用いて物資搬出済備蓄倉庫への余剰物資の輸送の依頼を行う。
- ・ トラック協会、ヤマト運輸、福山通運等は、様式に従い、物資搬出済備蓄倉庫へ余剰物資を輸送する。
- ・ 災害対策本部は、避難所や地域内輸送拠点の集約・閉鎖に際し、物資搬出済備蓄倉庫の配置についても再検討を行い、なるべく地域内輸送拠点付近の倉庫を設定する。新たに物資搬出済備蓄倉庫を設定した場合は、監査事務局、人権・男女平等推進課職員、選管事務局及び経理管財課に、新規の物資搬出済備蓄倉庫を通達する。

<物資搬出済備蓄倉庫>

- ・ 物資搬出済備蓄倉庫担当職員は、輸送された余剰物資の受入れを行う。なお、トラックドライバーの負荷軽減のため、物資の荷下ろしにおいて、ドライバーへの依頼は避けること。
- ・ 物資搬出済備蓄倉庫担当職員は、総合防災情報システムを用いて、余剰物資受入れの完了及び避難者へ物資配付完了について、災害対策本部に報告する。

#### 【F5-5】災害救助法における求償対象の求償書類の作成・求償申請等

- ・ 災害対策本部は、物資受援に係る費用について、災害救助法による救助の範囲を踏まえるとともに、求償する際に必要となる証拠書類を整理する。
- ・ 災害救助法が適用された際の経費として対象となる業務やその支払いの範囲等については次頁に掲載する。

#### 【F5-6】市場・民間システム活用による物資確保等による避難者の自立・自活に向けた支援

- ・ 災害対策本部は、引き続き支援物資の供給が必要な避難者において活用する市場・民間システムを、避難者の自立・自活の観点から考慮して、検討・選定する。
- ・ 災害対策本部は、避難所運営者及び避難所運営委員会と協力して、避難者が必要としている物資を、避難所運営委員会や支援団体等がシステムを通して支援物資の要請を行う体制を構築する。

## d. 本フェーズの対応における留意事項

### 【災害救助法に基づく求償対象となり得る費用負担】

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、「災害救助法施行細則（昭和38年10月5日 東京都規則第136号（令和7年6月27日施行）」より、特に災害時支援物資に関しては次のような種類の救助がある。

- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
  - 二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。
- ・飲料水の供給
  - 一 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
  - 一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
  - 二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
    - (一) 被服、寝具及び身の回り品
    - (二) 日用品
    - (三) 炊事用具及び食器
    - (四) 光熱材料

## 第3節 復興フェーズでの物資供給支援方針

区は、正常な経済活動において入手可能な物品については、経済活動内で避難者に入手してもらい、入手困難な物品に絞ってプル型の支援を行う。また、プル型支援についても、区主導で行うことは最小限にとどめ、民間事業者や地域団体等のツールやシステム、サービス等を活用することで、避難者だけでなく、事業者や経済の円滑な復興に資する支援をめざす。

## 第7章 災害時物流最適化計画の運用と見直し

### 第1節 PDCAによる計画の定期的な見直し

本計画は、今後の実災害における災害時物流で生じた課題や教訓、気候変動による環境の変化、国及び東京との関連上位計画の更新等に応じて、継続的に見直しを行っていく必要がある。また、備蓄品の再配置の推進、備蓄品目の見直し、備蓄倉庫の充実化、関係機関との連携体制強化など、対策の実施状況によって前提条件が変化していくので、これを踏まえた改善も必要となるものである。そのため、本計画については、定期的に見直しを行うとともに、関係機関、協定事業者、区民組織等とも必要に応じて意見交換を行い、さらに検証を進めていくことで、より実効性の高いものとする。

本計画の定期的な見直しを推進する役割は、総務部危機管理課が担う。しかしながら、災害時の物流には多様な主体が関係することになるため、多様な関係主体の意見を計画に反映すべく、検討すべき議題に応じて、民間物流事業者・関係機関・関係各部署等を交えた関係者協議を実施し、その協議での検討結果を踏まえたPDCAサイクル（図7-1にイメージを示す。）を推進していく方針とする。



図7-1 PDCAサイクルによる災害時物流最適化計画の運用と見直しイメージ

### 第2節 災害時物資配送に係る教育・訓練計画

災害時の物資配送を円滑・確実に実施するためには、本計画を含む各種計画やマニュアルを作成するのみでは不十分であり、それら計画・マニュアルに定められた内容を理解し、実践できる体制を構築するための教育・訓練が不可欠である。そのため、災害時物資配送に係る教育・訓練を計画的に推進するものとし、訓練で得られた課題を、計画・マニュアルに反映することで、そのブラッシュアップを図るものとする。

令和8年3月

発行 大田区 総務部 防災危機管理課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1235（直通）

FAX：03-5744-1519